

## 第4編

# 知的財産を通じた 公正社会の実現に寄与

第1章 需要者中心の請願サービス改善

第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

第3章 国内・外における知的財産保護の強化

## 第1章 需要者中心のサービス改善

### 第1節 顧客中心のサービス体制の構築

#### 1. 顧客指向的な手数料体系への改編

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 キム・ミスン

##### イ. 推進背景

特許庁は顧客が手数料をより一層便利に納付できるように納付方法を多様化し、厳しい経済状況の中で手数料の納付負担を減らすことができるよう、ATM(銀行業務自動化機器)納付制度と、軍の兵士などに対する手数料の免除制度を導入した。一方、健全な商標使用慣行を確立し、公正な商取引秩序を維持するため、商標出願及び登録時の基本商品数を超過する指定商品に対し、手数料加算制度を導入した。

##### ロ. 推進内容

#### 1)ATM(銀行業務自動化機器)納付制度の導入

これまで特許手数料の納付方法は、銀行を訪問して納付したり、インターネットバンキングを利用する方法であった。しかし、銀行訪問は時間が多く必要とされ、銀行業務の締め切り時間の制約もあり、インターネットバンキングはインターネット接続が不可能な環境では手数料が納付できない限界などがあった。そこで特許庁は、納付者の納付便宜を向上するために、銀行訪問やインターネットバンキングでなくても周辺にたくさんあるATM(Automatic Teller machine:銀行業務自動化機器)からも特許手数料を納付することができるようにした。現在ATMで納付できる手数料は、特許・実用新案・デザインの年次登録料であり、納付者は年次登録料の納付案内書にある仮想口座へ特許手数料を納付できる。今後特許庁は、ATMで納付できる手数料の種類を出

願料、審査請求料などに拡大する計画である。

#### 2)軍兵士などに対する手数料免制度の導入

軍兵士の士気を高め、発明創作意欲を鼓吹するために、軍兵士などに対する手数料の免除制度を導入した。(2012.4.1.施行)具体的には軍服務遂行中の一般兵士、公益勤務要員、戦闘警察隊員など転換服務修行者<sup>\*</sup>には、特許・実用新案・デザイン出願の出願料、審査請求料、設定登録料が100%免除される。手数料免除を受けたい申請人は、サービスを立証する書類を提出しなければならない。

\* 転換服務:矯正施設警備員、戦闘警察隊員または、義務消防員の任務に従事させるために現役兵を他の身分に転換すること。

#### 3)優先審査申請の取下げ・放棄時における優先審査申請料の返還制度導入

これまで優先審査の対象でないと決定されれば、申請人は優先審査申請料の約80%が返還されたが、優先審査対象の有無決定前に優先審査申請の取下げや放棄した場合には、優先審査申請料は返還されなかった。これによって優先審査却下の決定を受けた申請人よりも優先審査申請の取下げや放棄した申請人の方が不利な処遇を受け不合理であった。従って、このような問題点を解消するために、申請人が優先審査対象の有無決定前に優先審査申請の取下げや放棄した場合、優先審査申請料の80%を返還されるように制度を改善した。

#### 4)基本商品数を超過する指定商品に対する手数料加算制度導入

これまで商標出願料及び登録料は指定商品の数に関係なく、1つの商品類を基準に同じ金額が賦課されていたため、1件当たりの出願に対する指定商品の数が大きく増加し、実際使わない商品まで不必要に過多指定して出願・登録する傾向であった。これに対して商品をたくさん指定しようが、少なく指定しようが同じ金額の出願料、登録料を納付していたため、不公平だということ指摘が多かった。実際登録された商品の

使用率も低く、他人の商標選択権を制限する問題があった。そこで特許庁は、収益者負担原則にともなう公正な費用負担原則を確立し、実際に使う商品だけを出願するように誘導して、使わない商品に対する商標が第三者の商標選択や営業活動の妨害を予防するなど、公正な商取引秩序を形成するために、出願・登録時に1商品類当たり20を超える指定商品ごとに2,000ウォンの加算料を賦課した。(2012. 4. 1. 施行)

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特許顧客の手数料納付に対する便宜向上を図るため、既存の納付方法と差別化した新しい納付方法を持続的に発掘しサービスを行い、特許顧客に実質的に役に立つ行政サービスの開発に努めてきた。今後も特許庁は責任運営機関として、財政の健全性を害しない範囲内で特許顧客の納付便宜を図ると共に、納付負担を減らす顧客指向的な政策を行うなど、合理的な手数料制度の確立に努めていく計画である。

## 2. 出願・登録分野の特許行政制度の改善

顧客協力局	出願課	行政事務官	クオン・オデ
	登録課	行政事務官	クオン・イングク
	国際出願課	行政事務官	キム・ウォンヨン
	国際出願課	行政事務官	キム・キホン

#### イ. 出願分野の制度改善

##### 1) One-Stop書式作成システムの構築

書式作成機と電子文書作成機及び添付書類入力機など特許路の文書作成編集ツールの関係を強化することにより、電子出願による出願書類作成時に編集ツールの転換にともなう不便をなくし、書式作成手続きを簡素化した。すなわち、特許路の書式作成機を使って書式作成する際に、電子文書作成機と添付書類入力機への移動が可能なり

リンク機能を追加し、編集ツールの転換なしで要約書、明細書(図面)の作成や添付書類の入力を可能にして出願人の便宜を向上した。

## 2)段階別の誤謬お知らせサービス施行

特許路Web出願(WEB-PASS)システムを使用する個人出願人が抱えている誤謬問題に対して効率的に解決できる方法を支援するため、エラーの深刻性を段階別に区分・表示して案内した。ウェブ出願オンライン検証を通じて提出文の誤謬有無の確認ができる。例えば、誤謬が検出される場合、深刻性が軽微で補正理由に該当する誤謬は「注意」段階として分類、発生した誤謬が修正できないほど深刻で返還理由に該当する場合は「警告」段階として分類し案内することにより、誤謬の深刻性に相応する警戒心を喚起させ、出願人が受ける不利益を事前に予防できるようにした。

## 3)提出書類の見本案内制度の施行

補正要求書など通知書の発送時に、提出書類に対する見本を提供して出願人の正確な書類作成を誘導し、発生可能な書類作成の誤謬を事前に予防できるように支援した。これまでは添付書類を間違えて提出した場合、単純に「添付書類の未提出または、ミス提出」の案内文句だけを発送していたため、書類作成に不慣れな出願人に提出書類作成の追加的な負担が発生した。そこで書類作成に対するガイドラインとして委任状、持分約定書など提出書類の見本を提示し記載要領をわかりやすく案内した。

## 4)出願関連通知書の内容改善

延長可能期間(4ヶ月)を超過した指定期間延長申請時に、審査官が判断する超過期間の認定理由に対し、改正された審査指針書の内容を反映し、手数料の事後減免に対する法的根拠を明示するなど、出願書方式審査時に発送する各種通知書の内容を改善した。

## ロ. 登録分野の制度改善

### 1)特許権などの登録令及び施行規則の制定

法令内容で重複する特許・実用新案・デザイン・商標登録令及び各施行規則を統合し、特許権などの登録令及び施行規則を制定した。これによって計200の登録令条文を61の条文に、計173の登録令施行規則の条文を69の条文に、計41の書式を29の書式に簡素化した。また、既存の登録書類は、受付当日だけ補正することが可能だったが、登録書類の修正可能な欠陥は1ヶ月以内に補正することができるように登録補正制度を整備(2012. 7. 1. 施行)した。合わせて、別紙書式の各申込書に住所欄を新設し、記載された住所が住民登録簿本などの住所と一致すれば、出願人コード上の住所を申込書に記載された住所で職権変更ができるように制度を改善(2012. 7. 1施行)した。

### 2)外国語特許証の発給

これまでは、ハングルと英文が混用された特許証だけを発給したが、国内企業の活発な海外進出の傾向に応じて、特許権者が知的財産権を英文ホームページに広報したり、外国企業との契約時に活用することができるように、特許法及び実用新案法施行規則を改正して英語、日本語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、アラビア語の計8言語で外国語特許証を発給することができるように制度を改善した。

### 3)郵便による登録書類の受付方式改善

郵便で申請した登録書類は、到達した日の翌日に登録課で受付番号を付与し、1～2日後の電子化により方式担当者と申請人を確認することができた。これによってリアルタイムに受けられるオンライン登録申込書類の方式審査の期間も、受付順位の確認のために2日ほど遅延している。これを解決するために郵便による申請登録書類の受付手続きを迅速化にして当日受付ることにより、受付の確認のために不必要に待機する期間を短縮した。また、登録書類の受付番号付与体系をオンラインと郵便申請を統合して単一体系に一元化することによって、受付番号だけで各申込書の相互間優先

順位を明確に把握することができるようになった。

#### 4)知的財産権変動登録の誤謬事前点検システム構築事業の推進

2008年以降から登録方式審査の品質向上の政策を実施により権利変動関連についての安全性は高まったが、変動登録申込書の不受理率と登録再申請件数が急増した。知的財産権変動申請人の便宜向上と不受理率の減少のために「知的財産権変動登録の誤謬事前点検システム構築事業」を推進した。このシステムは、権利変動登録申請時にしばしば発生する多様な誤謬事例をDB化にし、事前に確認が必要な項目を申請人にオーダーメイド型で案内することが主要機能で、知的財産権変動登録申請人はオンラインで申込書を提出する前に、同システムを活用して作成した書類に誤りがあるか否かを確認することで、無欠点の申込書を提出することができるようになった。

#### 5)知的財産権年次料納付案内サービスの改善

2002年から権利者の錯誤または、不注意などで権利が消滅するのを防止するために、発送される年次登録料納付案内書の内容を叙述型にわかりやすく記載し、納付時期別の納付金額、権利事項を図表で提供して権利者の理解度を向上させ、一方、従来の年次登録料の納付目録だけを提供していた、一ヶ月の年次登録料の納付件数が5件以上の多登録権利者にも、「年次登録料の納付案内書」を提供し、権利者の年次登録料の納付便宜を向上した。

### ハ. 国際出願分野の制度改善

#### 1)WIPOから郵便送達される通知書の受付プロセスの改善

WIPOから郵便送達されるPCT関連通知書に対し、従来は方式担当者が直接受け付けて電子化したが、迅速かつ正確な方式審査のために業務を二元化した。受付は方式担当者が遂行し、電子化は専門機関の特許情報院の特許文書電子化チームで遂行するように業務プロセスの改善を推進した。

業務の二元化のために、PCT指定官庁の方式審査システムで受付け、目録照会及びバーコード出力画面を実現させた。これを通じて2011年6月からは、方式担当者が通知書受付後に関連書類を電子化機関に移管し電子化したことによって業務の能率性を向上させ、方式審査官の業務負担も軽減することができた。

## 2)マドリット国際出願書式の作成プログラムMM書式作成機の改善

マドリット国際出願オンライン書式の内部作成プログラムであるMM書式作成機の利用において、国際出願人が最も不便に思っていた指定商品記載欄の問題点を2011年2月に改善し、国際出願人の便宜を図った。改善前のMM書式作成機の指定商品記載欄は、国際事務局で提供したDTD定義(XML文書に対する構造的定義)により、一行に60字以内の文字だけを記載できるようになっていたため、多数の指定商品を記載する際に不便であったが、このようなDTD定義上の60字制限規定を削除するなど、指定商品入力フォーマットを改善して一行に800字まで指定商品を入力できるようにした。このような持続的なプログラム改善の努力の末、マドリット国際出願施行初期の30%台の電子出願利用率が95%以上に達している。

## 3. 顧客と共にするサービス・制度の改善

顧客協力局 顧客協力政策課 行政事務官 グ・ジェミヨン

### イ. 顧客満足サービス向上推進計画の策定

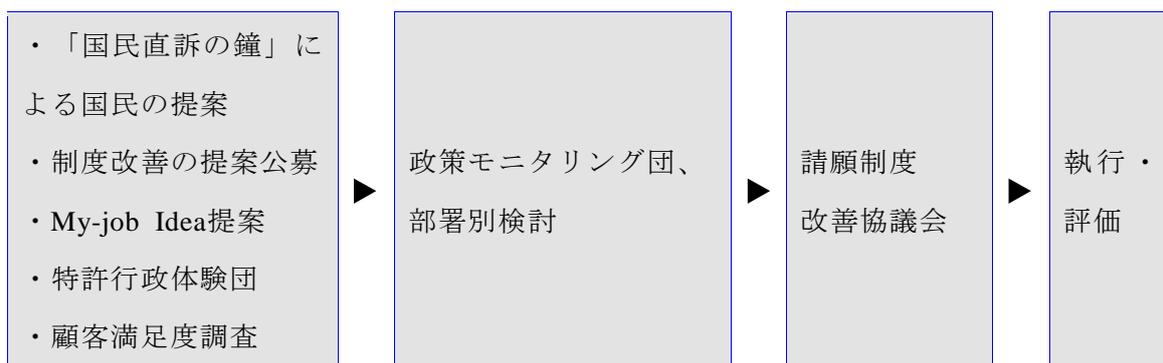
特許庁は、「21世紀知的財産先進一流国の実現」という特許庁のビジョン達成と共に、世界最高の顧客サービスを通じた顧客感動経営を体系的に推進するため、2011年度も顧客満足サービス向上の推進計画を策定し施行した。顧客を感動させるサービスを提供するために、顧客指向のサービス基盤強化、顧客中心の積極的な制度改善、顧客オーダーメイド型サービス強化、迅速かつ正確な審査・審判サービス提供など4分

野57の細部課題を推進した。これを通して顧客のための積極的なサービスの提供と、全職員に対する顧客サービスのマインド育成などの成果を達成した。

ロ. 顧客と共にする請願・制度改善

1) 「国民参加型の請願・制度改善プロセス」の活性化

不必要な行政制度の改善事項(国民提案)を取り入れて顧客の請願に応じるために、特許庁は「国民参加型の請願・制度改善プロセス」を運営しているが、特許行政制度改善への提案公募、特許行政の体験団運営などを通して提示された制度改善の課題に対し、該当部署及び政策モニタリング団がその妥当性の検討を行い、請願制度改善協議会を通じて最終的に実施可否を検討している。



2011年度の代表的な制度改善事例は、特許権などの権利移転登録申請時の印鑑証明提出義務の廃止、外国語による特許証発給制度の導入、年次登録料の一括前払い割引制度の導入、特許審決文の電子送達制度導入、国有特許権処分管理業務の民間委託などがある。

2)特許行政体験団の運営

特許行政体験団は、特許庁新規職員、行政インターン、関連機関の職員などで構成され、特許庁で提供しているすべての特許行政サービスを実際に顧客の立場で直接経験し、改善事項を提示するプログラムである。

体験団員は、特許・商標・デザイン分野の電子及び書面出願過程、設定登録・移転登録など登録過程、優先審査・異議申請など審査過程、各種審判請求、知的財産関連の教育申請など26の細部分野について各種書式を作成して手数料を納付し、訪問及び電話相談業務などを体験する。体験活動により各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式種類及び書式数の適正性、請願対応時間などに対し請願人の立場で点検を行い、ささいな不便から制度・法律変更事項に至るまで多様な改善事項を発掘して受容する。

2012年初めに3世代特許ネットシステムが開通する見込みであるため、2011年には、体験団の活動により提示された提案事項を、新しいシステムに反映することが時期的に間に合わない問題があるので、過去2年間の提案事項のうち、所管部署の反映についての有無、長期検討課題に対する進行状況の点検などのフィードバックを通じて体験団運営に充実を期した。

### 3)特許行政制度改善提案公募の実施

特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し制度改善の課題を発掘するため、「発明の月」のイベントと連係して2011年5月に、特許顧客を対象に制度改善の提案公募を実施した。提案公募を通じて計231件の提案を受付け、このうち21件の制度改善課題を発掘した。優秀な提案事例として、電子出願システムの手数料納付方式の改善、デザイン登録出願後の図面補正時の図面方式変更(2D⇔3D)可能、QRコードを活用した「KIPO SMART DIGEST」の発刊、顧客にわかりやすい申込書作成要領の提供などがある。

### 4)請願制度改善協議会の運営

特許庁は、制度改善の提案公募、革新提案など多様な発掘調査により提起された顧客サービス改善課題に対し、民間委員及び公務員などで構成された請願制度改善協議会において審議及び推進の有無を決めている。

2011年には協議会を4回開催し、ATM(銀行業務自動化機器)納付制度の導入、複数デザイン登録出願料に対する免除適用規定の明確化、オンライン申請環境に応じた登録補正制度の導入、侵害訴訟履歴の登録原簿記載を通じた紛争履歴関連情報の接近性向上など計20件に対して審議した。

#### ハ. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

##### 1)顧客満足度の調査

＜表IV-1-1＞5年間特許顧客満足度の推移

(単位:件)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
満足度	72.92	73.46	73.81	73.81	72.70

特許庁は、分野別の特許行政サービスを正確に診断し、顧客の意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判・サービスなど5分野を対象に、出願人、代理人、請願人など約2,400人余りを対象に、特許行政全般に対する満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するために外部のリサーチ専門機関に委託して施行している。顧客満足度の結果は各局の成果指標(KPI)として設定し、報酬、昇進など成果評価に反映させ、顧客満足度の改善が成果評価システムと連動できるように制度化した。特許顧客満足度は毎年伸びていたが、2011年度は下落したため、これに対する総合対策を講じている。

##### 2)電話親切度の調査

＜表IV-1-2＞5年間電話親切度の推移

(単位:件)

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
満足度	89.03	89.50	89.32	89.48	92.85

特許庁は分期別に、職員の電話応対の態度をモニタリングして局と課別に点数を発表し、これを成果評価に反映するなど、電話応対の態度を向上させようと努力している。最初の受信状態、応対態度、連結状態、まとめの部分等に区分し、分期別の持続的なモニタリングを行い、2011年の総合点数は92.85点で2010年の総合点数(89.48点)に比べ3.37点上昇し、職員らの親切マインドが大きく向上したことが分かった。2012年からは半期別で実施するものの、調査対象を傘下機関まで拡大して顧客満足制度改善の資料として活用する計画である。

### 3) 請願行政サービスに対する評価を強化

請願行政サービスの満足度調査は、行政サービスを利用した経験のある請願人を対象に、請願行政サービス提供における総合的な満足度を測定するものであり、国務総理室の主管で実施している。これは全体中央行政機関に対する満足度を測定し、競争による国民指向的な行政サービスの実現を通じた請願行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁も顧客の不満及び要望事項に対する迅速かつ正確な処理の重要性を認識し、各種請願の対応について受付経路別にモニタリング体系を構築し顧客の意見を積極的に受け入れている。請願行政サービス満足度向上のために顧客満足サービス向上の推進計画など、具体的な実行計画の策定と努力の結果により、韓国特許庁の2011年度の請願行政サービス満足度は、2010年(77.20点)に比べ4.45点上昇した81.65点となった。

## 第2節 顧客感動電子請願サービスの提供

### 1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は、1999年から世界で初めてインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内と限定されていたため、請願人からサービス時間の拡大要望が多かった。

特許庁は請願人の要望に応じ24時間365日、いつでもどこでも電子請願サービスの利用ができるように特許ネットシステムを改善することに決め、24時間365日Non-stopの電子出願サービスを提供することができるマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランにより、「2003年から特許ネットシステムをリアルタイム(Real-Time)サービス体系に切り替える作業を着手すると同時に、関連法制度も改善して2005年11月から24時間電子請願サービスを提供できるようになった。

#### ロ. 推進内容及び成果

2003年度には、マスタープランにより一括処理(Batch Processing)方式の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替える特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業を遂行した。また、請願人が電子出願サービスを簡単に利用できるように、出願人コードの付与申請、電子文書の利用申告など事前登録の手続きを簡素化にし、インターネットの「Giro」による銀行振り込み納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表Ⅳ-1-3＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願人コードの付与申請、電子文書の利用申告などオンライン事前登録手続きの簡素化</li> <li>・ 過剰支払い手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善</li> <li>・ メールを通じた通知書受信など、使用者の便宜を中心に電子出願ソフトウェア改善</li> </ul>
特許ネット基盤構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計</li> <li>・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワークの統合設計</li> <li>・ 24時間データベース起動の無中断リアルタイムバックアップ体系の構築</li> <li>・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのデータベース統合設計</li> <li>・ 特許ネットシステム最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用</li> </ul>

2004年には、一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施すると共に、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出の期限調整など、関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生する場合、書類提出の期限が自動的に延長となるなど、制度変更により請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。書類提出期限の末日が土曜日の場合、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表Ⅳ-1-4＞2004年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子出願システムの障害によって提出期限のある書類を提出できない場合の処理策を構築</li> <li>・週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜のために、提出期限末日が土曜日の場合には次の勤務日まで延長</li> </ul>
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌日一括処理形式のプログラムをリアルタイム処理方式に改善</li> <li>・リアルタイム侵入探知及びセキュリティ モニタリングのために統合セキュリティ管理システム (ESM:Enterprise Security Management)適用</li> <li>・無中断サービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築</li> <li>・オンライン リアルタイム受付及び通知機能の実現</li> </ul>
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類の誤謬検証機能の実現</li> <li>・多様な添付書類の受付及び通知機能の実現</li> <li>・書類提出にともなう後続手続き関係機能の実現</li> <li>・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現</li> <li>・書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現</li> </ul>

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行され、これにより特許顧客の電子請願サービス利用便宜のためにサービス時間を拡大し、2005年11月からは夜間及び休日にも電子出願など電子請願サービスを利用することができるようにした。24時間提供されるサービスは、出願書類の受付、特許庁で発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など大部分の電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期しない不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類の誤謬を書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

＜表IV-1-5＞2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間帯サービス→ 24時間サービス(方式審査は現行維持)</li> <li>・欠陥書類の提出前に検証/校正サービスを24時間 提供</li> </ul>
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願処理過程の通知に対し <ul style="list-style-type: none"> <li>－翌日一括処理→リアルタイム処理</li> <li>－勤務時間帯サービス→ 24時間サービス</li> </ul> </li> </ul>
諸証明 申請/発給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間帯サービス→ 24時間サービス</li> <li>※申し込みサービスは24時間サービスするものの、発給サービスは手数料が納付された場合に限り24時間サービス</li> </ul>
審査進行 情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非リアルタイム サービス→リアルタイム サービス</li> </ul>

＜表IV-1-6＞24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス (3段階)
時期	2005.2～2005.6	2005.7～2005.10	2005.11～
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日:08～24時</li> <li>・土曜日:08～24時</li> <li>・公休日:なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日:06～24時</li> <li>・土曜日:06～24時</li> <li>・公休日:09～21時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日:00～24時</li> <li>・土曜日:00～24時</li> <li>・公休日:09～21時</li> </ul>

2006年度には24時間電子請願サービスの提供により、翌日に処理された業務が当日リアルタイムNon-stopで処理されることによって、請願処理時間の短縮にともなう請願費用の節減及び行政効率向上など請願サービスの画期的な改善が行われた。特に、単純なサービス時間の延長でなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されることによって、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな

個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間の制約なしで外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外における地位が高まった。

一方、請願書式の簡素化作業を行い334種の請願書類を149種に縮小し、手数料の過剰支払にともなう請願人の不便解消のために、手数料の納付事項をオンラインで問い合わせ訂正しリサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化にすることで、請願処理時間を大幅縮小した。

<表IV-1-7> 2006年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似の請願書式統廃合(334種→149種)</li> <li>・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)</li> </ul>
手数料納付事項のオンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能</li> <li>・手数料納付事項のオンライン訂正機能</li> </ul>
国有特許活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国有特許の閲覧・管理機能</li> <li>・通常実施権のインターネット申請及び契約機能</li> </ul>
寄託微生物の管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物寄託機関との連携</li> <li>・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能</li> <li>・微生物の分譲申請及び発給手続きのオンライン化</li> </ul>

これまで持続的な電子請願サービス拡大により、いつでもどこでもNon-stopで請願の処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便は解消することができなかった。そこでオーダーメイド型の電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問しなくても請願人が処理しなければならないTo-Do情報を一箇所で集め提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願をするためには特許庁で提供する専用ソフトウェアをダウ

ンロードし設置してこそ可能であったが、Web基盤の電子出願システムを構築することにより、専用ソフトウェアを設置せずに誰でも特許庁ホームページに接続すれば電子出願を容易にできるようにした。さらに、クレジットカード、携帯電話、リアルタイムの「Giro」による銀行振り込みなど、手数料の納付手段を多様化にし特許顧客の手数料の納付便宜を大幅に強化した。

＜表IV-1-8＞2007年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合 及び簡素化に伴う 電子出願システムの 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書式統廃合(347種→149種、57%縮小)</li> <li>・ 利用者便宜機能の提供により書式作成時間の短縮 (件当たり10分、年間236,237時間短縮予想)</li> <li>・ ウィンドウ ビスタなど多様なPC環境による支援</li> </ul>
電子出願SWの 機能改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明細書記載不備による意見提出の通知率縮小 (43.62%→4.36%、90%縮小)</li> <li>・ 請願書類の再作成・提出による請願費用の節減</li> <li>・ 記載不備による審査処理の遅延予防</li> </ul>
オーダーメイド型 電子請願サービスの 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願サービスの接近段階縮小(5段階→3段階)</li> <li>・ 請願処理結果などリアルタイム オーダーメイド型 連絡情報の提供により処理期限満了による請願の被害の予防</li> </ul>
Web基盤電子出願サ ービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商標をはじめ全権利に拡大</li> <li>・ 個人出願人の利用増加(商標の場合、前年対比5.6%増加)</li> </ul>
手数料納付手段の 多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料の納付手段拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振り替え、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問)</li> <li>・ 手数料の納付時間短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付)</li> <li>・ 納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上</li> </ul>

2008年度には、これまで需要者中心の電子請願サービスの拡大により主な請願書式を作成・提出することができたが、サービス対象の書式が出願書中心に限られていたため、サービスの利用に限界があった。これに対しWeb出願サービスの支援対象書式を、登録書式、審判書式などすべての請願書式に拡大し、各種便宜機能を2008年11月からサービスを提供している。これと共に、出願人が作成した請願書式の作成誤謬を最小化できるコールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のために公共I-PIN適用し、障害者・老弱者など情報疎外階層の利用と多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセスの適用を通じ、特許顧客のホームページ利用の便利性を向上した。

また、これまで出願・登録・審判基本情報中心の特許情報Webサービスの提供により、サービスの利用及び特許情報活用に限界があったが、諸証明書発給情報、手数料納付情報及び期間到来情報など、サービス対象の範囲を拡大し特許情報管理及び活用活性化に寄与した。このように電子請願サービスの持続的な拡大を通じて個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年に比べ76.7%増加となり、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表IV-1-9>2008年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Web出願サービス対象書式の拡大</li> <li>－ 出願書式→登録・審判書式</li> <li>－ Web出願人の利用増加(前年対比76.7%増加)</li> </ul>
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許情報Webサービスの提供情報拡大</li> <li>－ 特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明書・手数料・期間到来情報</li> <li>・ 特許情報Webサービス拡大策の策定</li> <li>－ 特許検索及び統計情報に拡大</li> <li>－ 特許情報Webサービス インフラ拡大</li> </ul>

<p>請願サービス 改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築</li> <li>・ 書類ファイルの履歴照会を通した諸証明書発給システム改善</li> <li>・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大</li> <li>・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編</li> </ul>
<p>ホームページWeb 標準・Web接近性 適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの強化</li> <li>・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用</li> </ul>

2009年度には、これまで電子出願サービスを中心に運営されていた特許路を特許情報総合管理ポータルサイト([www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr))に改編した。顧客は特許路Webサイトを通じて出願進行情報、登録、審判情報など使用者別のすべての特許情報をひと目で確認でき、簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識の分かち合い、ブログサービスを構築して使用者が参加して活動できるように拡大するなど、使用者の疎通活動も強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスの強化のために未公開情報、通知書情報、締切り期限日情報などに対するWebサービスを拡大した。Webサービス拡大による安定的なサービス提供のために主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡大にも努力を傾けた。その結果として顧客は、拡大されたWebサービスを通じてより多くの特許情報を、顧客が使う内部システムに連係して活用及び加工することができるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優秀な商用ワード基盤の特許文書作成機の開発を通じて、顧客が特許文書をより便利に作成できるようになった。そして共通出願書式(CAF)の適用により、国内出願書式からPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成の負担が大きく減少した。

一方、手数料管理では顧客の手数料納付の便宜向上のために、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料の自動納付サービスは、顧客が別途の納付行為をしなくても顧客本人の口座から特許など手数料が自動振り替え方式で引き出される方法のことである。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すれば顧客が直接納付をしなければならぬ不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりこのような不便さが解消された。7月から施行した手数料自動納付サービスにより12月まで14,048件の30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表IV-1-10>2009年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
オーダーメイド型特許管理ポータル構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の特許保管箱を通じて特許関連業務の全社管理を実現</li> <li>・知識共有、ブログなど使用者参加型の空間構築</li> </ul>
特許情報Webサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年49種から2009年181種にコンテンツ拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など</li> <li>・サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラ拡大</li> </ul>
商用ワード基盤電子文書作成機の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願書及び補正書作成の便宜向上</li> <li>・共通出願書式(CAF)適用による国内/外出願作業簡素化</li> </ul>
特許手数料自動納付システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築</li> <li>・自動納付お知らせサービスを通じた請願人便宜向上</li> </ul>

2010年度には、これまでソウルを中心に実施した電子請願サービス懇談会を全国に拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便な事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)し、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談の実施と、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルを提供することにより高い関心を集めた。

&lt;表IV-1-11&gt; 2010年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通出願書式(CAF)の適用を通じ、一度提出した出願文書を翻訳だけすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できる電子出願ソフトウェア機能改善を遂行</li> <li>・ 塩基配列目録作成機の便宜機能の改善</li> </ul>
諸証明サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸証明書発給サービスにおいてマドリード国際商標の事後指定件に対する謄・抄本交付申請の発給機能追加</li> <li>・ 諸証明書発給サービスにおいて1件単位で発給した最初出願の確認書を何件かに併合して申請することができるように改善</li> </ul>
手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントで換算し現金のように使用可能な手数料マイレージ システム反映</li> <li>・ 個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業に拡大</li> </ul>
特許路ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善</li> <li>・ 特許路の出願人コード付与申請の本人証明書類欄を新設し、案内文を追加</li> </ul>

2011年度も電子請願サービス懇談会を持続的に実施し、地方所在の出願人・代理人の不便な事項を直接意見聴取して電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学校と協議して特許に関心のある大学生を対象に電子出願関連の教育を行い大きな反響を呼んだ。

&lt;表IV-1-12&gt; 2011年完了の主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

電子出願SW	・グローバル特許文書作成機の性能改善及び誤謬検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を反映して使用者の便宜を向上
諸証明書 サービス分野	・登録原簿の写本申請を出願人コード発給及び認証書発給/登録など事前登録の手続きをなくし、基本の個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発給できるように改善を遂行
手数料分野	・一部の特許手数料(年次登録料)に対しオンラインだけでなくATMで納付ができるように仮想口座サービスの構築
特許路 ホームページ	・出願件に対し審査進行状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能の改善遂行

#### ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化により、特許顧客の電子出願の満足度及び電子出願率が持続的に向上した。これに伴い、今後は顧客オーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用化のために特許情報の普及インフラ拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく予定である。

まず、既存の複雑で不便だった電子出願SW機能を統合・簡素化することにより、電子出願時の複雑な過程を単純化にし、作業速度も短縮させる予定であり、先行技術検索のための情報検索機能も共に提供する計画である。

また、安全性・互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機に対しては、使用者の意見を持続的に反映して使用者の便宜機能を強化する予定であり、今後グローバル活用に備えて多国語、PCT出願書式なども支援する機能を追加する計画である。さらに、手数料納付の便宜向上のために外貨仮想口座サービスを構築し、最多出願・最多登録の特許顧客のための特許マイレージ サービス制度なども持続的に改善していく計画である。

## 2. ホームページ(特許路)を通じた電子出願サービスの支援

情報企画局 情報開発課 技術書記官 ハ・テジン

### イ. 推進背景及び概要

特許庁は特許手続きや電子出願S/W(ソフトウェア)使用法が不慣れな個人出願人などのために、特許庁ホームページ(特許路)を通じオンラインで出願できる新しい概念の電子出願サービス(Web出願サービス)を2005年から提供している。

既存の電子出願のために提供されたS/W(ソフトウェア)は、書式作成機(KEAPS)、電子文書作成機、添付書類入力機、通知書閲覧機など6種類で、小規模出願をする個人出願人などの初心者が専門的に利用するには多少難しいところがあった。

### ロ. 推進内容及び成果

特許庁Web出願サービスは、2005年11月から商標に対するサービスを提供し始め、2007年11月に特許・実用新案・デザイン出願及び各種中間書類まで拡大し、2008年12月には登録及び審判書類までサービスを行い、現在は、大部分の特許関連書類はホームページを通じて作成し提出できるようになった。このようなWeb出願サービスは、次のようないくつかの便宜機能を提供している。

第一、特許出願書など作成したい書類を手続き別の書式目録から簡単に探せるようにし、提出した書類の結果に関する照会画面や本人の特許情報画面でも後続作業が可能な書式目録を提供して、便利な書式選択及び作成を助ける。

第二、作成したい書式に、姓名、住所、出願番号など本人に係わる共通の記載事項は自動に入力されるようにし、残り必要な記載事項だけを簡単に作成する。

第三、作成した書式に対しては、記載事項の誤謬や重複提出の可否などを自動検証

できる機能を提供し、出願過程での失敗を減らす。

2009年度には電子請願ホームページを、特許情報を総合的に管理するポータル([www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr))として改編した。これを通じて出願人は、出願の進行情報、登録、審判情報などすべての特許情報を一目で確認することができるようになり、簡単かつ便利に自分の特許を管理することができるようになった。これと共に、知識分かち合い、ブログ サービスなども実現し、特許庁と出願人との疎通も強化した。

また、電子出願S/W(ソフトウェア)の場合、PCT書式の国語作成機能、提出文書の検証機能など36件の機能改善を行い、改正された手数料の徴収規則も反映し使用者の便宜を図り、電子文書作成機の最終原本のダウンロード機能、XML変換機能、出願書作成ガイドなど10件を改善した。

#### ハ. 評価及び発展方向

ホームページ(特許路)を利用したWeb出願件数は、2005年にサービスが始まって以来着実に増加し、2008年末には1万件余りに達したが、その以後からは商用ワード基盤の電子文書作成機の普及、電子出願SW(ソフトウェア)の改善努力により順次に減っている。

<表IV-1-13> ホームページ(特許路)を通じたWeb出願の状況(2005.11～2011.12)

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
出願件数	476件	4,618件	5,743件	10,147件	7,169件	2,258件	3,978件

これまでWeb出願サービスを利用する大部分の顧客は、特許関連手続きに不慣れで小規模出願をする個人出願人や中小企業などと把握されている。

しかし、このようなサービスは顧客のPC環境に束縛されず、どこでもオンライン

で利用できるメリットがあるため持続的に発展させる必要がある。既存のWeb出願システムの不便事項を補完するなどWeb画面を単一化し、問答式出願ウィザードの提供など出願人の便宜さを大幅に改善したWEB基盤Easy出願システムを構築し、顧客が必要とするオーダーメイド型サービス環境を持続的に支援する計画である。

Web出願サービスは、「特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)) →特許路(オンライン特許出願)」、または「特許路([www.patent.go.kr](http://www.patent.go.kr))」サイトにアクセスして利用することができる。

### 3. 顧客指向型特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報企画局 情報管理課 放送通信事務官 ユン・ビョンス

#### イ. 推進背景及び概要

特許制度は、国が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進することにより、産業発展に貢献するための制度である。これに伴い、米国、日本、ヨーロッパなど先進特許庁は、自国の技術保護及び技術活用増大のため特許情報の普及に努めてきている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス(KIPRIS:Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)特許情報の普及促進

特許庁は、特許情報の活用拡大に重点を置いた多様な政策を持続的に広げている。2006年から中小企業や研究機関などのホームページに、KIPRIS検索窓の生成ができる「訪問特許検索サービス」を実施した。2008年には9箇所の子な大学図書館でも特許

検索が可能となり、一般大学生らに近づく契機となった。2010年からは企業、研究機関、情報事業者などが、特許庁が保有する特許情報データベースを自分の情報サービスに連携し、共同活用できる「開放型知的財産権情報共有システム(KIPRISPlus)」の示範サービスを行い、民間の特許情報市場の活性化に寄与している。

## 2)検索及び照会情報の拡大

KIPRISで提供する情報は、初期は国内特許だけであったが、2002年に商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年からは海外特許専門(全文、full text)サービスを実施している。海外特許に対する継続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索も可能になった。2011年には特許庁ホームページを通じてのみ提供していたインターネット技術公示検索サービスを提供するなど、サービス範囲を持続的に拡大している。

## 3)普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに、利用者の便宜を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。会員加入及びログインなしで自由に検索することができるようにし(2006年)、言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供(2007年)し始めた。発行された公報をKIPRISで提供するための所要期間も着実に短縮して2005年3日で2日、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同一に提供し、2010年には利用者の検索便宜を高めるため、関心のある特許情報を自動検索し、その結果を提供するオーダーメイド型特許サービスを実施している。

## 4)これまでの成果

このような特許情報の活用拡散政策によりKIPRISの利用量も毎年大幅に増加した。

KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初めて年間検索回数1,000万回を越え、11年には4,058万回(KIPRISPlus検索含む)に達した。特許情報の普及により、国と産業界が進むべき産業発展の方向指針を提供し、研究開発の重複を未然に防止できる道具としての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRISの利用者も持続的に増加すると期待している。

#### ハ．評価及び発展方向

特許庁は、2010年からKIPRISデータベースを活用したスマートフォン用「特許検索」アプリ サービスを提供し始め、2012年にはモバイル用Webサイトを構築する計画である。また、初心者、脆弱階層など多様な利用者のために検索機能を改善し検索時の不便さを最小化する安定したシステムの運営と、多様な請願処理サービスを提供する予定である。

特許庁は一般国民が知的財産権の情報を迅速かつ正確、簡単で便利に利用することができるように顧客の声に耳を傾けている。これを基盤に持続的に充実した高品質サービスを提供するために最善の努力を尽くしている。

<表Ⅳ-1-14>年度別特許情報検索サービス(KIPRIS)の使用者状況

(2011年12月現在)

区分	～2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
KIPRIS 使用者 登録状況 (入、新規 加入者)	大企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221	253	235	360	318
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905	886	1,059	830	872
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10	17	56	58	21
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430	410	506	388	412
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052	2,018	2,268	2,243	2,190
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295	7,260	6,998	1,889	5,690
合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913	10,844	11,122	5,768	9,503	
検索回数 (千回)	期間別 (増加率)	879	2,033	5,514	6,858	9,242	13,049	16,107	18,699	23,785	27,675	27,361	
		-	(131.4%)	(171.2%)	(24.4%)	(34.8%)	(41.2%)	(23.4%)	(16.1%)	(27.2%)	(16.4%)	(-1.1%)	
KIPRIS Plus 検索回数 (千回)	期間別 (増加率)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,729	13,216	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(71.0%)	
ホームペー ジ訪問 回数 (千回)	期間別 (増加率)	1,601	3,279	3,765	4,104	4,220	4,429	7,808	11,214	15,914	13,863	15,594	16,914
		-	(104.8%)	(14.8%)	(9.0%)	(2.8%)	(4.9%)	(76.3%)	(43.6%)	(41.9%)	(-13%)	(12.5%)	(8.5%)

## 4. 知的財産権判例情報の統合検索サイト構築

情報企画局 情報企画課 行政事務官 キム・ジョンジャ

## イ. 推進背景及び概要

韓国国内の先端産業発展により主力輸出品目に対する先進国の特許攻勢が急増しているが、特許専門担当部署がない多数企業らは、紛争に対する情報不足により国際特許紛争に対し適切に対応できなくなっているのが現状である。

これにより特許庁では、韓国企業の進出が活発なIP5(米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国)の判例の中で、紛争発生頻度が高い技術分野の判例を1ヶ所で簡単に探すことができるように、知的財産権紛争判例情報の統合検索システムを構築して検索サービスを提供し、韓国企業らの知的財産権に係わる紛争業務を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の判例情報DB構築事業は、2009年から11年までの国内判例4,762件と特許主要国IP5の紛争判例6,238件で、計11,000件の国内外の知的財産権紛争判例DBを構築した。特に、2011年には海外判例DB構築の権利範囲を商標、デザインに拡大し、海外特許の侵害訴訟判例情報も構築範囲に含めた。また、これと共に特許判例DB構築の技術分野を、韓国判例の場合は、WIPO分類技術分野の21分野から全分野の32個に拡大し、海外判例の場合は、6大技術分野から紛争発生が頻繁な技術分野の21分野に拡大した。

<図IV-1-1>判例DBの構築状況



また、構築された知的財産権紛争判例情報DBを基盤に、韓国企業らの海外判例に対する理解及び検索を支援するため、事件の題名、当事者など書誌情報と法律争点、判断要旨などを韓国語で作成して判例原文と共にONE-STOP知的財産権判例情報の総合検索サービスを提供している。付加的に上下級審判決文、引用判例、関連の知的財産権、関連の法令情報などを視角化した判例マップをサービスしている。

その他にも、法律争点別、産業技術別、国際分類別(IPC、ニース、ロカルノ)検索など多様な検索機能を提供し、類義語検索、韓国語、日本語、英語に対する交差言語検索機能<sup>36</sup>国際特許紛争用語辞典、法律用語辞典などと連係したポップアップ辞典機

<sup>36</sup> 交差言語検索機能とは、検索語の言語と検索対象の文書に使われた言語が異なる場合に使用する方式で、韓国語の検索語を入力しても、英語、日本語などの外国語文書の検索が可能な機能

能など付加サービス機能を支援する。また、国内外紛争ニュースを提供して終結した紛争だけでなく現在進行中の紛争に対する情報も提供している。

#### ウ．評価及び発展方向

知的財産権判例情報の統合サービスは、韓国企業の知的財産権紛争に対する情報接近性を向上させ、国際知的財産権の紛争予防及び紛争での訴訟戦略の策定など対応能力の強化に役に立つと予想される。また、言語的制約及び費用的負担が大きい海外判例を韓国語で提供し、韓国企業の費用節減にも一助となると予想される。

今後、特許庁は相対的に保有規模が低い中国、ヨーロッパ連合(EU)の知的財産権の判例を積極的に補強する計画である。

## 第2章 知的財産フレンドリーな社会基盤の形成

### 第1節 知的財産専門人材の養成

#### 1. 知的財産権に強い大学(院)人材の養成

##### イ. 大学(院)の知的財産講座

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

##### 1) 推進背景及び概要

基盤特許、お金になる特許の創出は研究者の創意的な能力だけでなく、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の確立により成否が左右される。ますます増加している韓国国内の企業に対する海外の先進企業と特許パテントロールの特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の確立で最小化することができる。したがって該当技術分野の専門知識と特許活用能力を兼ね備えた研究者と特許専門担当人材の養成が必要な状況である。

これに伴い2006年から本格的に工学及び自然科学系列の大学(院)生のために特許教育を実施し、2010年には、将来有望の知的財産権創出分野の医薬、経営、デザイン系列まで知的財産教育を拡大して実施し、2011年には、大学の自律的な知的財産教育の基盤構築のために知的財産教育の先導大学選定を行うなど事業基盤を構築した。

##### 2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化のために理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学まで知的財産の科目を正規課程として開設し、知的財産に対する学生たちの関心を高め、特許など知的財産制度の全般に対する講義とともに、特許検索

及び明細書作成などの実習も実施した。

2011年大学の知的財産正規課程は、51大学で162講座を開設し8,639人が受講した。大学院は22大学院で45講座を開設し1,123人が受講した。全体の受講生は9,762人で、2010年の受講生8,316人対し1,446人が増加した。

一方、大学の講座当たり学生数は、2010年の54.4人から53.3人に減少、大学院は、2010年の30.1人から25.0人に減少となり、実習中心の講義に適合した講義の環境が若干改善された。

<表IV-2-1>大学の知的財産教育支援の状況

区 分	大学				大学院			
	2008	2009	2010	2011	2008	2009	2010	2011
大学数	40	46	49	51	6	10	13	22
講座数	93	111	138	162	15	20	27	45
講座履修学生数	4,775	6,295	7,502	8,639	506	660	814	1,123
1講座当たり学生数	51.3	56.7	54.4	53.3	33.7	33.0	30.1	25.0

2010年度に示範的に推進した医薬、デザイン系列大学(院)の知的財産教育の場合、2011年度には、医薬系列は4大学の7講座で77人が受講、デザイン系列は11大学の17個講座で645人が受講し、知的財産権の教育に対する関心が高いことが分かった。

基盤特許創出のため理工系学生の能力向上のために、大学院及び理工系学部用教材の「理工系のための特許の理解(2)」を開発し、デザイン系列のための「デザイン教材及びデザイン-知的財産教材用事例集」を出版した。

## 3)評価及び発展方向

大学(院)の特許講座は、2006年から本格的に実施され量的に持続的な成長を続けている。学部講座は、2006年44講座、2011年162講座で3.7倍増加、大学院講座は、2006年2講座、2011年45講座で22.5倍増加した。

これからは教養課程の授業または理論中心の基本的な内容から一步進んだ、キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、デザイン権公募展と連係した実務中心の実習型教育を強化し、多様な教育課程に対する学生たちの要求と実務的人材を必要とする企業の要求に合わせる必要がある。また、大学の自律的な知的財産教育を誘導するために、知的財産専門担当の教授採用を支援し、工学認証プログラムに特許科目を取り入れるように推奨する計画である。

<表IV-2-2>2011年大学講座開設運営の支援状況

NO.	大学名	所属学科	講座名
1	江陵原州大学	産業情報経営工学部	科学技術と知的財産
2	江陵原州大学	機械自動車工学部	科学技術と知的財産
3	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論1
4	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論2
5	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論
6	江原大学	コンピュータ情報通信工学	発明学概論
7	江原大学	自動車工学科	器具メカニズム
8	江原大学	自動車工学科	油圧システム設計
9	建陽大学	製薬工学科	発明と特許
10	建陽大学	コンピュータ学科	発明と特許
11	建陽大学	機械工学科	発明と特許
12	建陽大学	製薬工学科	発明と特許

13	慶尚大学	生命化学工学科	知的財産権概論
14	慶尚大学	生物産業機械工学科	知的財産権創出論
15	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権A
16	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権B
17	慶熙大学	産業デザイン科	デザイン戦略と保護政策
18	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権A
19	慶熙大学	機械工学科	特許と知的財産権B
20	高麗大学	産業経営工学科	技術経営及び戦略
21	高麗大学	産業経営工学科	知的経営論
22	高麗大学	産業経営工学科	技術経営及び戦略
23	高麗大学	産業情報デザイン学科	デザイン知的財産権
24	公州大学	新素材工学科	文献収集及び特許設計
25	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A
26	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A
27	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A (夏学期)
28	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許A (夏学期)
29	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
30	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
31	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
32	公州大学	機械自動車工学部	機械工学研究
33	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
34	公州大学	機械自動車工学部	発明と特許
35	公州大学	化学工学部	エネルギー工学
36	光州保健大学	メガネ光学科	創業と知的財産
37	国民大学	電子工学部	司祭同行セミナー
38	国民大学	電子工学部	司祭同行セミナー

39	国民大学	経営情報学部	知的財産権
40	金鳥工科大学教	機械工学科	発明特許概論
41	檀国大学	コンピュータ科学科	ソフトウェアシステム開発
42	大邱大学	電子工学部	科学技術と知的財産
43	大田大学	IT経営工学科	創意的設計
44	大真大学	コンピュータ応用機械設計工学科	発明と特許
45	大真大学	コンピュータ応用機械設計工学科	発明と特許
46	東国大学	情報通信工学科	技術創造と特許
47	東国大学	情報通信工学科	技術創造と特許
48	東国大学	情報通信工学部	工学法制
49	東西大学	産業デザイン学科	プロダクトデザイン3
50	東西大学	エネルギー生命工学部	発明と特許
51	東西大学	エネルギー生命工学部	創意工学設計
52	東西大学	応用生命工学部	発明と特許
53	東西大学	応用生命工学部	創意的工学設計
54	東西大学	応用生命工学部	特許学概論
55	牧園大学	テクノ科学大学	特許と法令
56	牧園大学	テクノ科学大学	特許と法令
57	釜慶大学	海洋工学科	発明と特許
58	釜慶大学	海洋工学科	発明と特許
59	釜慶大学	デザイン学科	デザインと知的財産
60	祥明大学	著作権保護学科	特許法
61	祥明大学	著作権保護学科	産業財産権
62	ソウル科学技術大 学	新素材工学科	科学技術と知的財産権
63	ソウル大学	材料工学部	特許と技術移転

64	ソウル女子大学	産業デザイン学科	芸術創作物と 知的財産権
65	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
66	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
67	ソウル女子大学	産業デザイン学科	芸術創作物 果 枝式財産権
68	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
69	ソウル女子大学	コンピュータ通信マルチメディア	知的財産権法
70	世明大学	バイオ環境工学科	特許と環境新技術
71	淑明女子大学	法学部	インターネットと法
72	淑明女子大学	法学部	知的財産権1
73	淑明女子大学	法学部	知的財産権2
74	崇実大学	法学科	知識財産の理解
75	崇実大学	コンピュータ学科	創意性開発及び特許
76	崇実大学	法学科	知的財産の理解
77	亜洲大学	建築工学部	建築工学総合設計 及び実習
78	亜洲大学	エネルギーシステム工学部	発明と特許
79	亜洲大学	エネルギーシステム工学部	発明と特許
80	亜洲大学	産業工学科	知的財産論
81	亜洲大学	エネルギーシステム学部	発明と特許
82	亜洲大学	エネルギーシステム学部	発明と特許
83	安山大学	インターネット商取引科	知的財産と特許
84	安山大学	インターネット商取引科	知的財産と特許
85	安山大学	インターネット商取引科	知識財産と特許
86	嶺南大学	コンピュータ工学科	データ通信1

87	嶺南大学	コンピュータ工学科	データ通信1
88	霊山大学	室内環境デザイン学科	室内デザインスタジオ
89	霊山大学	室内環境デザイン学科	室内デザインスタジオ
90	圓光大学	その他学科	科学技術と知的財産
91	圓光大学	その他学科	知的財産権基礎
92	圓光大学	その他学科	科学技術と知的財産
93	圓光大学	その他学科	知的財産権基礎
94	梨花女子大学	科学技術連係専攻	知的財産権管理
95	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知的財産1
96	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知的財産2
97	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産3
98	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産4
99	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産5
100	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産6
101	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産7
102	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産8
103	仁荷大学	土木工学科	創意積功学説界(TRIZ)
104	仁荷大学	物理学科	科学技術と知識財産
105	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
106	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
107	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
108	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
109	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
110	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
111	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産
112	仁荷大学	土木工学科	科学技術と知識財産

113	仁荷大学	工学教育革新センター	創造的な思考訓練
114	仁荷大学	工学教育革新センター	創造的な思考訓練
115	仁荷大学	生命工学	創意的生命工学設計
116	仁荷大学	機械工学	創意的工学設計
117	仁荷大学	機械工学	創意的工学設計
118	仁荷大学	新素材工学部	創意的な新素材工学設計
119	仁荷大学	新素材工学部	創意的な新素材工学設計
120	仁荷大学	工学教育革新センター	創造的な思考訓練
121	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産1
122	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産2
123	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産1
124	全南大学	化学工学科	科学技術と知的財産
125	全南大学	土木工学科	科学技術と知的財産
126	全南大学	土木工学科	科学技術と知的財産
127	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産1
128	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産2
129	全南大学	応用化学工学部	科学技術と知的財産2
130	全南大学	化学工学科	科学技術と知的財産
131	全南大学	土木工学科	科学技術と知的財産
132	全北大学	機械設計工学部	知的財産権と技術移転
133	全北大学	機械設計工学部	知的財産権と技術移転
134	全州大学	生産デザイン工学科	製造工程管理
135	全州大学	生産デザイン工学科	製造情報システム
136	済州大学	生物産業学部	科学技術と知的財産
137	済州大学	衣類学科	デザインと知的財産
138	済州大学	生物産業学部	発明と特許

139	済州大学	電子工学科	半導体工学
140	中央大学	産業デザイン学科	デザイン プロジェクト経営 論
141	清州大学	工芸デザイン	陶磁造形
142	忠南大学	医薬バイオ人材養成センター	医薬バイオ特許法
143	忠南大学	医薬バイオ人材養成センター	医薬バイオ特許法
144	忠北大学	電子情報大学	特許と商標
145	忠北大学	コンピュータ工学科	コンピュータ工学設計課題
146	KAIST	知的財産専攻	知的財産の理解
147	KAIST	知的財産副専攻プログラム	知的財産の理解
148	韓国技術教育大学	電子工学科	一般物理学及び実験
149	韓国外国語大学	産業経営工学科	技術経営戦略
150	韓国海洋大学	電子通信工学科	科学技術史
151	韓東大学	電算電子工学部	キャップストーン設計1
152	Hanbat大学	電波工学科	知的財産権
153	Hanbat大学	情報通信工学科	知的財産権
154	Hanbat大学	電波工学科	知的財産権
155	漢陽大学	法学専門大学院	知的財産権法
156	漢陽大学	学部大学	特許法の理解
157	漢陽大学	法学専門大学院	知的財産権法
158	漢陽大学	学部大学	特許法の理解
159	湖西大学	産学協力団	ベンチャー紙植栽山の創出 戦略
160	湖西大学	産学協力団	ベンチャー知的財産の活用
161	湖西大学	工学教育革新センター	特許法と工学技術
162	湖西大学	産学協力団知的財産経営室	ベンチャー知的財産の創出

		戦略
--	--	----

＜表IV－2－3＞2011年大学院講座開設運営の支援状況

NO.	大学名	所属学科	講座名
1	慶尚大学	生物産業機械工学科	知的財産権実務特論
2	高麗大学	産業経営工学科	特許と情報分析1
3	高麗大学	産業経営工学科	特許と情報分析2＜IP基本過程＞
4	光州科学技術院	新素材工学科	特許概論＜IP基本過程＞
5	東国大学	機械工学科	特許と情報分析＜IP基本過程＞
6	東西大学	産業デザイン学科	デザインマネジメント
7	釜慶大学	海洋工学科	海洋知的財産管理
8	釜慶大学	IT融合応用工学科	分散運営体系特論
9	釜慶大学	海洋工学科	専攻特許マップ作成＜IP基本過程＞
10	釜慶大学	IT融合応用工学科	デジタル著作権管理システム＜IP基本過程＞
11	ソウル大学	材料工学部	特許と情報分析
12	ソウル大学	材料工学部	研究者のための技術管理と事業化
13	ソウル大学	材料工学部	特許と情報分析＜IP基本過程＞
14	ソウル大学	材料工学部	研究者のための技術管理と事業化
15	ソウル市立大学	化学工学科	発明と特許
16	成均館大学	衣装学科	衣類生産管理現場研究

17	成均館大学	デザイン学科	デザイン知的財産権
18	成均館大学	衣装学科	衣類生産管理現場研究
19	崇実大学	情報通信工学科	特許と情報分析
20	亜洲大学	産業工学科	特許と情報分析
21	亜洲大学	エネルギーシステム 学部	特許と情報分析<IP基本過程>
22	亜洲大学	分子科学技術学科	新薬開発と知的財産権
23	延世大学	コンピュータ科学科	特許と情報分析
24	延世大学	コンピュータ科学科	特許と情報分析<IP基本過程>
25	延世大学	生活デザイン学科	デザイン経営戦略研究
26	蔚山大学	医学科	生命工学科医療分野の知的財産権
27	仁荷大学	土木工学科	特許情報検索と明細書作成
28	仁荷大学	土木工学科	特許情報検索と明細書作成<IP基本 過程>
29	全南大学	化学工学科	技術情報と特許戦略
30	忠南大学	医薬バイオ 人材養成センター	医薬バイオ特許法特論
31	忠南大学	医薬バイオ人材養成 センター	医薬バイオ特許法
32	浦項工科大学	技術経営大学院	知的財産権<IP基本過程>
33	KAIST	知的財産副専攻プロ グラム	特許分析と発明出願A班
34	KAIST	知的財産	特許分析と発明出願B班

		副専攻プログラム	
35	KAIST	知的財産副専攻プログラム	特許分析と発明出願A班
36	KAIST	知的財産副専攻プログラム	特許分析と発明出願B班
37	KAIST	テクノ経営大学院	知的財産経営
38	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析A
39	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析B
40	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析A
41	漢陽大学	応用電子工学部	特許と情報分析B
42	漢陽大学	電子電気制御計測工学科	特許と情報分析
43	漢陽大学	コンピュータ工学科	特許と情報分析
44	弘益大学	化学工学科	特許と情報分析
45	弘益大学	デザイン経営	デザインと知的財産

#### ロ. 大学創意発明大会の開催

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・ヨンシン

##### 1) 推進背景及び概要

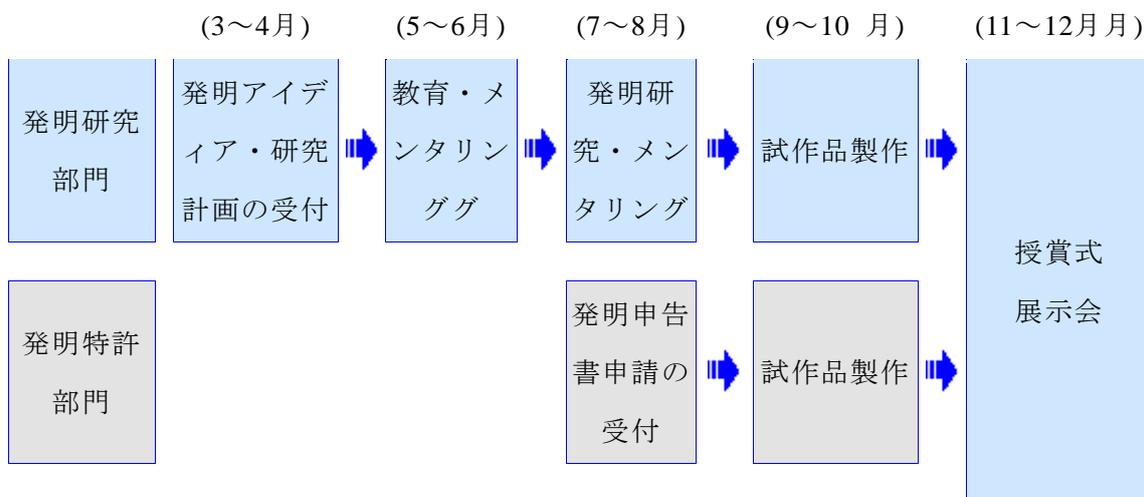
知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識を整え、創造力と知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を土台に、技術課題に対し創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と連係した研究計画の策定及び発明の事業化などR&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材と

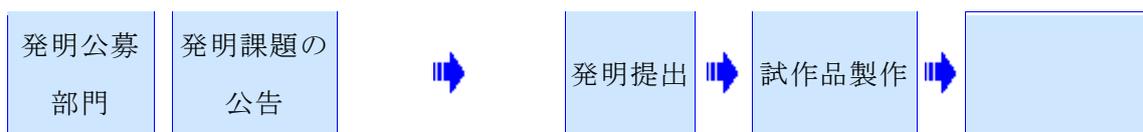
しての能力を育てることができるはずだ。

このような認識の下に、知的財産に強い創意的な発明人材を養成して大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のために「2011大学創意発明大会」を開催した。2002年から続いた学部生徒及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させ統合し、2010年から「大学創意発明大会」として運営されている。

2011年の大会では、大学生が発明アイデアを発明提案書で提出した後、教育と研究を経て発明として完成させ、発明内容を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明研究部門」と、卒業作品または、論文などの研究成果を特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明特許部門」など、既存の2部門の他にも企業で必要とする発明と技術課題に対し大学生らが特許出願書形式の書面と試作品を作成し提出する「発明公募部門」が新設され、3部門で進行した。そして大会波及力の拡大と成功的な開催のために、韓国科学技術団体総連合会、韓国科学創意財団と大会を共同で主催し、大韓機械学会など7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会が後援機関として参加、ヒュロメレス（株）が発明公募部門において協賛企業として参加した

<図IV-2-1>大会の主要進行日程及びプロセス





<図IV-2-2>大会の審査プロセス及び基準

	1次審査	2次審査	3次審査 (統合審査)
発明研究部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 3技術分野別審査</li> <li>- 基礎的要件審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 3技術分野別審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 発明研究・発明特許部門の統合審査</li> <li>- 部門別順位名簿及び部門・分野別順位名簿作成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 学会推薦教授</li> <li>- 弁理士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 1次審査委員と同一審査委員で構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 学会・特許庁・産業界推薦審査官構成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 発明提案書評価</li> <li>- 教育大賞選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 修正提案書評価</li> <li>- 発明研究費支給対象選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 書面・試作品・発表審査</li> <li>- 発明研究部門の先行技術調査結果を審査に反映</li> </ul>
発明特許部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 3個技術分野別基礎的要件審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 技術分野別に構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 統合審査委員会で最終賞格及び受賞者決定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 弁理士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 学会・弁理士・産業界推薦審査委構成</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 先行技術調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 試作品製作支援対象選定</li> </ul>	
発明公募部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 基礎的要件審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 発明課題別に構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 発表・試作品審査</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 弁理士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 参加企業推薦審査委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 参加企業推薦審査委員</li> <li>- 特許審査官</li> </ul>

		－弁理士	
	－先行技術調査	－試作品製作支援対象 選定	－最優秀賞、優秀賞決定 －最優秀賞は自動的に対象 候補として推薦

＜表IV－2－4＞2011年大学創意発明大会の授賞内訳

区 分		発明研究部門	発明特許部門	発明公募部門
優秀 発明	大賞(国務総理)	1チーム(700万ウォン)		
	特別賞(WIPO総長)	1チーム(600万ウォン)		
	最優秀賞 (教育科学部長官、知識 経済部長官)	5チーム(各500万ウォン) (教育科学部長官2、 知識経済部長官3)	1チーム (各500万ウォン) (知識経済部長官)	
	優秀賞(特許庁長)	4チーム (各300万ウォン)	4チーム (各300万ウォン)	4チーム (各300万ウォン) (Hurom社 社長)
	奨励賞(学会長13、 ベンチャー企業協会 会長1)	8チーム (各100万ウォン)	6チーム (各100万ウォン)	
	小計	34チーム(計9,300万ウォン)		
指導 教授	指導教授賞(科学技術団 体総連合会会長)	8人(各200万ウォン)		
団体	最優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長)	1個(300万ウォン)		
	優秀発明サークル賞 (科学創意財団理事長)	2個(各200万ウォン)		
	発明サークル奨励賞 (韓国発明振興会長)	7個(各100万ウォン)		

	小計	10個(計1,400万ウォン)
	計	52件(計12,300万ウォン)

大会の受賞者には大賞は国際発明展の出品支援を、優秀作品は特許出願費用、技術移転、事業化などを支援する。そして大会を通じて発生した知的財産権は、発明研究部門と発明特許部門の発明者は大学に移転することになるが、大学で権利を行使する場合には、職務発明に準ずる補償をすることを原則とし、一方が同意しない場合は発明者の所有とした。発明公募部門の場合は発明者が知的財産権を所有し、協賛企業は知的財産権実施に対する優先交渉権を持つことになる。

## 2)推進内容及び成果

2011年大会は、計122大学から2,360件が出品され、申請件数を基準に前年の実績と比較すると19%増加した。優秀発明33件を選定して授賞したが、大賞は「PC基盤視野自己診断システム」を出品した浦項工科大学の李・ペクヒ・李・ジヒョンチームが受賞した。団体では、最優秀発明サークル賞を成均館大学校発明サークル「奇想天外」が、2010年に続き2011年にも受賞する栄誉に授かった。

<表IV-2-5>大学創意発明大会の出品状況

区分	2009年	2010年	2011年			
			発明研究	発明特許	発明公募	計
申請件数	967	1,990	1,431	741	188	2,360
参加大学	85	120	95	76	44	122

<表IV-2-6>2011年大学創意発明大会における優秀発明受賞作の状況

賞格	出品名	氏名	学校	氏名	学校	氏名	学校
----	-----	----	----	----	----	----	----

大賞	PC 基盤視野自己診断システム	李・ペクヒ	浦項工科大学校	李・ジヒョン	浦項工科大学校		
WIPO 賞	アップル ワーム ゲーム (空間知覚能力向上のためのパイプ 繋ぎ型 3D パズル)	キム・ヒョンシク	成均館大学校	パク・ヒョジン	同徳女子大学校	イム・ジョンミン	成均館大学校
最優秀賞 (教育学部)	伝導性クリック ボタンを利用したタッチスクリーン入力装置	ファン・ソングジェ	韓国科学技術院				
	分散形式の魚餌の自動供給装置	イ・ヒョンソン	水原大学校	イ・インソン	成均館大学校	ユ・フアロン	成均館大学校
最優秀賞 (知識経済部)	内部回路とソケット間の連結可能な構造を持つ LED ソケット	ソン・ヒョクジン	東義科学大学				
	視覚障害者のための点字温度表示の鍋取っ手	イム・デホ	嶺南大学校				
	Stand Card	李・スン	慶北大学校	キム・キュテ	大邱カトリック大学校		
	分散型雨水リサイクルのための道路の境界石構造及び貯水装置	パク・ビョンチャン	ソウル大学校	パク・ビョンフン	韓国科学技術院		
優秀賞 (特許庁長)	連結可能な洗濯ピンセット	イ・スンチョル	済州大学校	李・ユナ	済州大学校		
	脱付着が可能な蛍光灯ソケット	パク・ヒョンジン	韓南大学校	キム・チャン	韓南大学校	パク・ヒグオン	韓南大学校
	フレキシブル パイプとウォームギアを活用したビニールハウス	ジュ・ジェクアン	崇実大学校	イ・ヒョンソク	崇実大学校	パク・スルギ	崇実大学校
優秀賞 (特許庁長)	自転車に脱着可能な保管箱装置	ペ・ヘリム	永同大学校				
	後面キーボード入力スマートフォン	李・ウイヒョン	暎園大学校				
	温度で遺伝子発現を調節できるシステムの開発	パク・ドンヨム	忠南大学校	ユン・ジュファン	忠南大学校		
	多機能ボラード	チェ・ジェサン	祥明大学校	イ・ヨンテク	祥明大学校		
	温度により変わる温灸器	イ・ジンヨン	ヨンドン大学校				
優秀賞 (Hurom 社)	選択的加熱とトゥギマツチュムを通した加熱体固定 (苦情) 及び重さ測定節電型電気レンジ	パク・ジェヒョン	全南大学校	チョン・ホソン	全南大学校		
	創意的な誘引道具製作	チョン・スンヨプ	慶北大学校	シン・ギヨンソプ	慶北大学校	キム・ジンテク	慶北大学校
	食卓ベッド	イ・ソ	慶北	コン・	慶北	キム・	慶北

		ンウン	大学校	ジュン ソン	大学校	ヒョン テ	大学校
	エスカレーター型循環 型粉砕機	チェ・ ウォン ソク	Hanbat 大学校	パク・ サンホ	Hanbat 大学校	チョ・ テヒョ ン	巫州 大学校
奨励賞 (大韓機 械学会)	自転車安全運搬道具	キム・ ケリ	崇実 大学校	チャ ン・チ ウン	崇実 大学校	ソン・ ミスク	崇実 大学校
奨励賞 (大韓機 械学会)	on/off が便利なマイク	ソン・ ボソク	成均館 大学校	ナム・ ウンミ	成均館 大学校		
奨励賞 (大韓機 械学会)	調節ねじを利用した幅 調節椅子	キム・ ヒョン ジ	慶尚 大学校	キム・ ウジヨ ン	慶尚 大学校		
奨励賞 (大韓機 械学会)	折り畳み式泡立て器	キム・ ドンヒ ョン	慶尚 大学校	パク・ ヨンウ ン	慶尚 大学校	ファ ン・ジ ンウ	慶尚 大学校
奨励賞 (大韓機 械学会)	固定型下敷台	ヨ・イ ンヒョ ク	ソウル科 学技術 大学校	チェ・ ドンハ ク	ソウル科 学技術 大学校	カン・ ソンフ ン	ソウル科 学技術 大学校
奨励賞 (大韓電 気学会)	Smart Projecter	カン・ ギョン シク	朝鮮 大学校	キム・ ビョン ジェ	全南 大学校	シン・ チョル ギユ	朝鮮 大学校
奨励賞 (大韓電 気学会)	使用者最適化グリップ マウス	キム・ チョン ヒュ	韓国科学 技術院	キム・ ヒジヨ ン	韓国科学 技術院		
奨励賞 (大韓金 属材料 学会)	スマート素子(エネルギー 変換素子)を利用した 工作機械スピンドルベ アリングの新概念可変 予圧装置	キム・ ドンヒ ョン	昌原 大学校	チャ・ ナヒョ ン	昌原 大学校		
奨励賞 (大韓電 子工学 会)	統合胸部圧迫及び除細 動システム	李・イ ンゴン	ソウル 科学技術 大学校	キム・ ドンフ アン	ソウル 科学技術 大学校	ソ・サ ンヨブ	ソウル科 学技術 大学校
奨励賞 (大韓電 子工学 会)	能動的に変わる携帯電 話振動の動き	李・ジ ョンピ ョ	延世 大学校	ハン・ ヨンソ ク	延世 大学校	ヤン・ ジンホ	延世 大学校
奨励賞 (大韓化 学工学 会)	Real Anti タール火災防 止タバコ パイプ	パン・ サンユ ン	崇実 大学校	パク・ ボジヨ ン	崇実 大学校		
奨励賞 (大韓 化学会)	洗濯機内蔵型液体洗剤 保存及び投入装置	チョ ン・リ ム	昌原 大学校	クア ク・ド ンフン	昌原 大学校	イ・イ ンホ	昌原 大学校
奨励賞 (生化学 分子 生物学 会)	カンに入っているハム を簡単に取り出すため のカンの底の部分の改 善	キム・ インチ ョル	仁荷 大学校	キム・ ミンジ ョン	仁荷 大学校	李・ミ ンソン	仁荷 大学校
奨励賞 (ベンチ ャー企 業)	アイコン生成方法 (Method for generating Icon)	パク・ ジョン ヒョン	崇実 大学校	キム・ ヨンス	弘益 大学校		

業協会 長)							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

＜表IV-2-7＞2011年大学創意発明大会の団体受賞者状況

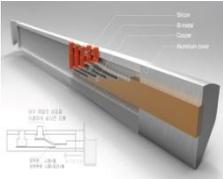
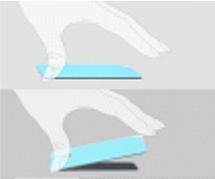
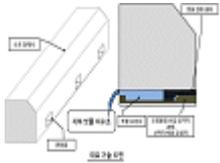
賞格	学校名	サークル名
最優秀発明サークル賞	成均館大学	奇想天外
優秀発明サークル賞	永同大学	APOS
	崇実大学	風車
発明サークル奨励賞	延世大学	年齢アイデア研究会
	金烏工科大学	亀甲船神話
	韓国科学技術院	KAINNOVATOR
	梨花女子大学	柔らかい脳
	ソウル科学技術大学	発明開発研究会
	淑明女子大学	とんでもない人々
	仁荷大学	アイデアバンク

＜表IV-2-8＞2011年大学創意発明大会の指導教授受賞者状況

賞名	氏名	学校	学科
大賞 指導教授	ユ・ヒチョン	浦項工科大学	産業経営工学科
WIPO 賞 指導教授	クオン・チョルシン	成均館大学	システム経営 工学科
最優秀賞 指導教授	ウォン・グァンヨン	韓国科学技術院	デジタル文化コンテンツ専攻
	イ・チャンス	水原大学	電子工学科
	キム・キワン	東義科学大学	電子科
	チョン・ソンフン	嶺南大学	産業デザイン科

	イ・ギョンヨン	慶北大学	視覚情報デザイン学科
	オ・ジュンソン	全南大学	エネルギー資源工学科

<図IV-2-3>2011大学創意発明大会の受賞作品集

			
[大賞] PC 基盤視野 自己診断システム	[WIPO 賞] アップルワーム ゲーム 3D パズル	[最優秀賞] タッチスクリーン 入力装置 TouchCup	[最優秀賞] 分散形式魚餌自動 供給装置
			
[最優秀賞] 連結可能な LED ソケット	[最優秀賞] 点字温度表示 鍋取っ手	[最優秀賞] StandCard	[最優秀賞] 道路境界石構造 及び 貯水装置

### 3)評価及び発展方向

2011年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を期し大学発明活動の底辺を拡大した。参加者らは大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワークなどの経験を経てR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができた。前年度の大賞受賞作に対しては、

国際発明品展示会の出品を支援し、2010年度大会の大賞受賞作が2011年ジュネーブ国際発明展示会で金賞及び特別賞を受賞する成果を収めた。また、大学発明サークル活動の支援を行い大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。今後は大会受賞者のための持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者らのためのネットワーク構築等を通じて大学生らの持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

#### ハ. 知的財産教授教育プログラム(T3)の運営

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

##### 1) 推進背景及び概要

大学における知的財産に対する知識とこれを活用できる能力は、教授にとってより一層必要なものである。特に理工系の教授は、知的財産に対する理解を土台に教育を実施しなければならない知的財産教育者であり、科学技術研究の第一線に立つ研究開発者である。

大学で開設される知的財産講座は、大部分特許庁の支援によって弁理士など特許関連専門家によって講義が行われている。これは多くの理工系大学において、専門分野と融合した知的財産の教育が実施できる教授がいないか、または不足しているからである。そして教授が研究開発に取り組む場合、知的財産に基づく研究戦略の策定や進行などを行ってこそ、お金になる強い特許権を創出するなど成果を極大化することができる。このために研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を整える必要がある。

したがって、教授の知的財産の能力向上のために、理工系教授中心を教育対象とする知的財産教授教育プログラム(T3:Teaching The Teachers)を構築し施行した。

## 2)推進内容及び成果

大学教授らが教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用することができるよう段階・分野別の教育プログラムを構築し、実際に講義に適用することができるように事例中心の教育を実施した。

教育に参加できなかった教授らの便宜を図り、大学に直接訪ねて講義するプログラム、中間試験の期間や夏休みを利用した短期集中教育プログラム、そして深化学習のための海外深化学習プログラムを運営した。

また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産イシュー伝播のために大韓電子工学会、大韓化学会、大韓機械学会、韓国工業化学会、大学産業工学会、大韓金属材料学会、韓国通信学会、韓国発明教育学会、韓国衣類学会など9の工学専門学会と協力して学会の定期学術大会に知的財産セッションを設け、イシューとなる分野の特許動向と研究戦略の発表を行い、知的財産の講義を実施した。

2008年に初めて取り入れたこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が多かったが、2011年は、2010年の294人に比べ多少減少した289人が教育課程に参加し修了した。そして成果について調査した結果によると、教育履修後の現業(講義・研究課程)の活用は、現業の適用度が85.73点であり、教授教育履修後の能力向上度は38.25%であった。

<表IV-2-9>大学の知的財産教授教育状況

区分	主要内容	2008	2009	2010	2011
----	------	------	------	------	------

		大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数
訪ねる教育 (週1回2時間、8回)	特許制度、明細書作成など	2	17	4	36	6	47	4	51
短期集中教育 (課程別2泊3日)	知的財産権入門、特許明細書の作成など	28	112	55	174	78	238	66	228
海外深化教育	先進国の特許制度など	2	4	8	10	6	9	9	10
合計		32	133	56	220	81	294	79	289

＜表IV-2-10＞大学の知的財産教授教育プログラム

訪問教育	短期集中教育	海外深化教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別の大学訪問教育による需要者便宜性向上</li> <li>・知的財産権に対する興味誘導</li> <li>・大学名(4大学):朝鮮大、公州大、全州大、大真大</li> <li>・2011.4月～6月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教授の知的財産能力向上及び特許活用能力強化</li> <li>・課程名 <ul style="list-style-type: none"> <li>-上半期 (知的財産権入門、特許情報調査入門、デザイン・商標入門)</li> <li>-下半期 (特許明細書作成入門、特許技術価値評価)</li> <li>-夏季 (特許明細書作成、特許情報調査、デザイン課程)</li> <li>-冬季 (創意的研究開発技法)</li> </ul> </li> <li>・2011年4月、8月、10月、12月4回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国特許制度教育</li> <li>・優秀受講教授及び知的財産権に関する講義教授として選抜</li> <li>・教授教育参加動機誘発</li> </ul>

＜表IV-2-11＞学会学術大会の知的財産セッション開設状況

区分	行事名	日時	場所	出席者	主題
大韓電子工学会	夏季学術大会	2011.6.23	済州ラマダホテル	21人	知的財産とスマートフォン及び3DTV技術
大韓化学会	秋季学術大会	2011.9.29	大田コンベンションセンター	31人	化学分野での知的財産戦略
大韓金属材料学会	秋季学術大会	2011.10.27	大田コンベンションセンター	64人	知的財産と金属・材料特許動向
大韓機械学会	秋季学術大会	2011.11.2	大邱EXCO	59人	知的財産と機械分野関連特許動向

韓国工業化学会	秋季学術大会	2011.11.3	嘉泉大学	38人	燃料感応型太陽電池 IP-R&D戦略策定
大韓産業工学会	秋季学術大会	2011.11.5	崇実大学	15人	知的サービス産業の 情報通信基盤融合技 術
韓国衣類産業 学会	秋季学術大会	2011.11.12	ファッション グループピョ ンジビルディ ング	192人	エコデザインと知 的財産権
韓国通信学会	秋季学術大会	2011.11.19	西江大学	23人	知的財産と通信技術 関連特許動向
韓国発明教育 学会	学術発表大会	2011.12.2	永同大学	147人	発明教育活性化戦略
計					590

### 3) 評価及び発展方向

教授を対象とする知的財産教育プログラムに参加する教授は、持続的に増加している。また、学生向けの知的財産講義に対する必要性を認識している教授らは、高い関心と熱意を持って教育に参加し、知的財産の講座を開設するなど教育課程の運営成果が現れている。しかし、量的規模においては不十分な点が多く、韓国の理工系教授19,755人の1.5%である294人しか教授教育プログラムを修了していないなど、教育履修率は少ない方である。

より多くの教授らが教育に参加できるように、知的財産に対する認識を広範囲に拡大できる方策が必要であり、特許庁主導の教育プログラム運営だけでは限界があるため、大学が自主的に教育を始めることが望ましいといえる。

現在のプログラムをレベル、専攻別にプログラムを体系・多様化にし、教授らが簡単に参加できるようにして、学会との協力を拡大するなど知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授間のネットワーク構築を推進して知的財産教育に対する情報と教案共有、研究活動活性化などを期するならばより効果的であると言える。

## 二．知的財産専門学位課程の運営

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 ソン・シギョン

### 1) 推進背景及び概要

最近、国内外で知的財産紛争が激しくなり、このような紛争に効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&D・技術投資戦略を策定できる知的財産専門担当者の必要性が強調されている。知的財産専門担当者は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学的な能力と経営戦略に対する深い理解が必要とされる。したがってこのような人材を養成するためには、大学院レベルの学問間の融合教育を実施しなければならないが、既存の工大、法大、経営大はこのような融合教育の実施が困難であった。

特許庁は、知的財産専門担当者の養成のため、特化した大学院修士課程の「知的財産専門学位課程」を支援することになった。2009年にはKAISTと弘益大学が運営大学に選ばれ、2010年初めて入学生を募集し本格的に知的財産専門担当者の養成を開始した。

### 2) 推進内容及び成果

2011年にKAISTが45人、弘益大学が44人の入学生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程教育を始め、学術大会を開催するなど知的財産関連の研究活動も併行した。

<表IV-2-12> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録人数
----	------	-------	------	----	------

KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2010年40人 2011年45人
弘益大	知的財産学修士(MIP) (Master of IP)	週間 (平日夜間 週末昼間)	2年 (4学期)	24単位	2010年42人 2011年44人

### 3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、韓国内で初めて知的財産分野の専門家養成のために工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を修了した専門担当者は、特許戦略の策定、特許紛争への戦略的対応、知的財産の創出及び活用など、企業と国家の知的財産の競争力強化に核心的な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特化した課程を強化して社会で必要とされる教育を実施するなど、より一層活発な活動を繰り広げる計画である。

## 2. 企業・大学間の新産学協力プロジェクト推進

### イ. 推進背景

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 チョン・スンチョル

最近、企業経営界ではオープンイノベーション(Open Innovation)が話題となっている。内部に限定された研究開発(R&D)から脱離し、外部の多様な技術または、アイデアを積極的に活用して、原価低減はもちろん新製品・新事業発掘など企業内部の革新を加速化することが、オープンイノベーションの重要内容である。これに伴い、企業と企業間の産・産協力、企業と大学間の産・学協力が重要な経営戦略として注目されている。特に、大学と企業間の協力は、優秀人材の円滑な需給を通じて企業競争力を強化する

という側面で大変重要な課題である。このような意味で、特許庁、韓国工  
学翰林院、韓国貿易協会などが共同で推進しているキャンパス特許戦略ユ  
ニバーシアドとデザイン権公募展は、企業と大学間の新しい共存協力モ  
デルを提示しているという点で大きな意義がある。

#### ロ．キャンパス特許戦略ユニバーシアド

産業財産政策局 産業財産人材課 書記官 チョン・スンチョル

##### 1)事業概要

キャンパス特許戦略ユニバーシアドは、特許教育に対する大学の関心  
向上及び大学の実用的な特許教育の拡大により、企業が必要とする特許に  
強いエンジニアを養成すると共に、大学の斬新なアイデアを産業界に供  
給するために推進された。企業は問題の出題と審査、賞金を負担、大学  
(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題に対し将来の獲得戦略を提  
示し、特許庁は大会運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニ  
バーシアドは、企業、大学、政府の実質的な産・学官の協力事例である。  
そして企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは、企  
業内部に限定されたR&Dから果敢に脱皮し、外部の技術やアイデアを積  
極的に活用して内部の革新に連結するオープンイノベーション(Open Inno  
vation)の事例である。

##### 2)大会概要

#### イ．競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアドの競合部門は、特許戦略の策定部  
門と先行技術の調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技  
術テーマに対し国内外の特許を分析して研究開発の戦略及び特許獲得の方

向を策定することである。先行技術の調査部門は、産業別の仮想出願書または、発明要約書に対し関連した先行技術を調査した後、特許の可能性を判断したり出願書を補正または作成することである。

#### ロ．参加資格

韓国内の理工系大学(院)生を対象に、特許戦略策定部門については3人以内のチームまたは、個人と指導教授1人が参加しなければならない。先行技術の調査部門については個人参加である。

#### ハ．審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行される。書類審査は、参加資格の可否、参加確認書、指導教授確認書のチェックなど基礎審査を行い、書面審査は、企業が、提出された答案を審査基準により発表審査の対象者を選抜する。発表審査は、書面審査で選抜された対象者に対し、作成した論文発表を通じて最終順位を定める。最終審査では、企業が推薦した最優秀学生を対象に、特許庁長賞以上の上位賞を選定することになる。

#### ニ．審査基準

審査基準は、競合部門別に審査基準を定め評価をすることになる。先行技術調査部門の審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成・補正を中心に細部評価指標を定め、特許戦略の策定部門は、先行特許調査及び分析、特許戦略の策定を評価項目とし評価指標を定めた。

<表IV-2-13>競合部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
----	------	------	------

先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術の調査達成度	効果的な検索方法の使用可否、先行技術の調査結果達成度など
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との符合性
	請求範囲作成・補正	請求範囲作成・補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用など
		特許要件関連意見の妥当性	新規性及び進歩性などに関する説得力ある意見陳述の可否
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など核心特許導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	主要特許検索のレベル、選別・分析の適正性など
	特許戦略策定など	将来の技術開発方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など
		技術獲得の戦略策定の具体性・適正性など	基盤特許確保のための特許戦略提示など回避技術設計方策など内部開発、外部導入戦略など判断

＜表IV-2-14＞競合部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	学生答案	先行技術検索など	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性など
		請求範囲作成・補正など	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性など
	企業成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性など 該当産業分野などに対する波及効果程度など
		発展可能性など	今後の研究課題採択の可能性、実務適用計画など
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析など	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性など
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査など細部モジュール別、国家別、出願人格別分類など 核心・基盤特許導出など
		核心特許の導出、選別、分析など	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性など
	特許戦略策定など	将来の技術開発方向・戦略など提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性など

	技術獲得の戦略策定の 具体性・適正性など	核心特許確保のための特許戦略提示など 回避(空白)技術設計の方策など 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断など
特許分析と戦略策定(回避設計)間の論理的連係性など		

#### ホ. 2011年の授賞内訳

2011年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略の策定部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に学生6チームと指導教授6人を選定し、後援機関CEO賞は、優秀賞と奨励賞を合わせて62チームを選定した。先行技術の調査部門においては、特許庁長賞以上の上位賞に4人を選定し、後援機関CEO賞は、優秀賞と奨励賞を合わせて74人を選定した。団体賞は、最多受賞大学賞として京畿大学校、最多応募大学として仁荷大学が受賞した。授賞式には、大学総長、企業CEOなど社会著名人140人余りを含んだ計400人余りが参加し、挑戦的で熱情的な努力により受賞した受賞者らにお祝いの言葉を述べ、続く晩餐会でも大学生特有の機知とはつらつした受賞所感が発表され、会場がほほえましい雰囲気であった。

<表IV-2-15> 2011年の授賞内訳

区 分	特許戦略策定部門		先行技術 調査部門
	学生	指導教授	
知識経済部長官賞	1チーム(1千万ウォン)	1人 (5百万ウォン)	1人 (3百万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム(1千万ウォン)	1人 (5百万ウォン)	-
特許庁長賞	4チーム (問題当たり8百万ウォン)	4人 (問題当たり5 百万ウォン)	3人 (問題当たり 2百万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	問題当たり1チーム (6百万ウォン)	-
	奨励賞	問題当たり2チーム (2百万ウォン)	-
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(1千万ウォン)		

最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会 長賞)	1大学(1千万ウォン)
-------------------------------	-------------

### へ. 2011年の主要日程

2011年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2011年2月25日に大会公告を開始し、申込書受付、論文提出、審査順で進行された。

<表IV-2-16>2011年の細部推進日程

区 分	詳 細 内 容	2011年日程
公告・受付	大会公告	2011. 2. 25
	参加申込書の受付	2011. 2. 25～3. 31
先行技術 調査部門	問題公告	2011. 5. 11
	答案提出	2011. 5. 11～26
	基礎・書面・発表・最終審査など	2011. 5. 27～7. 29
特許戦略 策定部門	論文提出	2011. 8. 25
	基礎・書面・発表・最終審査など	2011. 8. 26～10. 30
授賞式		2011. 12. 12

### 3)推進実績及び結果

イ)電機電子、造船機械金属、化学生命など3分野に46の後援機関が参加

特許戦略ユニバーシアード後援機関は、2010年度に三星電子、LG電子、現代起亜自動車など43の後援機関が参加し、2011年度には、コーロン、LG生命科学、IBK企業銀行、韓国化学研究院など4機関が後援機関としての参加を放棄したため、韓国電力公社、DOOSANインフラコア、大林産業(株)、新韓銀行、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院など7の後援機関が追加され計46の後援機関が参加した。受賞者に対

する就職優遇も2011年度にLG電子、現代製鉄株式会社など19企業が支援した。

<図IV-2-4>2011年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加後援機関(46機関)

三星電子株式会社、JUSUNGエンジニアリング(株)、Hanhwa Chemical、現代起亜自動車、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、三星SDI株式会社、現代製鉄株式会社、(株)ハイニックス半導体、LGシルトロン、SKイノベーション株式会社、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、SLS造船、DAESUN造船、(株)タップエンジニアリング、三星電気、三星精密化学株式会社、ソウル半導体株式会社、(株)パンテック、株式会社緑十字、日進ダイヤモンド、日進電気、(株)イントゥロメディック、三星コニン精密素材、LIGエイディピ(株)、韓国電力公社、DOOSANインフラコア、大林産業(株)、新韓銀行、韓国機械研究院、KIST、ETRI、韓国生命工学研究院、韓国標準科学研究院、韓国電気研究院、韓国航空宇宙研究院、韓国原子力研究院

\*受賞者の就職優待企業(19企業):JUSUNGエンジニアリング、HANWHAケミカル、湖南石油化学、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、現代製鉄株式会社、LGシルトロン、LIGエイディピ(株)、(株)イントゥロメディック、現代重工業、大宇造船海洋、三星重工業、韓進重工業、STX造船海洋、SLS造船、(株)タップエンジニアリング、ソウル半導体株式会社、大林産業(株)

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により2010年度は、97大学の3,731チームが参加し、2011年度には、99大学3,201チームが参加した。この中で76大学1,388チームが論文を提出し、この中から37大学146チームを受賞者として選定した。大学別には京畿大学が16チーム、慶熙大学が9チーム、ソウル大学8チーム、仁荷大学12チーム順で受賞した。

＜表IV-2-17＞部門別の受賞状況

区 分	特許戦略策定		先行技術調査		合計	
	大学	チーム	大学	人	大学	チーム
参加申請	82	808	89	2,393	99	3,201
論文提出	57	235	68	1,153	76	1,388
発表審査	40	117	32	169	47	286
受賞者	29	68	27	78	37	146

## ハ)大学別の受賞者状況

2011年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は37大学(146チーム、259人)である。大学別の受賞者を見ると、京畿大学が16チーム、慶熙大学9チーム、ソウル大学8チーム、仁荷大学12チーム順であり、最多受賞大学賞は京畿大学、最多応募大賞は仁荷大学が占めた。

＜表IV-2-18＞最多受賞大学及び最多応募大学の順位

順番	最多受賞大学					最多応募大学				
	大学名	先行	戦略	小計	点数	大学名	先行	戦略	小計	点数
1	京畿大学	12	4	16	18	仁荷大学	112	33	145	211
2	慶熙大学	3	6	9	17	延世大学	135	3	138	144
3	ソウル大	1	7	8	15.5	忠南大学	106	9	115	133
4	仁荷大学	8	4	12	13	江原大学	60	0	60	60
5	釜山大学	2	4	6	12	檀国大学	17	21	38	80
	韓国技術教育大学	6	3	9	12					

※最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0)+(特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)  
\*(上位賞受賞チーム数×1.5)+(優秀賞受賞チーム数×1.0)+(奨励賞受賞チーム数  
×0.5)  
\*上位賞:知識経済部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0)+(特許戦略樹立部門の論文提出チーム数  
×3.0)  
\*書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

4)評価

2011年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生たちは、大会について肯定的な評価をした。ある企業は「全般的に過去と比べ技術分析及び先行調査の方法、結論導出の方法などが非常に発展したと見られ、参加者の熱意が高かった」とし、また、「技術及び特許に対し正確に理解していて、発表力も優秀であり、報告書も論理的で説得力がある」と述べた。参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ったとし、特許戦略を策定しながら将来の技術発展の方向を予測する経験ができたことと評価し、就職学生たちも大会を通じて習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明でき肯定的な評価を受けたとし、大会の参加主体全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードの現在及び将来に対し、明るく楽観的な評価をした。

ハ. 2011「D2Bデザイン・フェア」

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ネハン

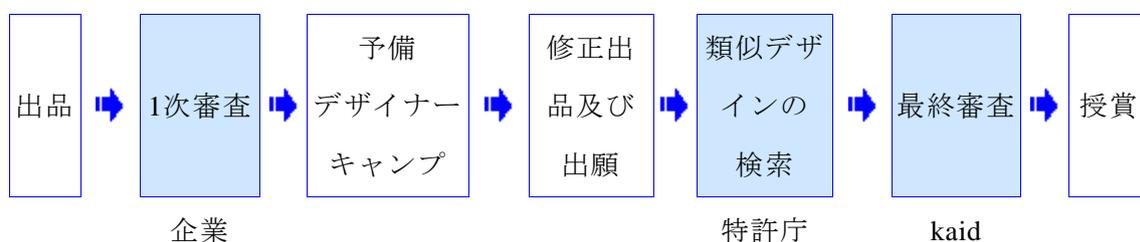
1)推進背景及び概要

デザイン権公募展は、デザイン権の認識向上を通して国家産業競争力の強化を目的としたもので、2006年の大学生デザイン公募展(Design & Right)から始まった。2008年にその対象と方法を画期的に変え、デザイン権公募展(Design Right Fair)となった。韓国貿易協会と共同で開催して輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には、外国人の出品と外国企業の参加も可能にして作品の多様性を高め、2011年には、「D2Bデザインフェア」として参加者に対するIP教育を拡大し、参加企業の現場における教育とインターンシップを拡大するなど、より多い支援を強化した。

数多くの他のデザイン公募展は、各企業の広報と安い費用で優秀なデザインとアイデアを得ることを目的にしているため、出品者は、すべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受けることが現実であった。しかし、デザイン権公募展は、出品作のデザイン権など知的財産権を、創作者のデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション(open innovation)であることが最も大きな特徴である。

この公募展は、企業が新しいデザインが必要な物品を提示すれば、デザイナーはこの物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらは予備デザイナーのキャンプに参加し、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは本人のデザインの問題点を修正して最終出品する一方、自らデザイン登録の出願を行う。特許庁の類似デザイン検索が終われば、韓国産業デザイナー協会(kaid)所属のデザイン教授で構成された審査委員団が最終受賞作を選定する。この過程で企業の意見を最大限反映する。企業が受賞作を商品化する場合、受賞者と企業はライセンス契約を締結して、受賞者は製品売り上げにともなうロイヤリティーを受けることになる。

＜図IV-2-5＞デザイン権公募展の審査手続き



## 2) 推進内容及び成果

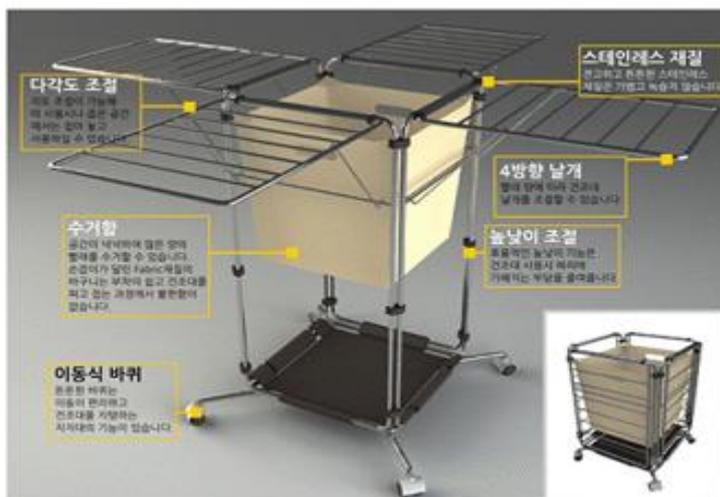
2011年「D2Bデザインフェア」では、31企業が公募物品を提示し、67大学1,400点が出品され、186件がデザイン登録出願を行い、特許1件、実用新案3件を出願した。また、4件に対してライセンスが締結され、1件は発売された。

国民大学、東西大学など9大学の34人が出品した26点が受賞作に選ばれた。大賞の知識経済部長官賞はC-motechが提示した「使用者便宜性を考慮したUSB」部門に「マルチポートUSBモデム」を出品した国民大学のユ・インシキ、ジョン・ソヨン氏が受賞した。金賞の特許庁賞はデザインモールが提示した「近未来シルバー世代のためのツエ デザイン」部門に「二番目の耳になってくれるツエ」を出品した東西大学のチョン・ジェクァン氏が受賞し、また他の金賞の韓国貿易協会賞はMAADSTUDIOが提示した「カップルジュエリー」部門に「DARRING」を出品した弘益大学のイ・コンウ、ユ・ギョンミン氏が受賞した。受賞作は2010年12月2日から5日までCOEXで開催された知的財産統合展示会に展示され大きな反響を呼んだ。

<図IV-2-6> 2011年大賞及び金賞受賞作



携帯電話用ケース  
(知識経済部長官賞)



洗濯取り込み箱が付着された洗濯乾燥台  
(特許庁長賞)

### 3) 評価及び発展方向

出品作が1,400点で前年に比べ142%が増加し、参加大学も前年に比べ43%が増加するなど量的な成長を遂げ、知的財産権の出願も190件で前年に比べ134%増加した。しかし、出品作が首都圏に集中するなど多様な広報が必要

であり、企業のデザイン品目も製品デザインに止まり、今後、視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業の積極的に参加させるための広報戦略を多角化にし、多様な企業を選定して事業化を簡単で効果がある分野に拡大すべきであり、前年度の指導教授にT3教授教育など関係教育を強化する計画である。この他に1次合格者に対する教育と出題企業のメンタリングを通じて知的財産権管理及び活用能力を強化し、今後、受賞作品に対するライセンス管理を徹底的にして名品公募展で跳躍できるようにする計画である。

<表Ⅳ-2-19>2011年「D2Bデザインフェア」受賞者状況

区分	出題企業	受賞者		
		学校	名前	
大賞	知識経済部長官賞	Sinjimoru	大邱カトリック大学	イ・スンヒ
金賞	特許庁長賞	TAEJOO照明研究所	Injae大学	キム・ミョンジン
	韓国貿易協会長賞	デザインモール	漢城大学	キル・スジ
	毎日経済会長賞	-	一般	イ・ヨンジュ
銀賞	韓国デザイン振興院長賞	麴醇堂	国民大学	キム・ホンソク、オ・ジョンテク
		クリームボックス	国民大学	ジャ・シン、ユン・ジョンテク
		KT-tech	SADI	ソン・ヒョンス
	韓国デザイン団体総連会長賞	LOOFEN	一般	ヤン・ヘウン
		AEKYUNG	一般	ムン・ソンヒ
		LOOFEN	国民大学	ウォン・ヨンジュ
		ENEX	一般	ジン・ソンミン、キム・ジウン
	韓国産業デザイナー協会長賞	WOONGJIN COWAY	東国大学	チェ・ギョハ
ソウル通信技術		国民大学	ユ・ウンジ、パク・ジュンギ	

		Nothing Design Group	ソウル科学技術	キム・ボギョン
		(株)杏南磁器	国民大学	イヒョン
CEO賞		空間セラミック	清州大学	ヤン・キョンエ
		麴醇堂	東西大学	キム・ミンギユ、キム・セビョル
		Nothing Design Group	ソウル科学技術	ハン・ギョンファン
		デザインDada	清州大学	キム・スヒョン
		デザインモール	国民大学	チェ・ミソン、チョウ・ミョンゴン
		LOOFEN	一般	ソンナクヒ
		Bentek fimiture	一般	パク・テイル
		AEKYUNG	建国大学	ヤン・チュンギユ、ヤン・スンギユ
		WOONGJIN COWAY	国民大学	ユン・ジヨン、ユンセリム
		クリームボックス	東西大学	ペックソンア
		TAEJOO照明研究所	桂園造形芸術	ピョン・スヒョン
		(株)杏南磁器	誠信女子大学	キム・ミンジョン
		KYK	一般	ユ・ジフン
		MAAD STUDIO	一般	イ・ミギョン
			国民大学	イ・ソヨン
	小計 (受賞した参加者)			
功労賞(最多出品指導教授)			東明大学	イ・サンヨン
			SADI	李・ユンドン
			建国大学	ユン・ミョンハン
			湖西大学	キム・ビョンス
小計 (受賞した教授)				
合計				

\*12大学、受賞作30作品(38名)選定

### 3. 企業の知的財産専門担当者養成及びインフラ構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 イ・トンゴル

#### イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡って企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が要求されている。このような業務はますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に対する専門知識を持ち企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の養成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いた大部分の韓国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪で、急変する知的財産環境に適切に対処できなくなっている。2011年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の比率は7.9%に過ぎないと調査され、専門担当の人材を保有している企業の比率も19.2%程度で低い水準であることが分かった。<sup>37</sup>特に、資金と人材が不足した中小企業の場合、知的財産紛争に無防備に露出しており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

したがって、特許庁では中小企業の知的財産専門担当者を体系的に養成し知的財産の能力を高めるために、中小企業の知的財産専門担当者の養成及びインフラ構築のための政策を策定し推進している。

#### ロ. 推進内容及び成果

---

<sup>37</sup> 2011年度の知的財産活動実態調査2012年2月、特許庁、貿易委員会

## 1) 中小企業中心の知的財産職務教育課程の運営

中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程の提供と教育運営の効率性向上のために、2010年に各々運営していた特許庁の国庫支援企業教育事業(12科目)と、発明振興会の教育事業(30科目)を2011年に統合し運営した。両事業は教育対象と目的が似ていて、同一遂行機関(発明振興会)において教育生の募集などを遂行したが、教育需要者の混乱が憂慮される非効率的な側面があり、両事業の中で類似科目の再調整及び新規科目の追加等を通して教育支援及び運営を一元化した。統合した教育課程は基礎・中級・上級課程などレベル別・段階別に細分した37科目で構成され、需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

基礎課程は、入門段階の知的財産基礎教育が必要な中小企業の人材を対象に構成され、中級課程は、明細書作成・請求範囲の解釈など実務知識を中心に構成され、深化課程は、特許訴訟・ライセンス契約など専門家レベルの業務知識を中心に構成された。

<表IV-2-20> 2011年の中小企業知的財産職務教育課程状況

(単位:科目、人)

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数
基礎課程	知的財産権基礎課程、簡単な韓国内外特許段階別の期日管理方法など	7	57
中級課程	強い特許作り(明細書作成)、海外特許検索サイト100%活用するなど	15	62
上級課程	特許侵害損害賠償額の算定実務、企業M&A時IP交渉戦略など	15	71
計		37	190

また、大企業の人材に対する教育費支援を中断し、知的財産の基盤が脆弱な中小企業の人材に対する支援を強化するため、中小企業の人材に対する教育費支援比率を前年より10%増しの80%に上方修正した。

2009年から本格的に運営された企業の知的財産職務教育課程は、持続的な業務改善の課程を通じて、企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産の理論と実務中心の教育内容を併行したことにより、参加教育生の講義満足度も高く、業務に役立つ中小企業対象の知的財産教育課程として位置づけている。

## 2)海外知的財産戦略の人材養成課程運営

海外最多出願及び海外における特許紛争が予想される、中小企業人材の海外出願及び訴訟能力を強化するために、韓国内で海外の知的財産制度及び訴訟手続きなどの教育課程を開設すると共に、海外研修課程も併行した「海外知的財産の戦略人材養成課程」を開設し運営した。

2009年から2010年まで運営した「国際知的財産実務人材の養成課程」は、企業の知的財産人材を3ヶ月間、海外ローファーム(米国、Finnegan & Henderson)に派遣し教育を行う科目で、1人当たりに対し必要な教育費がかなり高く、教育受恵者が少ないなど、投入した費用に対応する効果が不十分であったので廃止となり、そこで2011年に「海外知的財産戦略の人材養成課程」を開設した。

Finnegan & Hendersonローファーム本社(米国)及び支社(中国、日本など)の所属弁護士などを韓国に招請し、韓国企業らが特許最多出願及び紛争が頻繁な米国、中国、日本など主要国の知的財産制度及び訴訟戦略の策定に関する教育を行った。2011年には韓国内で、米国特許法及び訴訟手続きの教育4回、中国及び日本特許出願・商標戦略の教育各1回など計6回、短期海外研修(米国) 1回など計7回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産の実務能力を高めることに努めた。米国特許制度以外に、中国

と日本の特許出願及び商標戦略に対する教育課程を開設し、需要者に多様な教育機会を提供した。

短期海外研修は、Finnegan & Hendersonローファーム(米国、ワシントンDC)が運営する「U.S. Patent Litigation Training Program for Asian Corporations(アジア企業のための米国特許訴訟の訓練プログラム)」に参加させ、韓国内で習得した米国の特許訴訟科目に対するレビュー機会の提供及びMock Trial(模擬裁判)の参加など、実際に米国裁判所などで行われる実務の体験ができる機会を提供した。主要教育内容は、米国法律制度の紹介、事前の訴訟戦略、警告状発送、証拠提示、和解交渉、連邦巡回裁判所に上訴、訴訟チーム戦略会議などで構成され、バージニア東部地域の地方法院の見学など多様な体験プログラムを運営した。そして中小企業の費用負担を減らし、参加率を高めるために中小企業の人材に限り研修費の80%を国庫で支援した。

<表Ⅳ-2-21>2011年の海外知的財産戦略人材養成課程状況

(単位:日、人)

課程名	教育期間	中小企業 修了生数
米国特許法基礎及び特許要件	2011. 7. 27～7. 29 (3)	15
米国特許出願及びOA対応・訴訟基礎	2011. 8. 17～8. 19 (3)	12
米国特許訴訟及び制度(上級)	2011. 8. 31～9. 2 (3)	9
米国特許ライセンスと交渉	2011. 9. 21～9. 23 (3)	7
短期海外研修	2011. 9. 26～9. 30 (5)	13
中国特許出願及び商標戦略	2011. 10. 24～10. 25 (2)	30
日本特許出願及び商標戦略	2011. 11. 21～11. 22 (3)	18
計		104

同課程は、海外ローファーム専門家を招請し講演して頂き、海外特許出願及び訴訟制度など実務中心の深層教育を実施し、教育生らの海外知的財

産制度の理解に役立たせ、Mock Trial(模擬裁判)等多様な体験プログラムの参加を通じて海外の知的財産能力を高める機会となった。

### 3)中小企業研修院と連係した知的財産教育課程の運営

中小企業の教育機関である中小企業振興公団傘下の中小企業研修院と連係し、中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小企業研修院の既存教育科目に知的財産科目を追加で開設し、特許庁は教育コンテンツ提供及び専門講師派遣を担い、中小企業研修院は、受講生募集及び教育する場所などを提供した。

2011年に、中小企業研修院(中央研修院、安山市)で運営中の名品CEO課程、高級管理者課程など5課程に知的財産科目を設け、中小企業の人材311人を教育した。

<表IV-2-22>2011年中小企業研修院と連係した知的財産課程の状況

(単位:人)

区分	教育課程名	教育日程	教育主題名	教育生
1	名品CEO	2011.5.14 15:00～17:00	海外特許、商標など知的財産権活用戦略	22
		2011.6.4 09:00～11:00	中小企業が分からなければならない知的財産権活用(管理)戦略	55
2	高級管理者	2011.4.13 16:00～17:50	アイデア一つで社長になる (おもしろい発明話)	25
		2011.9.21 16:00～17:50	アイデア一つで社長になる (おもしろい発明話)	25
3	製品開発 Project Management	2011.3.31 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	31
		2011.5.18 16:00～18:00	特許及び知的財産権100%活用する	21
		2011.8.25 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	23
		2011.10.20 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	30
4	開発/設計の ためのTRIZ	2011.4.7 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	13

	技法活用	2011.7.13 11:00～12:50	特許及び知的財産権100%活用する	17
5	製品開発/改善のための 価値工学(VE)	2011.6.30 11:00～12:50	アイデアと価値革新、そして企業の 効率的な特許管理策	23
		2011.9.29 11:00～12:50	中小企業が分からなければならない知的 財産権活用(管理)戦略	26
計	5つの課程(12回)			311

教育課程は、深化した教育内容よりは、知的財産に対する関心と興味を誘発する基礎知識及び事例を中心に運営した。同課程の運営を通じて中小企業人材の知的財産に対する教育機会を拡大することができ、中小企業研修院で運営する既存の教育課程よりも、知的財産課程に対する教育生の満足度が多少高く評価され、教育の効果が高いことが分かった。

#### 4)企業間で知的財産ノウハウ共有などのためKINPA設立

現在、企業間の知的財産ノウハウの共有と知的財産教育等を通じた企業の知的財産人材の能力強化などを目的に、韓国知的財産協会(KINPA)<sup>38</sup>が設立され活動している。

2011年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など8の分科委員会を計36回開催し、企業の特許担当者らの知的財産ノウハウの共有及び事例発表を行った。また、会員企業の特許実務者らで構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決め議論する役割を遂行している。これと共に、全体ワークショップ、コンファレンスなどの対外行事を主管し、日本JIPA、米国IPO及びドイツGRURのような海外知的財産民間団体を訪問して協力策を模索した。また、新規

<sup>38</sup> 韓国知的財産協会 (KINPA、 Korea INtellectual Property Association) : 2008年6月4日、三星電子、LG電子、現代自動車、POSCOなど韓国内の主要企業67社が集まって知的財産に関するノウハウの共有及び拡散、大中小企業が知的財産の共存協力などを目的に設立された。

会員会社の加入を決め、分科委員会の活性化方策などのようなKINPAの内実を固める多様な活動を遂行した。そして、最近の知的財産 이슈をテーマにした韓国内外の知的財産専門家の主題発表などで構成された「KINPA Annualコンファレンス」を開催すると共に、2011年には650人余りの企業関係者などが参加し、国家知的財産政策の推進方向、特許紛争の解決のためのWIPOの国際調査、FTAにともなう知的財産の経営戦略など、知的財産の環境変化にともなう知的財産戦略及び実務者の専門性向上のための主題で遂行した。

<図IV-2-7>KINPA Annualコンファレンス開催模様



2011年にも企業内で知的財産を総括しているCIPO(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、海外企業の特許戦略、韓国内企業の特許紛争及び獲得戦略などを紹介した。

<表IV-2-23>2011年のCIPO朝食会セミナー開催状況

日時	発表主題	発表者
2.16	パラダイム変化と特許経営	LG電子、コ・チュンゴン常務
4.20	知的財産基本法制定推進状況	国務総理室、チェ・テヒョン局長
6.15	NPE出現と特許経営環境の変化	三星モバイルディスプレイ、 キム・クァンジョン専務

8.24	ETRIの知的財産戦略と事例	ETRI、シン・ジョンヒョク室長
10.7	WIPOの仲裁・調整制度及び事例	WIPO仲裁調整センター、 ミン・ウンジュ チーム長
12.14	中国冶金グループの特許戦略	冶金グループ、 LIU ZUOXIN部長

そして、知的財産分野企業代表の団体として活動するための対外信頼度を高め、運営の独立性向上及び自律した財政確保のためにKINPAを社団法人化した。

また、知的財産基盤が脆弱な中小企業的能力強化のために、KINPA内の知的財産先導企業が、メンタリング申請をした非会員の中小企業8社を対象に、知的財産ノウハウメンタリングを実施し、中小企業から良い評価を受けた。

同協会の運営を通じて、これまで「秘密と競争」の代表とされる知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などの活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

#### ハ．評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に、知的財産の理論と現場で適用可能な実務中心の教育科目を併行し、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めるのに大きく寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有などKINPAの活動は、企業人材の知的財産能力強化及び企業間の知的財産協力インフラ構築など、知的財産専門担当者を養成する土台を構築することに貢献した。

今後、本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員など経営陣に対する教育を推進し、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化する予定であり、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

細部的に、中小企業の知的財産経営基盤構築のためには、CEOなど経営陣の知的財

産経営マインドの向上が優先されなければならない、特に、知的財産基盤が脆弱な地域所在の中小企業CEOの会合に出向き、会合毎の特性に合う知的財産のテーマを特別講演の形で運営する計画である。また、韓国内における海外からの講師招へいの規模を拡大することにより、多くの中小企業人材が海外知的財産制度の教育を受けるようにし、その中でも、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育を強化する予定である。さらに、中小企業中央研修院の他に、地域研修院とも関係を推進し、延いてはより多くの中小企業教育機関と連携し知的財産教育を拡大する計画である。

社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるように支援する計画である。

#### 4. 弁理士情報公開及び研修制度の導入

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 カン・ユンソク

##### イ. 推進背景及び概要

2011年の韓国は、世界で最短期間である62年目に、特許登録の累積件数が100万件を突破した。特許など産業財産権は出願も重要であるが、審査過程に対する適切な対応により権利の登録を受けることが重要である。これに伴い、産業財産権の出願、登録、審判などすべての業務を代行する弁理士の重要性が強調されている。最近5年間の出願状況をみると、全体の産業財産権出願のうち、約80%が代理人を通じて出願されており、弁理士の能力が出願人の権利獲得に必須要因となっていることが分かる。

<表IV-2-24>代理人有無別の出願件数

(単位:件、%)

年度	2006	2007	2008	2009	2010

代理人	299,959 (80.5)	306,221 (80.5)	297,698 (79.9)	290,019 (79.5)	294,074 (81.2)
直接出願	72,561 (19.5)	73,982 (19.5)	74,999 (20.1)	74,971 (20.5)	68,000 (18.8)
合計	372,520 (100.0)	380,203 (100.0)	372,697 (100.0)	364,990 (100.0)	362,074 (100.0)

このように、権利獲得に大きな役割を担う弁理士を選任する時、出願人は出願しようと思う技術分野に対する専門性があるのかどうかを最も重要に考慮しているが、弁理士の専門分野に対する情報不足により希望する弁理士の選任に苦勞している。特許庁で実施したアンケート調査によると、73.2%の依頼人が周囲の推薦や近い距離にいる弁理士に頼んでいることが明らかになった。これに伴い、すべての弁理士の専門分野など、選任に必要な情報を一括して公開すべきだという意見が持続的に提起されてきている。

一方、弁理士試験合格者は、大韓弁理士会で主管する教育の履修と、特許法人・特許事務所などにおける実務インターンを経て弁理士として登録することになる。しかし、弁理士登録の以後に別途の義務教育がなく、変化する技術と制度に対する理解は、弁理士の自律的な学習にだけ依存していた。特に、韓国の産業財産権法に対する法令改正の状況を調べてみると、1980年代36回、1990年代85回、2000年代140回など法令改正の回数が大きく増加している。このような法令改正に対する体系的な教育が脆弱な実情である。このような現実を改善するために弁理士に対する研修教育の必要性が持続的に提起されてきている。

<表Ⅳ-2-25>1980年以降の産業財産権法改正状況

(単位:件)

区分	1980～1989	1990～1999	2000～2009	合計
特許法	13	24	46	83

実用新案法	7	22	35	64
商標法	8	18	30	56
デザイン法	8	21	29	58
合計	36	85	140	261

\*資料:法制処国家法令情報センター(法、施行令、施行規則全部含む)

#### ロ. 推進内容及び成果

韓国は、2000年に弁護士情報公開制度を導入し、各地方の弁護士会で会員の情報を公開している。日本は、2007年に弁理士情報公開制度を導入し弁理士選択に必要な情報をホームページを通じて提供している。

<表IV-2-26>韓国弁護士と日本弁理士の情報公開制度の比較

区分	韓国弁護士法第76条(2000年新設)	日本弁理士法第77条の2 (2007年新設)
目的	依頼人の弁護士選任便宜を図る	弁理士選択に必要な情報提供
公開主体	地方弁護士会	経済産業長官及び日本弁理士会
公開内容	情報公開範囲は地方弁護士会が定める	経済産業省令で定めた情報を公開
基本情報	氏名、生年月日など	資格取得理由、主要代理分野
選択情報	写真、Eメール、学歴、経歴	学歴、取り扱い業務、 試験選択科目など

また、韓国は、2007年に弁護士研修制度を導入し、年間8時間の研修を義務的に受けるように規定しており、日本は、弁理士資質向上のために2007年に弁理士研修制度を新設し5年間70時間の研修を受けるようにしている。

＜表IV-2-27＞韓国弁護士と日本弁理士の研修制度の比較

区分	韓国弁護士法第85条 (2007年新設)	日本弁理士法第31条の2 (2007年新設)
目的	弁護士の専門性と倫理意識鼓吹	弁理士資質向上
研修主体	大韓弁護士協会	日本弁理士会
研修内容	研修方法、手続き、委託機関の指定 などは大韓弁護士協会で定める	経済産業省令で履修時間、 免除条件などを規定
年数時間	8時間(年間)	70時間(5年間)

特許庁は、このような韓国内外の制度をベンチマーキングして、2009年から弁理士情報公開・研修制度を導入するため、弁理士法及び施行令改正を推進した。

大韓弁理士会で主催した公聴会において、弁理士らは情報公開の基本趣旨には賛成できるが、学歴、経歴、懲戒処分に対する情報公開に対しては再検討を要求した。情報公開の主体も特許庁ではなく大韓弁理士会に変更してくれることを要求した。また、研修制度の場合にも、制度導入には賛成するが高齢者など教育修了が難しい場合などを考慮し、例外規定が必要だという意見を提示した。

一方、韓国知的財産協議会(KINPA)をはじめとする企業らは、弁理士の専門分野情報など、多様な情報公開を要求した。FTAを通じた法律市場の開放に備え、弁理士の専門性を向上させるための研修制度は必ず導入しなければならないという意見を明らかにした。

弁理士・企業などに対する広範囲な意見収集を通じて、具体的な情報公開の範囲及び研修時間は大統領令で規定することにし、情報公開・研修制

度の施行主体を大韓弁理士会とする弁理士法改正案を2009年8月31日国会に提出した。

2011年5月24日に法改正が完了し、弁理士情報公開・研修制度の詳しい内容を規定した弁理士法施行令の改正に着手することにより2011年11月1日に施行令が公布された。施行令では、弁理士の名前、生年月日、事務所情報、資格取得種類、専門分野などを必須公開対象者の基本情報とし、その他、学歴など弁理士選任と関連した情報については弁理士が選択的に公開するようにした。また、弁理士義務研修の履修時間は、倫理研修2時間を含み2年で計24時間とし、休業、病気、軍服務などの理由により3ヶ月以上の弁理士業務を正常に遂行できない場合は研修義務を減免する内容が含まれている。

このような制度的基盤下に、2011年11月25日に弁理士情報公開及び研修制度が本格的に施行された。特許庁に登録されたすべての弁理士の情報は、弁理士会ホームページ(www.kpaa.or.kr)を通じて公開され、弁理士会主管により既存の弁理士に対する義務研修を開始した。

<図IV-2-8>弁理士情報公開システム



#### ハ．評価及び発展方向

弁理士情報公開制度の施行により、出願人は、特許庁に登録されたすべての弁理士の事務所情報、資格取得状況及び専門分野などをインターネットを通じて難なく確認することができるようになった。また、弁理士検索サービスを通じて地域や専門分野別に弁理士を一度に検索することができるようになり、出願人の代理人選任に対する便宜と適合性が向上されると期待される。一方、弁理士研修制度により弁理士の専門能力が強化され、弁理サービス品質が一層高まるものと見込まれる。

出願人の便宜のために弁理士情報公開・研修制度が導入されたので、今後、制度運営を通じて出てくる不備点を改善し、より効率的な弁理士情報提供と弁理士教育の充実に万全を期する計画である。

## 第2節 創意的発明人材の発掘・育成

### 1. 発明教育の基盤構築及び制度化

国際知識財産研修院 創意発明教育課 技術書記官 ハン・トグォン

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び養成する発明教育基盤を構築するために、発明教育の正規教科反映の推進、発明教育センター運営などを推進している。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)発明教育の制度化

これまでの発明教育は、正規の教育ではない特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師たちの指導意気込み低調など、発明教育の拡大に限界があったが、発明教育関連機関及び教師らの努力により、教育科学技術部は「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において初・中・高等学校の正規の教育科目として反映し、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。

#### <2009改正教育課程「発明単元」反映状況>

- 小学校の実生活課程 (必須) 5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須) 1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択) 1～3学年科目:技術革新と設計(大区分)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

## 2)発明教師の専門性向上及び教育機会拡大

特許庁は、発明教育の活性化を目指し、発明指導教師の専門能力及び政策満足度の向上など多様な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会支援、発明教師ワークショップの実施などを支援している。2009年には、発明教師の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育の質的レベルを向上した。

## (イ)発明教師の職務研修支援

21世紀型の知識基盤人材養成に向けて、詰め込み式教育の枠組みから抜け出し、創造力及び問題解決力を育てるオルタナティブ教育として発明教育が注目されている。これに伴い、現場の発明教師対象の研修機会の拡大及び専門性向上のため、多様な教育サービスの要求も大きくなっている。

2005年まで発明教師職務研修は、主に休み期間を活用した集合教育により進行された。国際知識財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じて年間200～300人の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

そして、2006年から韓国発明振興会を通じて市・道教育庁の委託研修機関に、発明教育の職務研修科目を設けて運営するために、発明教育の職務研修費用支援を推進しており、2011年には10の研修機関に発明教育の職務研修費用を支援した。

<表Ⅳ-2-28> 発明教育の職務研修費用支援機関数

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011
機関数	2	4	5	9	12	10

また、2009年には社会的条件及び教育環境の変化に応じ、現場教師の要求レベルを

反映するために、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規でオンライン発明教育システムを構築して運営した。発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大を目指し、2006年7月から教育科学技術部の認可を受け運営しているサイバー発明教育研修院([www.ipteacher.net](http://www.ipteacher.net))で、2011年は8の正規課程を運営し、4,791人に新しい発明教育機会を提供した。

<表IV-2-29>サイバー発明教育研修院の教育状況

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011
教育人数	330	1,146	3,175	3,835	4,063	4,791

#### ロ. 発明教育の研究学校指定及び支援

特許庁では、発明教育に対する多様な適用模範と研究機能の強化に向け、2000年度から市・道教育庁別に、毎年発明教育研究学校を指定し支援している。発明教育研究学校では、地域別の特性及び時代的な状況に合う多様な発明教育プログラム及び方法を模範として適用し、研究結果の共有を通じて発明教育を広め質的向上を図っている。また、市・道教育庁では、指導教師に研究加算点を付与し指導に対する意気込みを奮い起している。

<表IV-2-30>発明教育の研究学校運営状況

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
研究学校数	16	16	16	14	16	16	19	20	21	22	24	23

#### 3)発明教育センター運営

発明教育センターは、発明教育の環境変化に応じ、発明教員の専門化向上の必要性が高まり、発明教育総合支援センターとしての役割を遂行するために、2005年12月に

竣工した。

創意的発明人材育成のための教育基盤を構築し、発明指導者の専門性を強化することにより、育つ学生たちを将来の知識財産核心人材として育成することを目標に、発明教育センターは教育課程を運営している。2011年には発明教育に関心がある学生及び発明指導者を対象に10科目を運営し計14,098人に対する教育研修を実施した。

#### (イ)教員の発明教育課程運営

発明指導教員の教授・学習能力の啓発など専門性を向上させるため、発明教師の深化課程と、奨学官、校長など教育管理者の発明に対する認識向上のための教育管理者課程など計6課程を運営した。

2011年には、教育需要者の要求を反映するために、発明教師入門課程と教育管理者課程を課程毎に各2回増設し運営した。教育内容が類似・重複した発明教師高級課程と深化課程を統廃合し教育課程運営の効率性を向上した。また、教育需要者が混同したり、代表性が低かった「発明英才教師深化課程」と、「明教育プログラム指導課程」を、「発明英才教師課程」と「発明指導事例科目課」に変え、教育需要者が課程の名称で教育課程の内容を簡単に理解できるようにした。

#### (ロ)学生発明の教育課程運営

2011年の学生発明教育課程は、発明教室、発明英才クラス学生たちを対象に創意的問題解決課程と知的財産権創出課程の2課程を運営した。教育内容が類似・重複したアナース(Honors)過程を知的財産権創出課程と統合して運営し、教育科目運営の専門性確保のために教育課程別に専門担当講師を拡充して教育効果を向上した。

#### (ハ)オーダーメイド型の教育課程運営

オーダーメイド型の教育課程は、1987年「学生発明巡回教育事業(現発明巡回課程)」

をスタートに、全国民を対象に発明教育を実施し、発明人口のすそ野を広げることに寄与した。2011年には、全国小・中・高校の生徒を対象にオーダーメイド型の教育課程を220回運営し10,824人を教育した。

<表IV-2-31>2011年発明教育センターの教育運営状況

(単位:回、人)

課程名		教育対象	回数	人数
教員発明	教育管理者	奨学官、奨学士、校長、教頭	6	176
	発明教師上級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	38
	発明英才教師上級	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	1	16
	技術・家庭教師	中・高校技術・家庭教師	2	64
	発明教育プログラム指導	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	3	120
	発明教師入門	小・中・高校発明指導教師、発明教育に関心がある教師	3	88
	6課程		16	502
学生発明	創意的問題解決	学校発明班及び発明教室で推薦した小・中・高校学生	13	302
	知的財産権創出	学校発明班及び発明教室で推薦した高校生	5	103
	2課程		18	405
オーダーメイド型	発明体験	発明に関心がある学生	75	2,367
	発明巡回	発明に関心がある学生	220	10,824
	2課程		295	13,191
合計	10課程		329	14,098

特に、2011年には発明巡回課程の対象機関が、前年に比べ100校余りが増加し、円滑な教育課程の運営に向けて「発明巡回課程講師募集」を通じて、全国各地域で活動中の発明教室と発明英才クラスの指導教師など65人を新規講師として委嘱した。これで計98人の講師poolを活用でき、75回の発明体験課程、220回の発明巡回課程、62回の分け合い発明教育を支障なく遂行した。

#### ハ．評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程（2011年8月確定）により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の内で発明教育ができるようになったことは、発明教育の大きい転換点であると言える。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向けて、発明教育に専門性を整えた教員を養成する体系的な教員育成システムの構築のために努力する計画である。

## 2. 学生レベル・学校レベル別の発明教育推進

国際知識財産研修院 創意発明教育課 工業事務官 ナ・ヨンミン

#### イ．推進背景及び概要

特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国190の発明教室を通じて、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、発明教室単位で、自主的に推進された発明英才教育が本格的に推進できるように関係部署との協力を強化した。教育科学技術部が中心となって策定した「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」に積極的に参加し、発明教室を活用

した発明英才教育の拡大を推進するなど、発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築し、これの一環として2008年から発明英才の選抜道具及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで推進中の「政府部署による特性化専門系の高校育成」事業の一環として、「発明・特許特性化 高校プログラム支援学校」の4校を選定して2008年から本格的な支援に突入した。同事業を通じて高校段階において体系的な発明及び特許分野専門教育を通じて創意的で問題解決力が優れた学生たちを養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

#### ロ. 推進内容及び成果

##### 1)発明教室の運営支援

発明教室は、1995年ソウル インホン中学(現、奉天中学)で模範設置された以後、全国市・郡・区の教育庁別に1ヶ所ずつ計182の発明教室の設置を目標に推進された。各市・道教育庁と連携し毎年16内外の発明教室を設置した。2006年に24教室を設置し182の発明教室設置事業を一次的に完了した。2008年には市・道・教育庁が自主的に5の発明教室を追加で設置、2009年には2の発明教室、2010年には1の発明教室が追加で設置され、2011年を基準に全国で計190ヶ所の発明教室が設置されている。

<表IV-2-32>年度別発明教室の設置状況

年度	1995～2006	2007	2008	2009	2010	2011	計
設置数	182	-	5	2	-	1	190

特許庁は、2006年まで発明教室設置事業を完了し、2007年からは発明教室の内

実ある運営のために、発明教室運営費支援を持続的に推進している。

このような多角的な努力により、発明教室の利用者が毎年増加し、学生だけでなく父兄など一般人に対する教育も拡大して、地域の知的財産権の認識向上に寄与している。

＜表IV－2－33＞発明教室の利用者状況

区 分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
学生	326,533	350,657	395,158	491,031	597,060	692,851	622,736	759,715	777,813
父兄	28,370	24,994	37,828	35,317	33,990	27,995	28,415	29,459	42,001
教師	9,655	10,162	19,167	19,598	23,235	16,529	23,753	26,071	21,629
利用者 合計	364,558	385,813	452,153	545,946	654,285	737,375	674,904	815,245	841,443

## 2)発明英才教育

特許庁は、2007年に政府レベルで推進中の「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才養成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定され、同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁など6部署が参加した。特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院設置など発明英才を体系的に発掘・養成できる制度的装置を構築した。

### (イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜道具の開発を通じて、発明英才の選抜装置を構築し、

また、教授・学習プログラム開発により選抜された発明英才のための体系的な教育プログラムを構築した。

2010年からすべての16市・道教育庁で、発明英才クラスを運営(ソウル・大邱・慶南3ヶ所は2010年から実施)しており、2011年には、242の発明英才クラスで4,650人の学生たちに発明英才教育を実施した。

＜表Ⅳ－2－34＞発明英才教育状況

(単位：クラス、人)

年度	2008年	2009年	2010年	2011年
発明英才クラス数	51	96	192	242
発明英才学生数	1,752	1,978	3,765	4,650

2008年に、小・中学の初級レベルプログラムとして各1種類(計2種類)を開発し、2009年には、小・中学の中級レベル及び高校の初級レベル各1種類(計3種類)を開発して普及した。2010年には、発明・設計プロセス基盤の発明英才教育プログラム3種類(初・中・上級)と、チームプロジェクト中心の創意的問題解決の教育科目中級3種類(発明、人文社会、数理科学分野)を開発して普及し、2011年には、発明教育標準教材を小・中・高校の各1種類(計3種類)と、発明英才教育内容の標準指導ガイド3種類(初・中・上級)を開発して普及した。

そして、2008年に続き2009年にも、発明英才選抜道具4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及し、2010年と2011年には、発明英才選抜道具8種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)を開発した。最近の英才選抜傾向を反映して観察・推薦制度の選抜マニュアル4種類(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して普及した。

＜表Ⅳ－2－35＞発明英才教育プログラム開発状況

年度	内 容	対象	遂行機関
2008年	発明とSTEM	小(初級)1種類、 中(初級)1種類	忠南大学
2009年	多重知能理論に基づいた発明 英才教育プログラム	小(初級)1種類、 中(初級)1種類、 高校(初級)1種類	忠南大学
2010年	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育 大学
	チームプロジェクト中心の創 意的問題解決教育科目	中級3種類 (発明、人文社会、数理科 学、問題解決)	崇実大学
2011年	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学
	発明英才教育内容 標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育 大学

## (ロ)大学付設の発明英才教育

特許庁は、教育・企業界など現場の意見を反映した新しい概念の発明英才選抜・育成計画の策定に向けて、韓国科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成して運営した。諮問団は、KAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授など最高の碩学で構成され、企画団は、発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業など関連分野の専門家で構成された。企画団は1～5回の会議を開催し、人材像から選抜・育成体系まで異なった背景を持つ企画委員の中でコンセンサスを導出し、導出した計画を2009年9月の諮問会議に報告することにより、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画が策定された。

2009年2月に、韓国理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を作った。その後、共同の目標を目指し事業推進パートナーとして随時に推進団会議を開催し選抜・育成策を議論した。2009年9月には、両大学に次世代英才起業家教育院を指定し設置した。

英才教育担当の奨学官など市・道教育庁教育関係者を対象にした次世代英才起業家育成説明会、ベンチャー企業CEO、学界などベンチャー専門家が参加する創造経済と創造企業フォーラムなどを開催し、現場における共感帯を形成すると共に協力関係の維持のために努力した。

このような過程を経て選抜及び育成計画を策定した結果、KAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生を2009年12月に181人を選抜し、2010年から本格的に教育過程を運営している。教育目標に対する学生・父兄・指導教師など政策需要者の大きな共感と関心により初めて選抜したのにもかかわらず5.3:1の高い競争率を記録した。

両教育院は、小数精鋭の英才らが英才起業家として備えなければならない基盤知識である創意的問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性などを育成するために、多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが、将来社会が要求する融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接することができるように教育機会を提供している。

<表IV-2-36> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育内容

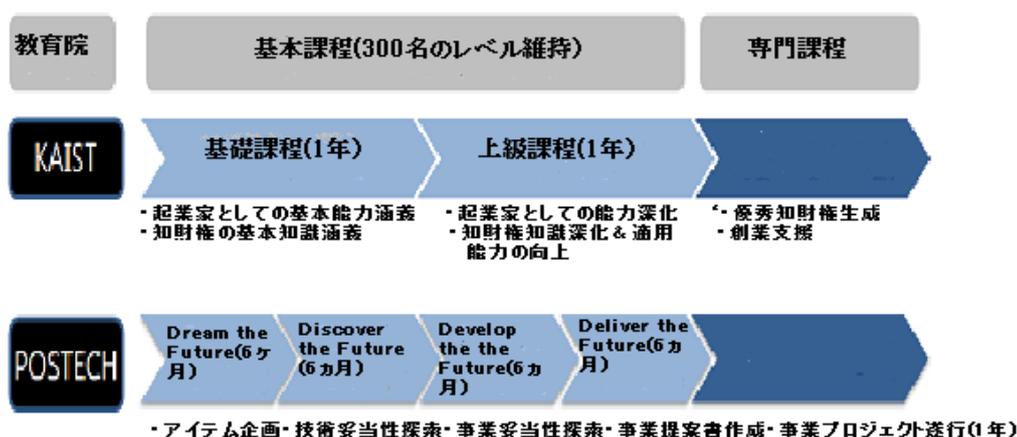
	KAIST	POSTECH
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家養成	将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家養成
教育科目構成	・ 未来技術の変化に対するビジョンを育てる未来技術・人文学(企業発達史)、知的財産を創造するための知的財産権、これを基盤に企業を設立して運営するリーダーシップを培養する起業家精神の教育で構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Creativity &amp; Innovation(創意性及び技術革新)</li> <li>・ Future &amp; Technology(未来先見及び技術)</li> <li>・ Product Design &amp; Development(製品化)</li> <li>・ Economy &amp; Management(技術事業化及び経営)</li> <li>・ Business Development(適用・実習)で構成</li> </ul>

2010年9月には、次世代英才起業家教育生らが、認知的な領域の発達と共に、情緒的な領域においても安定的に成長できるよう、オーダーメイド型の成長支援を

提供するため、韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5人で構成された次世代英才起業家センターを開所し、教育生個人別の心理、能力などを分析して次世代英才起業家教育生、父兄らを対象に進路などに対する個別相談サービスを提供している。

2010年末には、3.3:1の競争率で2期教育生を152人、2011年末には、165人の3期教育生を選抜し、2011年から2年課程の教育対象者数を計300人余りに対し基本課程の教育プログラムを運営している。

<図IV-2-9> KAIST・POSTECHの次世代英才起業家教育院の教育体系



### 3) 知的財産創出能力を整えた産業技術実務人材の育成

特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として養成するために、2007年に4の専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など7部の2庁が参加し、「政府部署による特性化専門系高校の育成事業」の一環として推進中の事業である。

事業計画書評価、現場実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、

公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等4校である。

2007年には、発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を推進した。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別の事業推進計画を具体化にし、特許庁、教育人的資源部、4の教育庁間の特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結して支援主体間の役割を明確にした。

これを土台に2008年には、本格的に発明・特許特性化高校の運営支援を始め、初年度には、特性化高校の成功的な運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティングなどにより運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続する予定である。

#### ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育の拡散が、発明教育の正規教科目の反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署による特性化専門系高校育成」などにより、発明教育の底辺が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするために、各分野別にこれまでの成果を評価し、意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。

### 3. 発明活動が優秀な学生及び教員の発掘・拡散

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 ソン・イング

#### イ. 推進背景及び概要

特許庁では、創造力が優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を確立するために、多様な発明・創意性大会を運営し、優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

＜優秀発明活動の発掘・拡散活動＞

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び 教員選抜・支援
大韓民国学生発明展示会	発明奨学生 大韓民国発明教育大賞
大韓民国学生創造力チャンピオン大会	
青少年発明家プログラム(YIP)	

大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化することによって、知識基盤社会の主役になる将来の発明家を発掘・養成するため、去る1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤に置き、協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁と三星電子が共同で開催している。この大会は、5～7人の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業らが提示した課題に対し中・高校の学生たちに、創意的なアイデアで解決策を提示するようにし、特許出願まで行うよう支援して青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

発明活動が優秀な学生を選抜する制度では、発明奨学生選抜制度があり、2011年度には、発明教育の拡散及び発明文化の先祖に貢献した教育者を発掘・授賞することに

より、発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために、大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

## ロ. 推進内容及び成果

### 1)大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の生徒たちの優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会で、2011年には24回目を迎える。

同大会の出品対象は、小・中・高校の生徒たちの発明及び考案品であり、出願及び登録可否とは関係がなく、書類審査→先行技術調査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は、大統領及び国務総理賞など個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者らには、賞状及び賞金の他にも発明キャンプ、海外研修などの機会を提供している。

2011年開催された第24回大韓民国学生発明展示会は、前年に比べ約38%ほど増加した9,768件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された160件の出品作は、2011年7月20日から7月29日まで果川の国立科学館に展示した。そして、国立果川科学館内キャンプ場において銀賞以下の受賞学生が参加する2泊3日間の発明キャンプを運営し、金賞以上の受賞学生及び指導教師などには海外研修を支援し、発明指導の意欲を鼓吹して学生発明活性化を図った。

<表IV-2-37>大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
受付作品	3,879	4,463	4,228	5,473	5,572	6,344	7,060	9,768

### 2)大韓民国学生創造力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創造力オリンピック)

2002年から開催された大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、2009年16市・道別に予選大会を開催したが参加チーム数が大きく増加し、今年には、市・道別予選大会の実施前である2008年に比べ約4.7倍に達する1,240チームが参加した。

全体参加チーム中で書面審査を通じて1,202参加チームを選抜し、6月開催された全国16市・道予選大会を通じて100ヶチームを選抜して、8月5日から7日までソウル コエックスで本戦大会を開催した。本戦大会で金賞を受賞した9ヶチームに対しては海外研修機会を提供した。

<表IV-2-38>大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2003	2004	2005	2006		2007	2008	2009	2010	2011
				冬	夏					
参加チーム数	224	102	269	144	205	263	259	1,022	1,036	1,240

### 3)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA 及びCOREX自転車(前INFIZABIKE社)等2企業が参加したが、2010年には、後援企業が6企業に拡大し、今年は企業8社が参加し、30チームを選抜することとなり、さらに多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加した。2009年度は134チームが参加申し込みをし、2010年は386チーム、2011年は586チームが発明アイデアを提出した。

YIP参加チームに選ばれた学生たちのアイデアは、教育を通じたアイデア改善

の過程を経て、全部産業財産権として出願している。

<表IV-2-39> YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2009	2010	2011
後援企業数	2社	6社	8社
申請チーム数	134	386	586
参加チーム数	30チーム	30チーム	40チーム

\* 2011年YIP後援企業:KT、RENAULT SAMSUNG自動車、モーニンググローリー、U  
OBACK KOREA、RYNKOREA、NEOWIZGAMES、WINIAMANDO、AMOREPACIFIC

#### 4)発明奨学生を選抜

特許庁では、21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するために、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生の選抜は、2008年までは書類評価により、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績などの発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは、発明奨学生の選抜人数を320人から100人に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止し、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成された2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を啓発して持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するために、金銭的支援による教育的補償を強化する方向へと、選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2010年からは、発明奨学生の選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に変更して、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価と

キャンプ遂行観察評価に切り替えた。

2011年には、既存の選抜制度に、地域の均衡選抜のために最小選抜人数の配分制度が導入され、発明活動が不振な地域の発明文化の拡大を試みた。

<表IV-2-40> 発明奨学生 の 年度別選抜人数

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
人数	411	298	320	320	315	98	100	101

#### 5) 大韓民国発明教育大賞の新設

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身する優秀発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有し励ますために推進された。

受賞者は、候補者の推薦を受けて書類審査と面接審査を経て選ばれるが、2011年には、計7人の受賞者が最終的に選ばれた。選抜基準は、教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性などであり、過去3年間の功績を対象に評価した。

大賞を受賞したソ・ジェフン教師など一般発明教師6人とキム・ビョンオ校長には、年末に開催された授賞式において特許庁長賞と共に賞金が授与された。

#### ハ. 評価及び発展方向

特許庁では、発明・創意性大会の運営を通じて、対国民の発明認識の拡散と発明文化活性化のために多様な努力を傾けてきている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報と、大韓民国学生創造力チャンピオン大会は三

星電子と各々共同で主催しており、YIPは、RENAULT SAMSUNG自動車、KTなど8企業の後援を受けて運営するなど、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努めた。また、毎年、大会の制度改善と褒賞の拡大により大会参加の動機を高めることに努め、その結果、大韓民国学生発明展示会の過去5年間の申請作品数が約78%増加するなど、最近は発明・創意性大会の参加者数が大きく増加している。

今後、発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的においても忠実度を向上させ、公正で透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

### 第3節 社会的弱者に対する配慮拡大

#### 1. 疎外地域・階級の青少年に対する分かち合い発明教育

国際知識財産研修院 創意発明教育課 行政事務官 チョ・ナムギョン

##### イ. 推進背景及び概要

島嶼僻地の学校、保育園そして地域の児童センターなどの青少年らに発明教育を提供し、教育を通じた分かち合いの教育文化を広く伝えるため、2008年から実施した。

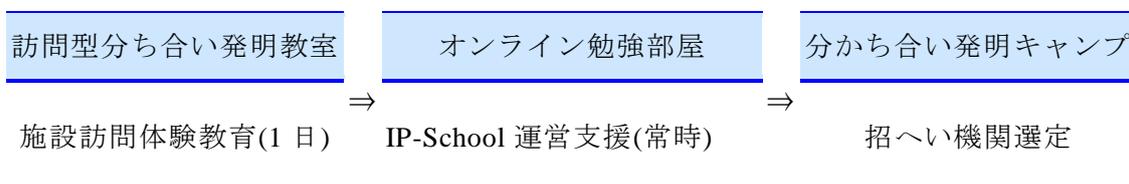
疎外地域や階級の青少年らに対する発明教育を行い、発明教室が設置されていない地域の発明教育の活性化を図り、既存の発明教室中心に発明教育を補完し、発明教育を通じて夢と希望を与えることが目的である。

##### ロ. 推進内容及び成果

#### 1)疎外地域や階級の発明体験教育「訪問型分かち合い発明教室」運営

島嶼僻地所在の小・中学校、保育園、地域児童センターなど50機関を訪問し、1,616人の学生たちに発明の体験教育を実施した。この課程は、教育対象の年齢別の特性を考慮して1日課程の創造力向上の体験プログラムであり、教育対象機関を直接訪問して発明体験実習の活動を実施した。また、機関の劣悪な教育環境を助けるために、創造力増進のための図書と学習用教具を寄贈し、年中持続的な発明教育ができるよう支援するためにオンライン課程(IP-School)を開設し支援した。

<図IV-2-10>2011年の訪問型分かち合い発明教室運営体系



2)発明教育の弱い地域の学生向け「分かち合い発明キャンプ」の運営

「訪問型分かち合い発明教室」の対象機関うち、相対的に教育環境が劣悪な学生と教育熱意が高い学校の学生たちを招へいし、深化した発明体験教育を6回にかけて計605人の学生と教師に対し実施した。分かち合い発明キャンプは2泊3日の課程で発明教育センターにおいて進行した。疎外地域や階級の学生たちが日頃接することができなかった都市文化の体験とテドク研究団地の見学など、多様な体験活動も共に実施した。

3)疎外階級児童向け放課後発明教育課程の「分かち合い発明体験教室」の運営

大田広域市と光州広域市の保育園及び地域児童センター12機関、287人の学生たちを対象に、5週間の発明教育の課程を開発して放課後の発明体験教育を通年にわたり運営した。この課程は、発明教育センターの発明体験室と連係したセンター訪問教育として毎期ごと計5段階にわたり連続的にプログラムを進行し、発明の理解から最終発明アイデアの結果物である発明品製作までプロジェクト形式で進行した。

<表IV-2-41>2011年分かち合い発明教育の運営状況

(単位:回、人)

課程名		教育対象	回数	人数
分かち 合い 発明 教 育	訪問型分かち合い発明教室	島嶼僻地など疎外地域・階級学生	50	1,616
	分かち合い発明キャンプ	島嶼僻地など疎外地域・階級学生	6	605
	分かち合い発明体験教室	島嶼僻地など疎外地域・階級学生	12	287
	計		68	2,508

＜表Ⅳ-2-42＞年度別疎外地域・階級のための分かち合い発明教育の状況

(単位:回、人)

年度	2008年	2009年	2010年	2011年	計
教育回数	5	27	55	68	155
教育人数	154	1380	2,131	2,508	6,173

## ハ. 評価及び発展方向

2008年の発明体験課程運営時に疎外地域や階級を対象に分かち合い発明教育を実施した以降、毎年教育人数が増加し、2011年の分かち合い発明教育課程を、訪問型分かち合い発明教室、分かち合い発明キャンプ、そして、地方自治体と連携した分かち合い発明体験教室として拡大運営し、教育脆弱階級の青少年を対象に分かち合い文化の拡散に貢献した。

このために、教育対象別のオーダーメイド型教育プログラムを運営し、脆弱階級の青少年の潜在された創意性を啓発した。また、年末の一回だけの教育ではなく通年にわたり有機的な関係教育を支援することにより持続的な連帯感を向上した。

今後、持続的な発明に対する関心と参加を誘導するために、1機関当たり教育時間を拡大し運営を行い、島嶼僻地など疎外地域の学生たちに夢と希望を与えることに努めていく計画である。

## 2. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 キム・テギョ

## イ. 推進背景及び概要

高価の弁理サービスを受けられない国民基礎生活保障法上の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業及び大企業と紛争中の中企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する産業財産権創出・保護を支援するために、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

現在、弁理士12人及び図面士・行政職員など計15人で構成されており、相談業務、書類作成支援、知的財産権保護説明会、中小企業の産業財産権関連紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の発明意欲を奨励し、知的財産権保護に寄与するために、審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律構造事業も2001年から施行している。

## ロ. 推進内容及び成果

持続的な広報活動と支援対象及び業務領域の拡大により、相談実績は毎年増加している傾向である。運営を始めた初年度の2005年4月から12月までは1,387件、2006年3,144件、2007年5,160件、2008年6,240件、2009年6,923件、2010年7,121件、2011年には8,670の相談業務を遂行した。

これと共に、知的財産権の底辺拡大による相談ニーズの増加に対応するために、公益弁理士を8人から12人に増員した。

また、疎外地域の無料弁理サービス提供の拡大のために、光州広域市、亀尾市を追加し、計13地域の地域知的財産センターと協力して2011年は、通年622件の地域巡回相談を実施した。

＜表Ⅳ-2-43＞特許相談センター類型別の運営実績

(単位:件)

知的財産権関連相談				書類作成支援	その他	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談			
4,445	1,290	1,652	622	652	9	8,670

\*その他:知的財産権教育説明会、農業分野コンサルティング、疎外階級に対する訪問相談など

＜表Ⅳ-2-44＞特許相談センター相談請願人別の運営実績

(単位:件)

基礎生活受給者	次上位階層	国家功労者	障害者	在学生	満19才未満	小企業	その他	合計
580	156	492	1,270	1,412	380	2,187	2,193	8,670

\*その他:小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

審判・訴訟代理費を支援する特許法律救済事業は、2011年から特許審判院・特許裁判所事件について代理費の一部を支援していた既存方式の代わりに、特許相談センターの公益弁理士が直接代理を務めることにより、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を向上した。

＜表Ⅳ-2-45＞審判・訴訟関連の支援実績

(単位:件)

審判代理	審決取消訴訟代理	最高裁上告代理	民事侵害訴訟費の支援	合計
19	15(8)	5(4)	19	58(12)

\* ( )は直接代理の施行前に費用を支援した事件に対し、追加的に費用を支援した件数

＜表Ⅳ-2-46＞審判・訴訟関連対象者別の支援実績

(単位:件)

中小企業	個人発明家	障害者	国家功労者	基礎生活受給者(次上位階層)	合計
31	10	13	2	2(2)	58

そして、社会的弱者に対するサービス支援活性化のために、多様な広報活動も実施した。パンフレット、ガイドブックなど広報パンフレットの配布をはじめ、中央日刊紙、地域新聞、インターネット バナー及び地下鉄広告を通じて相談及び支援の拡大に努めた。

#### ハ. 評価及び発展方向

2012年には、「特許料などの徴収規則」に基づいて特許料などの免除を受けている対象者の中で、公益弁理士の特許相談センターの支援対象に含まれてない5・18民主有功者、枯葉剤後遺症患者、特殊任務有功者、軍兵士などに対し「発明振興法施行令」の改正を施行して支援対象者に追加するなど、サービス支援対象を拡大する予定であり、また、疎外地域の住民に対する無料弁理サービスの接近性を向上するために、新規に巡回相談の要請があった春川、鬱陵島などを巡回相談地域に追加する計画である。

### 3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 イ・ビョンハ

#### イ. 推進背景及び概要

FTA締結の拡大などグローバル化した経済市場において、模倣品の流通は、健全な商取引の秩序を乱し、企業の固有ブランドの開発と正規品市場の発展を阻害するだけでなく、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損し、国家経済に否定的な要因として作用している。したがって、特許庁では、知的財産権の保護レベ

ルの向上のために、模倣品の不法に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であるとの判断の下に、知的財産権の尊重と消費者の認識向上のために、多様な広報活動を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

1)消費者団体との共同キャンペーンなど広報実施

2011年から消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るために、消費者団体の「韓国消費生活研究院」と共同で、模倣品流通根絶のための全国決議大会を2011年6月16日に開催した。ソウル特別市明洞芸術劇場の前で1,097人、その他15広域市・道において計5,180人の消費者団体会員たちと市民が参加した中、「グッバイニセモノ」というスローガンを掲げ、模倣品の不法に対する街頭キャンペーンを開催した。さらに、青少年・大学生・主婦・会社員などを対象に、模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、計20回にわたり2,481人に対し消費者教育も実施した。

<図IV-2-11>消費者団体と共同で広報実施



		
<p>模倣品展示</p>	<p>広告公募展受賞作品の展示</p>	<p>消費者アンケート調査</p>
		
<p>「模倣品は 000 だ」 メッセージ</p>	<p>「捉えろ! 模倣品!」消費者参加イベント ゲーム</p>	

<図IV-2-12> 消費者団体と共同で広報街頭キャンペーン・パフォーマンス

		
<p>模倣品流通根絶の街頭キャンペーン・パフォーマンス</p>		

## 2) 多様な媒体を活用した知的財産権保護広報の強化

特許庁は、TV公益広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、ツイッ

ターなど多様な媒体を利用して、消費者の認識を高めるために国民に対する広報を強化した。特に、KBS TV公益広告及びKBS TV放送プログラム(「生の情報通」、「女性共感」等)を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品の消費文化定着のために国民の共感に努力した。

<図IV-2-13>TV公益広告及び地上波放送の広報映像

TV 公益広告の主な画面	KBS TV 「生の情報通」放送映像
	

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識し、正規品の消費文化の定着と率先のために、大学生を対象に知的財産権保護広告公募展を開催した。また、消費者団体と協力して模倣品流通根絶のための国民キャンペーンを展開し、TV公益広告など言論広報も強化した。さらに、大学生・主婦・会社員を対象に、知的財産権保護に対する消費者教育も実施した。

<図IV-2-14>広告公募展対象作品及び青少年教育コンテンツ

新聞広告公募展大賞受賞作品	青少年教育用教育ネット掲示コンテンツ
	

特に、幼い時から知的財産権保護の重要性を認識できるように、小・中学の学生たちを対象に、知的財産権保護教育用の動画コンテンツを製作して配付すると共に、教育部オンライン教育サイト「教育ネット」にもコンテンツを掲載した。また、教室で直接見て感じることができるように、正規品と模倣品の比較体験ができる青少年体験学習も実施した。

< 図Ⅳ-2-15 > 青少年体験学習活動の様子



### 3) 知的財産権保護関連機関間の協力強化のための懇談会開催

知的財産権保護ネットワークの基盤造成及び模倣品流通防止のため、特許庁・放送通信審議委員会・商標権者(ルイビトン、ナイキ)・オープンマーケット(e-bay 코리아 などオンライン ショッピングモール)担当者など関連機関と懇談会を開催し、知的財産権保護に対する政策的な対策及び相互協議事項を議論した。特に、オープンマーケットの市場規模が拡大することによって模倣品の取引も増加しているのが現状であり、これに対する特許庁の知的財産権保護政策及び模倣品流通根絶のための事業推進の状況などを相互交換し、模倣品取締まりのための協力強化策を模索した。

また、地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員及び司法警察公務員とワークショップを開催し、模倣品取締まり担当公務員の能力強化及び関連機関間の業務協力体

系を強化した。

<図IV-2-16> 関連機関とのIP保護協力チャネルの活性化

IP 保護関連機関懇談会	司法警察公務員ワークショップ
	

#### ハ. 評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーン実施、青少年に対する知的財産権保護教育用のコンテンツ制作・体験学習の実施、大学生の知的財産権保護広告公募展等を通して自発的な参加を誘導した。また、波及効果が大きいTV公益広告と地上波放送プログラムを制作して送出し、模倣品の流通根絶に対する社会的共感を形成し、国民の認識を向上させる成果を上げた。

しかし、未だ模倣品の取引は根絶されず、今後も商標権特別司法警察を通じたオン・オフライン取締り強化と、知的的産権保護に対する国民の認識向上の事業は、持続的に推進する計画である。

これから特に、青少年・大学生・主婦・会社人など階層別の消費者を対象に、オーダーメイド型の教育と広報を積極的に実施すると共に、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を実施する計画である。

#### 4. 社会的企業の知的財産競争力向上

産業財産政策局 産業財産経営支援チーム 行政事務官 コン・ジョンイ

##### イ. 推進背景及び概要

社会的企業に対する役割と関心が高まる中、政府部署別の多様な支援策が実施されているが、知的財産と関連した政府レベルの創出支援は一度もなかった。

知的財産権に対する基盤が脆弱な社会的企業を対象に、知的財産創出基盤の強化により雇用拡大などに寄与するため、2011年下半期からモデル事業を実施した。

##### ロ. 推進内容及び成果

雇用労働部で認める社会的企業5社を選定し、ブランド及びデザインの新規開発支援事業を実施した。ブランド開発支援2社とデザイン開発支援3社に対し各々実施した。

この事業を通じて参加した社会的企業に対し、知的財産権に対する認識を向上する一方、知的財産経営に対する体系を確立させる重要な機会となった。

また、従来の知的財産権関連の出願件数が全体で4件に過ぎなかったが、支援してからは10件に、2倍以上増加する成果を収めた。

特に、支援企業のうち、慶南梁山に所在のブルーインダス(製品デザイン開発支援)社は、既存デザインの溶接服/手袋に、IP先行調査及びデザイン分析を通じて使用便性と機能性を適用した独特のデザインを開発して新製品を製作した。

その結果、既存の取引先である城東海洋造船以外の現代重工業、三星重工業など、中小企業から大企業へと販路を多角化し、月1億ウォンの追加売り上

げを上げる成果を取めている。

<表IV-2-47> 社会的企業の支援状況

番号	企業名 (所在地)	支援 区分	主要支援内 容[品目]	開発前	開発後
1	Nuriddle. co.kr (忠北)	ブラ ンド	BI、スロー ガン[ソフト ウェア]		
				-プログラム名称をそのまま活用した既存ブランドに新しいブランドネーミング及びデザイン開発適用	
2	Junglip 電子 (ソウル)	ブラ ンド	CI、BI [電子製品]		
				-差別化のない既存ブランドに Identity を付与し CI と BI を同時に開発して相関関係確立	
3	Blueind. co.kr (慶南)	デザ イン	製品デザイン [溶接服、 溶接手袋]		
				-差別化のない既存デザインの溶接服/手袋に新素材を適用し便宜性及び機能性を向上した新製品製作	
4	Chenhyang. co.kr (江原)	デザ イン	製品デザイ ン、包装 デザイン、		

			CI(リデザイン)及び BI [石鹼]	-新規開発製品の枠組みデザインを開発し包装に使われる CI 及び BI 新規開発活用	
5	独島 クッキー 事業団 (ソウル)	デザ イン	包装デザイン [パン/クッキー]	 -一貫性なしで使われてきた包装デザインの Identity を確立して高級型、普及型、ギフトセットなどで区分	

## ハ. 評価及び発展方向

知的財産権基盤が脆弱な社会的企業に対し、知的財産権の支援拡大により政府の政策に参加させ、知的財産創出支援の強化及び雇用拡大に寄与した。

2011年のモデル事業実施結果を基に、支援事業をより拡大させる計画であり、社会的企業に対する知的財産の経営実現のために、コンサルティング支援事業及びその他出願費支援など、特許庁で実施している支援事業の範囲内で、連係を通じて支援していく計画である。

また、社会的企業の知的財産権に対する認識向上を高めるため、知的財産権教育及び知的財産経営ブーム造成のために、全国単位の発明大会などの参加支援も推進する計画である。

## 第4節 発明振興イベントの開催

### 1. 第46回「発明の日」記念式開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 チェ・ナレ

#### イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産先循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環の出発点である知的財産の創出促進は、社会各界の各層における知的財産創出の底辺拡大のために法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。このために発明家に対する尊重と共に、発明と知的財産の重要性に対する共感を拡大し、国民レベルにおける発明秀囲気を造成する必要がある。

政府は、知的財産に対する認識の重要性を向上し、発明の生活化を定着させるために、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442.5.19)を記念して、5月19日を「発明の日」と法廷記念日に指定した。発明の日記念式典では、発明家らの士気を奨励するために有功者褒賞、発明優秀事例発表、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

#### ロ. 推進内容及び成果

2011年の第46回「発明の日」記念式典は、「特許100万件突破、知的財産が国家競争力だ!」という主題で、韓国内での特許100万件突破を祝い、知的財産の育成を通じた国家競争力強化の意志を表明した。記念式典には、国務総理をはじめ発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教師など約700人余りが参加した中で5月19日(木)に、ソウル大韓商工会議所で開催され

た。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献してきた有功者78人に、金塔産業勲章など政府褒賞があった。これと共に、大韓民国を代表する発明家1人を今年の発明王に選定して月桂冠を授けた。並行して行われたイベントでは、広報映像の上映、優秀発明品展示会などがあり、発明に関する一般人らの関心と参加を誘導した。特に、国務総理が3年連続で記念式典に臨席して知的財産に対する重要性と発明家が尊重される文化作りのための政府の意志を表明するなど、発明の日の重要度が高くなった。

社会的認知度を持つ著名人の寄稿文を言論媒体に掲載し、「発明の日」の広報効果を極大化できる契機を設け、韓国民族の発明DNAを主題に、国民的関心を向上した李・スウォン特許庁長の寄稿文をはじめ、チェ・チョンヒョプ発明振興会長、シム・ヨンテク ソウル大法学専門大学院教授、ペク・マンキ韓国知識財産サービス協会長などの寄稿文が、発明の日を前後して主要日刊紙に掲載され、発明の月の雰囲気を高めた。

<図IV-2-17> 第46回発明の日の国務総理祝辞



## ハ. 評価及び発展方向

第46回の発明の日記念式典は、単純に褒賞を行い政策情報を伝えるイベントから脱離し、発明に対する関心を持続的に誘導するために多様な試みを行った。発明の日記念式典に展示された優秀発明品は、2011年の大韓民国発明特許大展に展示し、今年の発明王は、政府大田庁舎の発明家の殿堂に展示するなど、1回限りで終わってしまう発明の日の意味を再確認させることにより、地域発明家などの発明意識を奨励する契機となった。また、広報動画は、政策紹介ではなく特許登録100万件突破を祝う米国特許庁長のインタビューと強い小企業の成功談などで構成した。

特に、多様な付帯イベントを通じて参席者らが楽しめるようにするなど、参席者オーダーメイド型の構成を試みた。式典前のイベントとして発明・創意に合うフュージョン ジャンルの電子弦楽公演により参加者らの耳目を集中させ、後に続く記念式典に集中させることができた。1部の授賞式が終わった後も、カードマジック公演を行い、2部の授賞式まで参加者らが退屈しないよう準備をした。

&lt;図IV-2-18&gt;電子弦楽公演

<図IV-2-19>2011年今年の発明王  
月桂冠の授与

<図IV-2-20>受賞者の発明品紹介



<図IV-2-21>優秀発明品の展示



## 2. 特許技術賞授賞

電機電子審査局 特許審査協力課 技術書記官 ソン・ベックムン

### イ. 推進背景及び概要

特許庁は、発明者の発明意欲の奨励と国民的な発明雰囲気作りを拡散させて産業技術競争力を向上し、延いては国家産業発展の貢献に向けて、韓国国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞制度を運用している。

特許技術賞は、1992年から毎月1つの優秀発明を選定していたが、1996年からは分期別に、2007年下半期からは半期別の授賞に切り替え実施した。特許技術賞授賞規模の増加により申請件数も増加し、一般人の関心度が増大している。

<表IV-2-48>授賞種類

区分	種類	授賞数	賞金	受賞者
----	----	-----	----	-----

特許・実用新案	世宗大王賞	1	1,000 万ウォン	発明者
	忠武公賞	1	500 万ウォン	
	池錫永賞	2	300 万ウォン	
デザイン	丁若鏞賞	1	500 万ウォン	創作者

\* 選定審査協議会の審査結果、特許技術賞の選定に適さないと判断した場合、奨励賞(賞金 30 万ウォン)の授賞や、当該特許技術賞を選定しない場合もある。

< 図IV-2-22 > 受賞マークの種類

世宗大王賞	忠武公賞	丁若鏞賞	池錫永賞
			

\* 奨励賞は受賞マークから除外

ロ. 推進内容及び成果

2011年度の特許技術賞は10の発明品を選定し、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。

2011年には高い競争率を突破し、上半期には、世宗大王賞に韓国水力原子力(株)社の「中・低レベル放射性廃棄物のガラス固体化装置及び工程」が、下半期には、世宗大王賞の代わりに奨励賞として、忠武公賞に(株) S SENG社の「引上げ式空隙制御繊維ろ過器」が選ばれた。

<図IV-2-23>2011年上半期の特許  
技術賞授賞式



<図IV-2-24>2011年下半期の特許  
技術賞授賞式



特許技術賞は1992年から2011年まで計273の優秀発明・デザイン(特許199、実用新案21、デザイン53)を選定して授賞することにより、発明の雰囲気拡散に大きな役割を担った。

<図IV-2-25>2011年上半期の受賞  
発明品紹介



<図IV-2-26>2011年下半期の発名  
品紹介



#### ハ. 評価及び発展方向

1992年から始まった特許技術賞制度は、マンネリズムに落ち込むことなく、発明者の発明意識を奨励するために大きな役割を果たした。2011年度にも特許技術賞に190件が応募し19:1の競争力を見せるなど発明者の関心度が高かった。特に、授賞者選定時に、個人または、中小企業を優遇する条項を設け、大企業の発明と競争した場合、実質的な均衡が成り立つように

運営し、2011年度にも授賞件数10件のうち、個人及び中小企業が4件を占めた。

一方、年間2度授賞することにより、優秀発明の発掘が難しくなる場合に備え、特許技術賞の品格に適合しないと判断した場合には、奨励賞を用意し賞の品格が低下しないよう防止している。また、応募期間を上半期は3月、下半期は9月と各々1月を維持し、発明家が特許技術賞に応募する時期に対する予測可能性を高め、多数の発明家が応募できるように制度を運営している。

### 3. 発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 チェ・ナレ

#### イ. 推進背景及び概要

発明特許・商標・デザイン大会及びソウル国際発明展は、知的財産権に対する国民の認識を向上させ、発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大し、国際的なネットワークを構築することにその目的がある。また、延いては、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせるなど、販路を切り開いて流通を活性化させることができる。技術先進国への跳躍のため、通年の発明と特許を決算して授賞することにより新技術を発掘することができ、ますますその価値が重要となっている商標とデザインの発展を向上する効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は、1982年から毎年開催し30回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催して6回目、ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催したが、2009年からは毎年開催することとなり7回目を迎えた。

ロ．推進内容及び成果

2011年度には、大韓民国発明特許大会及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を共に展示することにより、名実共に韓国内最大規模の知的財産権展示会を開催した。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め国際的イメージ向上にも大きく寄与した。

大韓民国発明特許大会は、受賞作94作品を展示するだけでなく多様な見どころを提供して一般国民の関心を集め、展示会のレベルを高めようと試みた。2011年度に、最新 이슈として浮上したハイテク製品を展示するハイテク館を構成し、最新スマートフォン、LTE新技術などを直接比較する体験ができるようにした。

商標・デザイン展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、正規品・模造品展示館、有名スター広告ブランド展示館、国内キャラクター展示館など多様な構成を通じ、多様な年齢層の観覧客らのための面白みを増した。有名キャラクターのポロロとディボ展示館には、児童だけでなく大人の観覧客らにも大人気を呼び展示館での写真撮影の場所となった。

ソウル国際発明展は、歴代最大の規模で、韓国の国内88社(人) 145品目、海外30ヶ国523品目を出品及び展示し、世界的な発明展示会と言え、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営し発明家とバイヤーの相談の場を提供することによって、参加者に発明品を広報するだけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

ハ．評価及び発展方向

＜図IV-2-27＞商標・デザイン権展のキャラクター展示館



展示会に出品し参加した企業等に、実質的に役立つ特許技術事業化の支援政策説明会を開催し、企業らが支援を受けられる多様な政策を紹介すると共に、各々専門家を置いて企業運営スタッフが相談を受けられる場を用意した。技術保証基金、特許技術評価、寄付採納技術など企業運営に実質的に役立つ分野に対し10講座を設け、約200人余りの企業家が参加するなど、展示と情報共有の機会を提供した。

また、展示会参加者とバイヤー間の購買、技術移転、投資誘致などの相談ができる購買相談館を運営して268件の相談実績を収め、展示参加者らに事業化の機会を提供した。観客が直接参加できる特許証交付イベント、ポラロイドイベントなどを実施し、参加者らに展示会の記念品を提供するなど、高い評価が得られた。

主に、中小企業家らがたくさん参加するという点を考慮して、講座を中小企業が必要とする内容に改善し、分野別の専門家を配置して実質的なコンサルティングができるように支援する計画である。

<図IV-2-28>大韓民国発明特許大典の開幕式



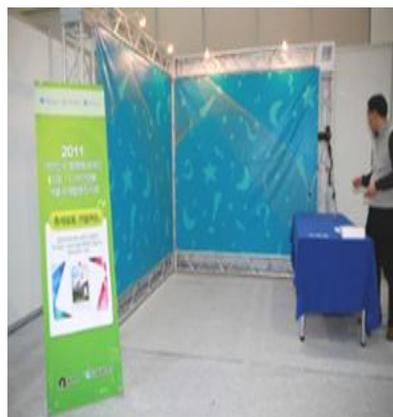
<図IV-2-29>優秀発明品の観覧



<図IV-2-30>国務総理表彰受賞作の試演



<図IV-2-31>ポラロイド写真撮影イベント



<図IV-2-32>授賞式



## 第5節 女性発明振興活動の展開

### 1. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識の向上

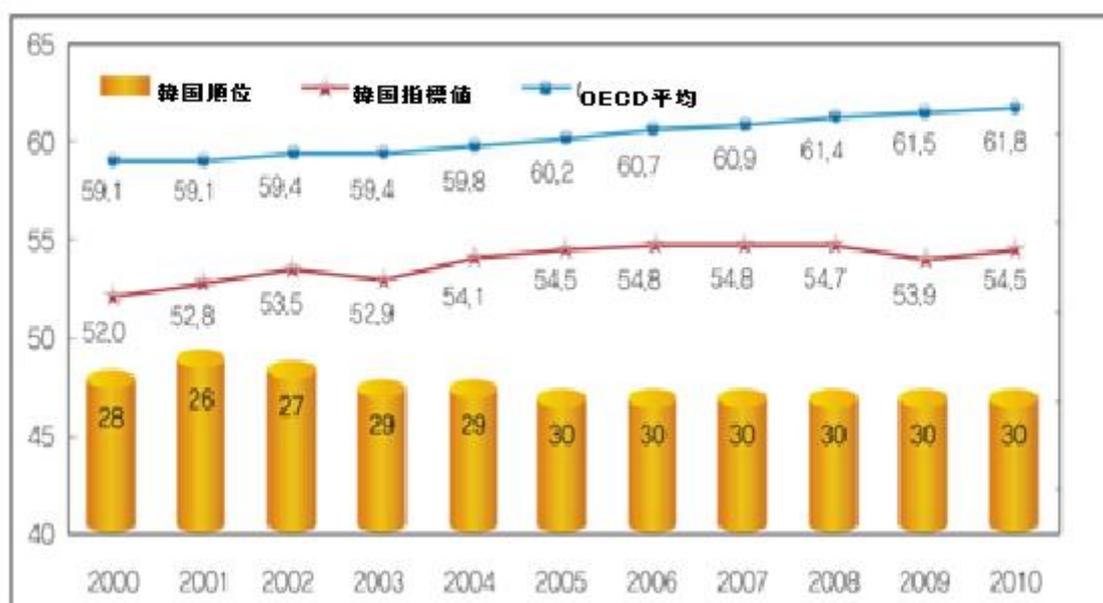
産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

#### イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動参加人口は着実に増加しているが、韓国の女性経済活動の参加率は、2011年基準の54.5%で、OECD会員国平均の61.8%より低いレベルである。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況であり、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業を推進する必要性が台頭している。

<図IV-2-33> 韓国の女性経済活動参加率推移(34ヶ国基準)

(単位:%)



\* 資料:企画財政部

これに伴い、政府は女性特有の創意性と創造力の啓発のために、女性を対象に体系的な知的財産権教育、女性発明創意教室及び女性発明競合大会などを支援し、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

#### 路．推進内容及び成果

女性発明の底辺拡大及び優秀女性人材の発掘のために、韓国女性発明協会を設立し、2001年から本格的に女性を対象に発明振興事業を繰り広げてきた。その結果、知的財産権説明会、女性発明競合大会、女性発明情報誌発刊など本格的な女性発明振興事業が始まった2001年以後の女性の知的財産権の登録件数は、年平均5.8%増しとなり、韓国内の知的財産権の全体登録増加率2.3%より高い増加率をみせた。全体登録において女性が占める割合も2001年3.1%から2010年4.2%に増加した。

<表Ⅳ-2-49> 女性の知的財産権登録状況

(単位:件、%)

区 分	2001	2003	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	153	345	743	1,252	1,529	1,133	850	1,085
実用新案	1,821	1,950	1,974	1,915	211	284	240	284
デザイン	793	1,225	1,733	2,121	2,838	2,570	1,973	2,219
商標	1,265	2,032	3,039	3,889	3,498	3,784	2,771	3,135
計 (増加率)	4,032	5,552 (9.7)	7,489 (15.3)	9,177 (22.5)	8,076 (Δ12.0)	7,771 (Δ3.8)	5,834 (Δ24.9)	6,723 (15.2)
登録合計 (占有率)	130,850 (3.1)	155,840 (3.6)	198,094 (3.8)	250,557 (3.7)	227,606 (3.5)	193,939 (4.0)	145,927 (4.0)	159,977 (4.2)

また、女性の知的財産権出願状況をみると、2001年以降の女性の知的財産権出願は、年平均6.8%増しとなり、韓国内の知的財産権全体出願増加率2.5%より大きく増加し、全体出願において女性出願が占める割合も2001年3.9%から10年5.7%に増加した。

<表Ⅳ-2-50> 女性の知的財産権出願状況

(単位:件、%)

区 分	2001	2003	2005	2006	2007	2008	2009	2010
特許	1,279	1,586	2,268	2,932	3,672	3,898	4,089	4,012
実用新案	2,044	2,442	2,386	2,429	1,572	1,310	1,661	1,255
デザイン	2,159	2,226	3,178	5,911	4,807	5,615	4,764	4,607
商標	5,937	7,591	8,323	8,982	9,598	9,322	10,212	10,883
計 (増加率)	11,419	13,845 (11.1)	16,155 (13.1)	20,254 (25.4)	19,649 (△3.0)	20,145 (2.5)	20,726 (2.9)	20,757 (0.1)
出願合計 (占有率)	289,420 (3.9)	306,001 (4.5)	359,207 (4.5)	372,520 (5.4)	380,203 (5.2)	372,697 (5.4)	364,990 (5.7)	362,074 (5.7)

女性発明家の裾野拡大及び知的財産認識向上のための支援事業としては、

#### ①全国巡回の女性知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力ある女性発明家の発掘及び育成のために、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心がある主婦、発明教室参加学生、父兄、女子大生などを対象に「全国巡回の女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

弁理士、発明教育の現場専門家、成功した女性発明家などを講師として構成し運営される同説明会は、知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を実施し、知的財産権に対する認識を向上させ底辺の拡大に大きく寄与している。2011年度には、女性の知的財産権説明会を計56回開催し4,316人が参加するなど好評であった。

#### ②女性発明競合大会の開催

女性発明競合大会は、女性に斬新な創造力を発揮する機会を提供し、創作アイデア啓発に対する意識高揚と発明の活性化を図る大会である。既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合して発展させ、2003年に初めて開催された。2011年には、一般

部329件、学生部105件、障害者部16件など計450件が出品され、この中でアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し大賞(大統領賞)の他計54件を授賞した。

### ③女性発明の弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化にし、特許出願を助ける知的財産権の無料弁理相談、政府の知的財産権支援制度の案内及び知的財産権関連の各種諮問、特許出願時の弁理費割引などを内容とする「女性弁理諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。2011年には313件の無料弁理諮問相談を実施し、この中で35件を出願した。

### ④女性発明情報誌(月刊「発明する人々」)発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種ニュース情報の発信、政府の知的財産権創出促進事業の紹介をするために、韓国女性発明協会主管で2002年7月に創刊された。「発明する人々」は、発明マインド向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民レベル発明生活化運動の展開、発明家と企業間の関係推進、発明企業広報などナマ情報と多様なニュースを、発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

## ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業は、より多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加させ、延いては韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用を行い、優秀女性発明出願及び事業化を支援するための体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。事業目標の達成のために女性発明の親和的社会環境作りに注力し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに努力を傾けている。

今後、女性発明家の底辺拡大及び知的財産認識向上のために、関連機関との女性人

材活用に対する方策などを模索する計画である。

## 2. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 産業財産振興課 施設事務官 チェ・ジョンボン

### イ. 推進背景及び概要

21世紀は、土地と資本などの有形資産が、競争力の基盤となる産業社会から情報と知識に基づいた技術力・ブランド・デザインなど無形資産中心の知識基盤社会に転換する、知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭している。特に、このような状況において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体として重要性がより一層高くなっている状況である。

したがって、女性発明の事業化を通じた国家競争力の向上のため、販路開拓及びビジネス マッチング機会の提供ができる世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などを支援すべきである。

### ロ. 推進内容及び成果

#### ①世界女性発明大会及び女性発明品博覧会開催

世界初の大規模国際女性発明大会によって、韓国が世界女性発明の主導国としての地位を確保することに大きく寄与した。2008年から大韓民国世界女性発明大会と大韓民国女性発明品博覧会・女性発明国際フォーラムを共に開催することによって、韓国内の女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネス マッチングの機会を与えシナジー効果を創り出した。

2008年から毎年開催される世界女性発明大会及び世界女性発明品博覧会は、すでに第4回目の大会を迎えた。第4回目の大会は2011.5.4～5.7まで4日間コエックスHall A(旧太平洋ホール)で開催され、25ヶ国で7万人余りが参加し、バイヤー相談は、国内19,170回、計15億ウォン、海外11,950回、計35億ウォンの相談を行うなど年を増すごとに高い反響を呼んでいる。

このような世界女性発明大会において全世界女性発明家の国際的連帯とネットワークを構築し、韓国内の女性発明企業家の海外進出の橋頭堡を構築した。また、積極的な広報活動により多様な媒体において紹介され、女性の発明文化の振興に重要性及び関心を高める契機となった。

<図IV-2-34>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図IV-2-35> 女性発明品博覧会



<図IV-2-36> 女性発明国際フォーラム



### ②今年的女性発明・起業家賞(女性発明優秀事例発表会)

今年的女性発明・起業家賞は、女性の繊細な感受性を土台に斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範を見せた女性発明家を発掘して授賞することにより、女性の発明意欲と潜在した創造力を生み出すために1995年から開催している。

2011年度は、ソウルポスティールタワーで11月3日に開催され、計51件の応募作品のうち、5人の女性発明・起業家が選抜されるなど約200人が参加した。

### ③試作品製作支援事業

女性の優秀な発明アイデアを発掘して試作品製作を支援し、権利化を誘導して事業化を促進するために、女性発明の試作品製作支援を2007年から実施した。知的財産権として登録されなかった特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化させられるように支援し、2011年180件の申請の中から36件を支援して事業化に連結した。

### ハ. 評価及び発展方向

2011年には、女性創意発明教室の教育需要者が大きく増加したため、目標人数を超過して教育を実施した。特に、試作品製作支援事業と世界女性発明大会及び女性発明

品博覧会等は女性発明家から大きな反響を呼んだ。

また、世界知的所有権機関(WIPO)と緊密な協力を通じて世界的な規模の唯一な女性発明大会を韓国で開催でき、特許強国として大韓民国の品格を高めることに寄与し、韓国内外の女性発明品を国際的に広報でき、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。

女性の潜在力と創造力開発は、国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がたくさん出るよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

## 第3章 国内・外における知的財産保護の強化

### 第1節 韓国内の知的財産権保護活動の強化

#### 1. 特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 パク・ノイク

##### イ. 推進背景

韓国は、特許、商標、デザインなど産業財産権出願が世界4位で、知的財産権創出面において米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を維持している。このような国際的地位の強化により知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより一層強調されている。

昨年、スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは、全体59ヶ国のうち31位であった。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、韓国内に模倣品の流通が蔓延し海賊行為が根絶されていないからである。韓国内に模倣品が氾濫することになれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜により輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたり深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は、模倣品流通根絶と知的財産権保護の基盤を強化するために、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月に、特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これにより特許庁は、ニセ商標関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

## ロ. 推進内容及び成果

特許庁は、模倣品の犯罪を効率的に取締るために、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3地域の事務所に取締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。一方、近年急増しているオンラインによる模倣品流通に対する強力な取締りのために、去年12月に特別司法警察隊ソウル事務所にデジタルForensic(Digital Forensics)装備を整えた「オンライン捜査班」を発足させた。

特許庁は2011年の1年間、模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者139人を刑事立件し、模倣品を約3万件を押収するなど、所期の目標成果を上げている。特別司法警察隊の導入後の実績は、導入前の実績に比べると月平均刑事立件人数は約6倍、押収物品数量は約10倍程度増加している。また、特別司法警察隊導入後の取締り実績が大きく増加した理由は、商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは、模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

＜表Ⅳ-3-1＞模倣品取締まり状況

(単位:人、件)

区分		特別司法警察隊導入前 (2010.1～8)	特別司法警察隊導入後		
			(2010.9～12)	2011	小計
刑事立件	人数	15	45	139	184
	押収	2,860	28,629	28,589	57,218

押収物品に対する分析結果、有名ブランド商品を模倣したカバン類、衣類、装飾類、履き物類が大部分を占め、正規品の市場価額で換算すると145億ウォンを越える。

＜表IV-3-2＞主要品目別の取締り状況(2011)

(単位:件)

品目	カバン類	衣類	装飾類	履き物類	メガネ類	時計類	その他	合計
数量	4,158	2,751	1,443	1,176	223	171	18,667	28,589

## ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、特別司法警察権を確保することにより、関連機関との合同取締りに依存せず、独自で模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察隊は、オン・オフラインにおいて猛威を振るっている模倣品の根絶のために、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通頻発地域に対する集中取締りの他にも、ニセモノ医薬品の製造会社など、国民の生命と健康を威嚇する模倣品製造・流通業者などに対する捜査を強力に実施する計画である。特に、昨年新設されたオンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通に対する追跡捜査などを強力に推進する方針である。

＜図IV-3-1＞模倣品取締りの写真



## 2. 模倣品の申告褒賞金制度

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 パク・ノイク

### イ. 推進背景

米貿易代表部(USTR)は、1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を行い「スペシャル301条報告書」を発表し、自国の通商圧力手段として活用している。韓国は、これまで監視対象国(Watch List)に分類されたが、2009年から昨年まで3年連続、監視対象国目録から除外された。このような成果は、韓国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けて政府レベルで持続的な努力を傾けた結果である。

模倣品流通根絶のためには、これに対する関係機関の強力な取締りが必要であるが、国民の意識転換と民と官の協力が伴わないと限界にぶつかる。特許庁は、2006年から模倣品の不法に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する申告の活性化を図るために、「模倣品の申告褒賞金制度」を運営している。

### ロ. 推進内容及び成果

申告対象は模倣品製造業者や流通・販売業者で、国民なら誰でも申告ができ、申告の信頼性確保のために実名申告を原則としている。

2011年度は219件の申告内容に対し計2億 1560万ウォンの申告褒賞金を支給した。2011年度に褒賞金を支給した申告内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通の申告109件(103.5百万ウォン)、オンライン販売の申告5件(2.5百万ウォン)、倉庫保管の申告39件(39.5百万ウォン)、製造工場の申告66件(70.1百万ウォン)であった。

＜表Ⅳ-3-3＞類型別の褒賞金支給状況(2006～2011)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010		2011	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売り流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107	109	103.5
	インターネット販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8	5	2.5
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5	15	26	39	39.5
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141	153	145.5
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59	66	70.1
合計		107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186	200	219	215.6

申告褒賞金制度の実施初年度の2006年には、計107件の3億 2,300万ウォンの褒賞金を支給し、昨年までの過去6年間は、計14億 5,800万ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆337億ウォンに達する。

#### ハ. 評価及び発展方向

模倣品申告褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な申告を誘導し、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する民・官協力体制を構築することにより、模倣品の不法及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品の申告褒賞金制度の運営に必要とされる予算に比べ、押収された模倣品の正規品価額がはるかに多いことからわかるように、模倣品の申告褒賞金制度は、模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。

## 第2節 新知的財産権の保護強化

### 1. 企業の営業秘密保護のための制度改善

産業財産政策局 産業財産保護チーム 施設事務官 ク・ボンチョル

#### イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定(NAFTA)によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などにより技術及び知識が無制限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は、営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立することである。

近年、営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が要求されている。

<表IV-3-4>企業の産業機密流出状況

区分	募集团数 (社)	標本集团 数(社)	流出比 率(%)	平均流出 回数(件)	件あたりの 被害金額 (億ウォン)	被害 金額 (億ウォン)
大企業	700	150	11.3	1.8	39.2	5,581
中小ベンチャー 企業	16,129	1,350	13.2	1.6	14.9	50,755
合計	16,829	1,500	13.0	1.6	16.7	56,336

\* 出処:中小企業庁、2010

<表IV-3-5>企業の営業秘密管理実態

---

\*技術流出の発生原因に対する意見として48.3%(複数応答)が役職員のセキュリティ意識不足だと回答(中小企業庁、2010.12)

\*企業の法務・特許・セキュリティ担当者対象のアンケート調査結果、58%が営業秘密保護の要件に対しほとんどが知らないと回答(特許庁、2011.5)

\*中小企業のセキュリティに対する能力のレベルは、大企業の60%程度(中小企業庁、2010.12)

---

これを受けて特許庁では、営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理インフラの構築を支援することによって、営業秘密保護の基盤造成に努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

2011年には、不正競争行為または、営業秘密侵害行為に対する訴訟の際に、準備書面、証拠調査など訴訟手続きにより知り得た企業の営業秘密に対し、裁判所が当事者に秘密保持命令の発令ができるようにし、裁判過程における営業秘密の流出を防止するため、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正した。

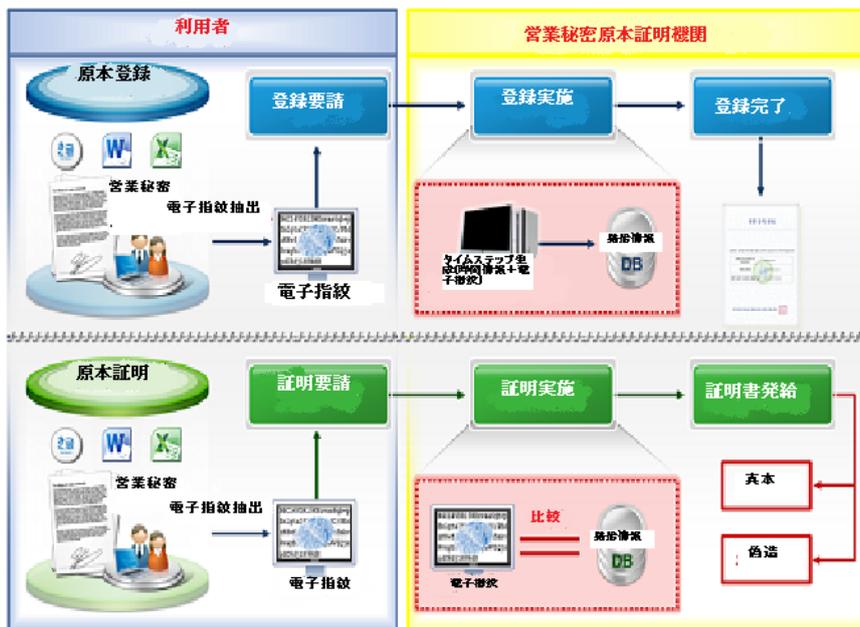
また、営業秘密侵害に対する立証負担を緩和するために営業秘密原本証明制度の法的根拠を導入し、罰則規定の営業秘密保持の主体を「企業」から「営業秘密保持者」に拡大する法律改正案を国会に提出した。

営業秘密原本証明制度は、営業秘密である電子文書から抽出した固有の識別子と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプ\*を生成し、これを国家公認機関に登録することによって、営業秘密情報の外部流出せず、営業秘密侵害の際に営業秘密の原本存在及び保有時点を立証できる制度である。

\*タイムスタンプ:電子文書がある特定時刻に存在していたとを証明するとと

もに、その時刻以降データが変更されていないことを証明する電子的技術

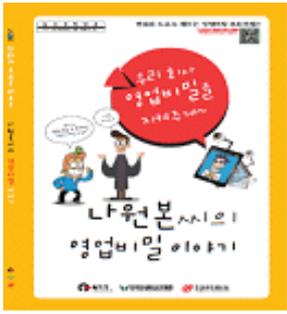
<図IV-3-2> 営業秘密原本証明制度利用流れ図



\* 韓国特許情報院([www.tradeseecret.or.kr](http://www.tradeseecret.or.kr))で 2010 年 11 月から制度施行中

特許庁は、これと共に営業秘密保護に関するセミナーを実施し、関連広報・教育資料を企業に配布することによって企業が自主的に営業秘密管理能力を備えられるように支援している。

<図IV-3-3> 営業秘密保護教育・広報資料

営業秘密管理マニュアル	営業秘密保護制度の紹介	広報パンフレット
		

## ハ. 評価及び発展方向

特許庁は、2012年にも広報動画及びオン・オフライン教育のコンテンツ製作・配布、地域説明会とコンファレンス開催、情報提供のためのホームページ運営など多様な活動を行い、企業役職員の営業秘密保護認識の向上のために努めていく計画であり、企業の営業秘密管理インフラ構築を直接的に支援するため、コンサルティング及び営業秘密の標準管理システム開発・普及を推進している。

## 2. 半導体設計財産の振興

電機電子審査局 標準特許半導体財産チーム 放送通信事務官 イ・サンドン

### イ. 推進背景

2011年の世界半導体市場は3,128億ドル規模であり、韓国は、全体市場において約13.5%を占有し、米国と日本に続き世界3位の半導体生産国である。しかし、国内半導体産業構造は、メモリー分野では世界市場(673億\$)の約51%を占めている反面、メモリー市場の3倍規模のシステム半導体分野(1,975億\$)では約4%の占有に過ぎないのが現状である。

一方、システム半導体産業は、製造工程技術の発達にともなうチップの集積度増加<sup>39</sup>と、多様な分野において技術融合一体化が加速され、SoC(System on Chip、システムチップ)製品が市場を主導している。このようなシステムチップは集積度の増加に至らない設計能力<sup>40</sup>と、はやい市場変化にとも

<sup>39</sup> ムーアの法則は、インテルの共同創業者であるゴールデンムーアにより主張された理論で、トランジスタの大きさが2年ごとに0.7倍縮小されチップ内の集積されるトランジスタの数が2倍ずつ増加するという理論。

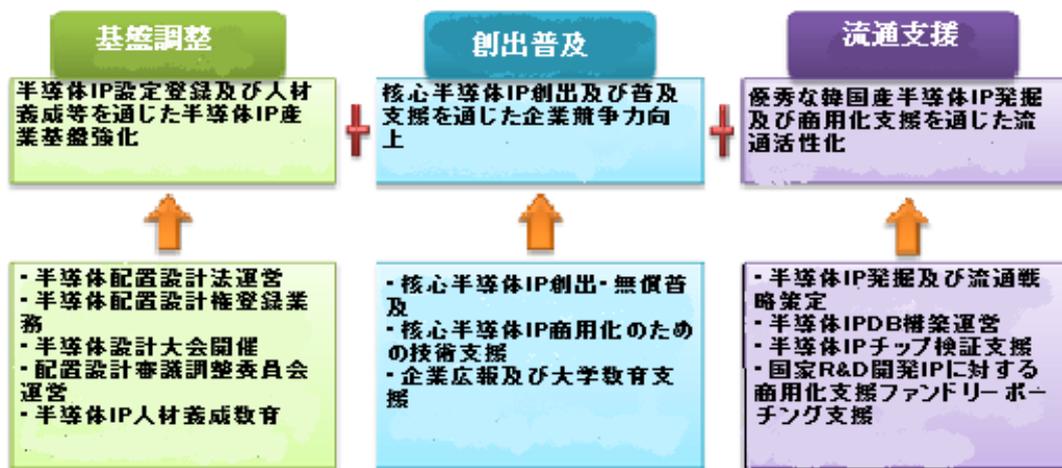
<sup>40</sup> ムーアの法則によりチップの集積度は毎年約58%ずつ増加する反面、設計者の設計能

なって安価な製品を適正な時期に市場に進入するTTM(time to market、money)が重要視されることにより、半導体設計財産(または、半導体IP)<sup>41</sup>を再使用することが必須の設計技法となった。

しかし、国内の現状を調べてみると、競争力があるチップリース企業<sup>42</sup>は少数に過ぎず、国内fabless企業<sup>43</sup>が自社のシステムチップ設計時に必要な半導体IPの約85%を外国から輸入しているのが実情であり(韓国半導体産業協会、2010)、システム半導体の基盤に該当する半導体設計財産産業が脆弱な状態である。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づき、半導体IP産業を育成するための方策として、半導体設計財産基盤造成、核心半導体設計財産創出及び半導体設計財産流通支援事業などを推進している。

<図IV-3-4>半導体設計財産の振興事業体系図



ロ. 推進内容及び成果

力(生産性)は毎年21%程度しか増加しない。

<sup>41</sup> 半導体設計財産：システムチップ設計時に反復的に使用できるように設計してある回路ブロック

<sup>42</sup> チップリース企業：半導体IPだけを設計して販売する企業(ARM、 Synopsisなど)

<sup>43</sup> ファブレス企業：製造工場なしで多様な半導体IPを組み合わせシステムチップを設計し販売する企業 (クアルカム、ブロードカムなど)

## 1)半導体設計財産基盤造成

半導体設計財産の基盤造成事業は、半導体設計財産の発掘と保護及び人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのもので、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計大会の開催及び半導体設計財産の専門人材養成のための教育事業などを推進している。

2011年には88件の配置設計権の設定登録申請を受け、計84件の半導体設計財産を権利化し、半導体配置設計法施行規則改正及び半導体設計財産振興事業の中長期事業計画(2012～2014)審議のために配置設計の審議調停委員会を2回開催し、産学研の多様な意見を反映した。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘し創作者の士気高揚のために、第12回大韓民国半導体設計大会を開催し、大統領賞に(株)現代モービスの車両用のビューアーモニターなど計14の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。

<表Ⅳ-3-6>第12回大韓民国半導体設計大会の授賞状況

等級	所属	設計作品名
大賞	現代モービス	AVM(Around View Monitor)用 ASIC 開発
金賞	西江大学校	単一基準電圧を使うレンジスケーリング技法基盤の13ビット100MS/s 0.13um CMOS ADC
銀賞	高麗大学	The Referenceless Transceiver for DisplayPort v1.2 Interface
銀賞	電子部品研究院	無損失基盤 UHD システム用映像及び音響圧縮復元 SoC
銀賞	韓国電力	ユビキタス PLC SoC
銅賞	電気研究院	core-A を応用したリアルタイム位置認識用 SoC 製作
銅賞	東国大学	低電力、低雑音 Digital Correlated Double Sampling 技法を使った CMOS イメージ センサー

銅賞	ソウル大学	次世代高速大容量メモリーインターフェースのための4.8Gb/s メモリーコントローラーシステム
銅賞	科学技術院	高速広帯域デジタル-アナログ転換機
銅賞	西江大学	二つのチャンネル間の回路共有技法基盤の低電力 10ビット 200MS/s 0.18um CMOS A/D 転換機
特別賞	科学技術院	誤謬に強い多チャンネル大容量 MLC SSD コントローラーの設計
特別賞	科学技術院	時間領域でラッチ インターポールレーション技法を利用した低電力フラッシュ アナログ/デジタル転換機設計
特別賞	高麗大学	A Regulated Switched-Capacitor DC-DC Converter With Fast Start-up in Fluctuated Weather Condition for Solar Energy Harvesting
特別賞	電子部品研究院	磁気維持支援のため超低電力無線通信 SoC

そして、半導体設計財産専門人材養成のためにIDEC(KAISTの半導体設計教育センター)を委託教育機関に選定し、大学で正規講座の運営及びこれに必要なCore-A専門講師プール構成、実習機資材と実習プロジェクト開発・普及などの支援活動を行い、プロセッサIPに対する国内の大学(院)生らの専門性向上に寄与した。

<表IV-3-7>2011年Core-A教育支援状況

講義教材支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Core-A 開発ボード活用法:95 冊</li> <li>・ Core-A Computer Architecture and Design:107 冊</li> <li>・ Core-A プロセッサを活用したプラットフォーム設計:85 冊</li> <li>・ 半導体配置設計関連の知識財産権:33 冊</li> <li>・ Core-A プログラマーガイド:97 冊</li> </ul>
実習機資材の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育用実習ボード:40set</li> <li>・ 研究用実習ボード:10set</li> </ul>
講座開設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師 Pool 構築:専門講師 17 人、一般講師 30 人、法制講師 4 人</li> <li>・ 公開講座 6 件(112 人)、訪問講座 10 件(133 人)、協約大学 大学正規講座開設 11 件</li> </ul>

## 2) 核心半導体設計財産の創出事業

核心半導体設計財産の創出事業は、半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に変えるための事業であり、エンベッディド プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に2011年には、国産エンベッディド プロセッサIP(Core-A)を、国内のfabless企業がロイヤリティー負担なしで使えるように32件のソースコードを無償で補給するなど、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用することができるように技術支援を行い、計3件のCore-A適用チップが製作され商用化のためのチップテストを進行している。

<表IV-3-8> 2011年Core-A適用チップの製作状況

No	製作企業	Core-A 適用製品	進行状況
1	A 社	タッチセンサーMCU チップ	9月チップ製作完了後テスト中
2	B 社	タッチセンサーMCU チップ	12月チップ製作完了後テスト中
3	C 社	一般用MCU(制御用チップ)	12月チップ製作完了

## 3) 半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は、国産半導体IP発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化のための事業であり、2009年から事業主管機関を専門性が高い韓国半導体産業協会に選定し、優秀半導体IP企画・発掘と流通総合情報体系強化及び取引活性化などの多様な支援を遂行している。

2011年には、計43件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計170件)、企業のニーズが高い5件の半導体IPに対し、信頼性検証のためのチップ製作を支援した。

<表Ⅳ-3-9>2011年の半導体IP検証支援状況

検証半導体 IP	活用製品群
Dual 10bit 40MSPS Pipeline ADC	通信用/放送用 Chip
Frequency Synthesizer PLL	ほとんどすべての Chip に内蔵
Real to Complex FFT Core	通信用 Chip(デジタル放送、無線ランなど)
0.18um Embedded EEPROM	Touch IC、MCU、Audio application など
High-Speed Interface 適用のための Link IP	インターフェース

このような信頼性の高い半導体IP DBと、使用者中心の取引システム構築などの流通基盤と多様な広報等を通じ、2011年に計135件の半導体IPが仲介され、この中で29件の半導体IPがライセンス契約を締結する成果を上げた。

#### ハ. 評価及び発展方向

半導体IPが流通できる国内基盤を構築し、実質的に国産半導体IPが取引きされる成果を上げ、大部分外国からの輸入に依存していたエンベディド プロセッサIPを、国内技術で開発して商用化<sup>44</sup>させることによって国内半導体IPの可能性を立証するなど、国内半導体設計財産の産業育成のために多様な政策が著しく成果を現わしている。

このような成果を基盤に、2012年には300MHzに合う多様な応用分野<sup>45</sup>の統合プラ

<sup>44</sup> 2010年Core-Aが適用されたT社のtiming controllerが製作され、現在L社納品中

<sup>45</sup> 300MHz級エンベディド・プロセッサ使用製品群には産業用機器と家電製品の制御用チップ、スマートフォンのタッチセンサーなどがある。

ットホームを開発し、企業の商用化支援を強化する計画であり、2011年に開発完了したCore-A 2Gに対しては、コンパイラーとティボゴの性能改善及び公信力あるベンチマークを通じた性能検証等を行い、商用化基盤を構築する計画である。

また、国家R&D事業の半導体IP成果物に対するDB化の推進と積極的な技術支援により、国内のfabless企業が保有した半導体IPの発掘を行い、国産半導体IPがより一層拡大できる条件を整える計画である。また、半導体IP流通のために企業中心の教育プログラムを開発し、国内企業が自生的に半導体IPを流通できるように企業能力を強化する計画である。

### 第3節 海外知的財産権の保護強化

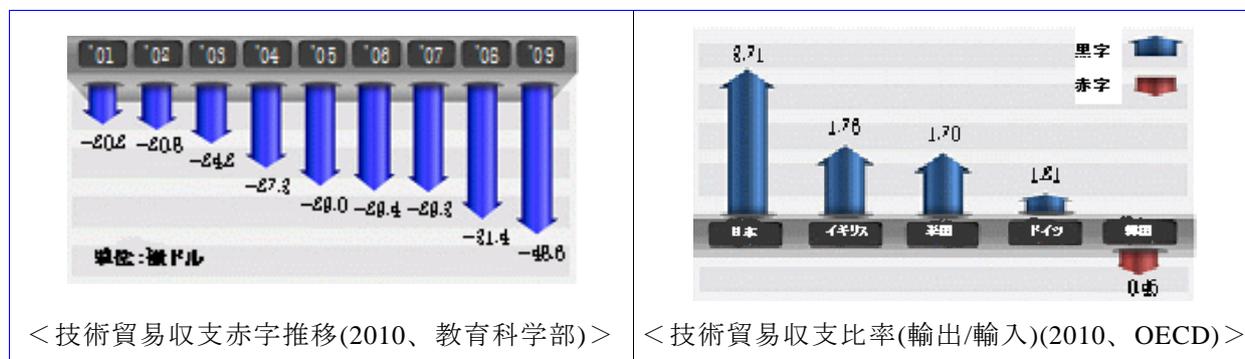
#### 1. 海外での知的財産保護の必要性

産業財産政策局 産業財産保護チーム 技術書記官 キム・キリョン

近年、韓国は急速な環境変化の中で企業経営が困難な状況に陥っている。中国の浮上、為替レートの問題、オイル価格などいろいろな問題に直面し、前代未聞のグローバル金融危機まで克服しなければならない状況に置かれている。韓国が輸出中心の経済体制である点において、最近の対外経済環境の変化は非常に重要であると言える。

特に、グローバル技術競争が深刻化となり、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。<sup>46</sup>先進企業らは、基礎固有技術に対するロイヤリティー要求と積極的な特許訴訟提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど知的財産権の競争が激しくなっている状況であり、核心・基盤特許の不足により技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加する傾向であるため、輸出基盤型の韓国経済における知的財産権の重要性は日増しに重要となっている。

<図IV-3-5>技術貿易収支赤字の推移及び主要国の技術貿易収支比率



<技術貿易収支赤字推移(2010、教育科学部)>

<技術貿易収支比率(輸出/輸入)(2010、OECD)>

<sup>46</sup> 米国の場合は半ダンピングによる貿易制裁は1998年以降年平均2%減少した反面、特許侵害を根拠にした輸入禁止決定は年平均15%増加している傾向 (2009年、米国ITC)

さらに、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など開発途上国において知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に留まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな威嚇となる。もちろん大企業は、知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を整えているが、中小企業の場合には、海外における知的財産権の侵害が発生する場合、専門担当者の不足と訴訟に必要な費用及び時間に対する対応の無策により侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与させるためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、事後の侵害発生時に積極的に支援すべきである。

## 2. IP-Deskを通じた知的財産権支援強化

顧客協力局 国際協力課 行政事務官 チョン・イルナム

### イ. 推進背景及び概要

特許庁では、海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護強化及び創出支援を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には、知識経済部と特許庁が共同で運営したが、2009年からは、特許庁が中国北京・上海・チンタオ・広州・瀋陽、タイ、バンコク、ベトナム、ホーチミンなど7地域のIP-DESKを運営し、さらに2010年からは、事業運営体系を二元化しKOTRA(中国北京・上海・チンタオ・広州ベトナム)4ヶ所、韓国知識財産保護協会(中国、瀋陽、タイ、ベトナム)3ヶ所を運営している。

### ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権を保護するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保し、確保された知的財産権に対する侵害が発生しているかを正確に調査・把握することが基本的に必要である。知的財産権の確保のために現地の弁護士または、弁理士など知的財産権専門家の知的財産権あい路相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会開催、情報提供などの事業を推進し、細部事業別の成果は2010年に比べて飛躍的に増加した。特に侵害調査支援を通じて計21億ウォンの模造品を没収した。

- \* 知財権相談:(2010年)1,335件→ (2011年)1,924件、44%増加
- \* 商標出願支援:(2010年) 355件→ (2011年)470件、32%増加
- \* 侵害調査支援:(2010年) 6億ウォン→ (2011年)21億ウォン、350%増加

この他に一般知的財産権説明会以外にも現地進出の関連機関(商工会議所、中小企業振興公社)と協力し、Canton Fair(中国輸出入商品交易会)の説明会及び現地公務員向けの模造品説明会を開催(2011.4)すると共に、韓・中・日3国が「東アジア知的財産権セミナー」を共同で開催することにより、知的財産権侵害に対する予防及び侵害行為に対する共助方策を協議した(2011.6)。

また、持続的に展示会及び企業を訪問して現場における知的財産権あい路相談及び解決を支援した。

中国はいわゆる人的関係が重視される文化なので、現地の知的財産権関連機関との協力チャネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行権限がある行政機関(工商行政管理局、税関)、公安部を個別企業と韓国特許庁が共に訪問し(民官合同代表団派遣)、韓国企業のジレンマを伝えると共に(2011年11月)、中国及びベトナム公務員を韓国に招へいして知的財産保護に対する認識を共にする共助議論を具体化した(2011年11月)。

タイに進出した企業を対象に「タイ法律フォーラム」(2011年7月、10月)を開催し、タイでの知的財産権紛争の事前予防及び保護のための1:1個別コンサルティングを支援した。

#### ハ. 評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなど知的財産権法の制度施行は比較的短く、社会一般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが必要な地域では、現地の知的財産権の権利化を支援し、個別の民間企業が接近し難い知的財産権の担当政府機関とのネットワーク形成は、かなり高い実効性があると判断される。

今後も特許庁は、韓国企業の海外知的財産の保護レベルを高めるために、KOTRA及び韓国知識財産保護協会など関連機関と協力して、韓国企業の海外知的財産権の保護レベルを強化し、輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

### 3. 企業の国際特許紛争対応能力向上

産業財産政策局 産業財産保護チーム 行政事務官 キム・ヨングン

#### イ. 推進背景及び概要

世界市場において競争優位を確保するための手段として、知的財産権紛争への対応が重要な課題として台頭している。三星とアップル間のスマートフォン市場での主導権争いは2011年の特許紛争により発生し、国内企業らの発光ダイオード(LED)市場進出が活発になることによって、フィリップス、ニッチアなど多国籍企業らは、国内企業らを相手取り特許訴訟を随時に提起している。また、米国国際貿易委員会(ITC)において、自国企業の要請により輸入物品の知的財産権侵害の有無を調査した事例は、2007年以降、年平均22.6%増加の傾向である。

しかし、韓国企業らの知的財産権の紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2011年知識財産活動実態調査によると、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約19.2%に過ぎなく、知的財産権関連の年間投資費用は平均約1.5億ウォンに過ぎないことが分かった。

これを受け特許庁は、韓国企業の知的財産権の紛争対応能力への努力を誘導するために、情報及び多様なインセンティブを提供し、産業波及効果が大きき場合には、紛争発生に従う産業被害を最小化するための紛争対応を支援している。

#### ハ．推進内容及び成果

特許庁は、韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように情報インフラを構築し、必要な場合には、特定企業を対象に紛争対応に必要な資源を提供している。

##### 1)国際知的財産権の紛争関連情報提供

知的財産権紛争及び特許管理企業(Non-Practicing Entity:NPEs)活動動向を随時に把握して関連データを体系的に整理し、これを土台に国内企業らが紛争対応に活用可能な各種分析報告書を発刊している。

---

#### <参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは多様に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは、①特許権を企業に行使しロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応し、今後攻撃を受けることになる特許らを買収することによって将来特許紛争を遮断する防御型のNPEに分類できる。最近 이슈 になっている特許怪物(Patent Troll)は、攻撃型NPEの一部に該当する。

---

また、最近外国の知的財産権の訴訟判決傾向を提供するために、主要国家の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を提供し、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを発刊した。

<表IV-3-10>海外知的財産権保護ガイドブック発刊状況(計21ヶ国)

アジア (11ヶ国)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)
ヨーロッパ (5ヶ国)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ
アメリカ (4ヶ国)	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
アフリカ (1ヶ国)	南アフリカ共和国
企画物	輸出企業チェックポイント

このような情報を効果的に提供するために2011年から国際知的財産権紛争情報ポータル(IP-Navigation, www.ipnavi.or.kr)を運営し、国内外で各種セミナーを開催している。特に情報ポータルは、企業実務者に必要な情報を速かに提供するため詳細検索の機能を提供している。

<図IV-3-6> 国際知的財産権紛争情報ポータル詳細検索機能画面

The screenshot displays a search interface for the International Intellectual Property Dispute Information Portal. It features a search bar at the top with a search button. Below it, there are several input fields and dropdown menus for search criteria. On the left side, there are radio buttons for selecting search stages (e.g., 'Invention', 'Patent', 'Trademark') and a dropdown for country selection. On the right side, there are input fields for IPC code, classification, and other identifiers. The interface is designed to allow users to filter and search for specific intellectual property dispute information.

また、利用者の便宜を図るためにモバイル ウェブ(m.ipnavi.or.kr)及びスマートフォン アプリケーション(商品名:海外知的財産権保護ガイドブック)を開発した。

## 2)知的財産権紛争予防・対応コンサルティング

知的財産権紛争発生のおそれがあったり、紛争が発生した中堅・中小企業72社を選定し、コンサルティング費用の一部(中堅企業50%、中小企業80%)を支援した。支援を受けた企業らはコンサルティングを通じ、自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認でき、他社の権利主張にどのように対応していくかについて戦略を策定できる。

### <表IV-3-11>知的財産権紛争対応のコンサルティング成功事例

- (紛争事実)日本 K 社がセラミック部品を開発する C 社に特許侵害を理由に警告状を計 5 回発送し、C 社の輸出取引先である英国 G 社に C 社製品の購入中止を要請した。G 社は C 社に特許侵害の事実がないことを保証することを要請
- (支援内容)警告状に記載された問題の特許及び日本 K 社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を提供。
- (成果)コンサルティング結果を G 社に通知し輸出を再開

## 3)知的財産権訴訟保険の加入支援

企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合に、莫大な法律費用の負担を背負うことになる。これに対し特許庁は、保険会社(東部火災、LIG、現代海上)に訴訟時に発生する費用を保全する保険商品を販売するよう誘導している。2011年には、産業財産権(特許権、商標権、デザイン権)を保有した中堅・中小企業に対して訴訟保険加入費用の一部(80%)を支援した。

## ハ. 評価及び発展方向

2011年には、知的財産権紛争対応に必要な国際知的財産権の紛争情報ポータル開発を完了し、紛争対応情報に対するアクセスを画期的に改善した。そして、コンサルティング支援事業は、その経済的効果が約39,186百万ウォンとなり、政府予算投入に対比し13.06倍の効果を上げたと評価されている。(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2011.12.)

今後も韓国企業が、外国企業との知的財産権紛争を円滑に解決できるよう、知的財産権の紛争関連情報を量的・質的に継続して拡充していき、企業が情報を有用に活用できるように積極的に支援する計画である。これに伴い、今後海外知的財産権保護ガイドブックを随時に改正することによって、常に最新化された内容を提供し、企業が国際知的財産権の紛争情報ポータルが保有するデータベースを、自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

一方、制限された予算内でコンサルティングと訴訟保険加入の支援を受けられる企業を拡大するため、所要費用のうちの国家負担の割合を縮小していき、より良いコンサルティングサービスができるよう、国内外の知的財産権専門家情報(用役遂行履歴、評価結果など)を引き続き収集・整理して積極的に提供する計画である。